

第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画

こどもすこやか育みプラン・とよなか
令和5年度(2023年度)
事業実施報告書



すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか

令和6年(2024年)10月



豊中市

は じ め に

本市は、平成 25 年（2013 年）4 月に「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例を制定しました。この条例に基づき、平成 27 年（2015 年）3 月に豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定し、子どもに関わる様々な分野にわたる支援施策を総合的、計画的に推進しています。

令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間の計画期間とする第 2 期計画は、子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とし、国が進める「子ども・子育て支援新制度」等の趣旨を踏まえつつ、「子育て支援」「子育て支援」「安心・安全なまちづくり」の基本施策に加え、「ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～」、「みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」の 3 つを重点施策に掲げ、子育て・子育て支援施策の推進に取り組むものです。

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、毎年度進行状況の点検や評価を行い、その結果を踏まえ、次年度以降の計画推進における事業の見直しを行うこととしております。

本報告書は、このような趣旨に基づき、本計画の実効性をさらに高めるため、こども審議会で評価・意見をいただきながら、本市の様々な子育て・子育て支援に関わる事業の実施状況と、子育て環境の現状等をまとめたものです。

市民のみなさまや関係者には、今後の子育て・子育て支援をさらに充実させるために、本報告書をご覧いただき、本市の子育て・子育て支援の推進のためにご活用いただきますようお願いいたします。

令和 6 年（2024 年）10 月

豊 中 市

— 目 次 —

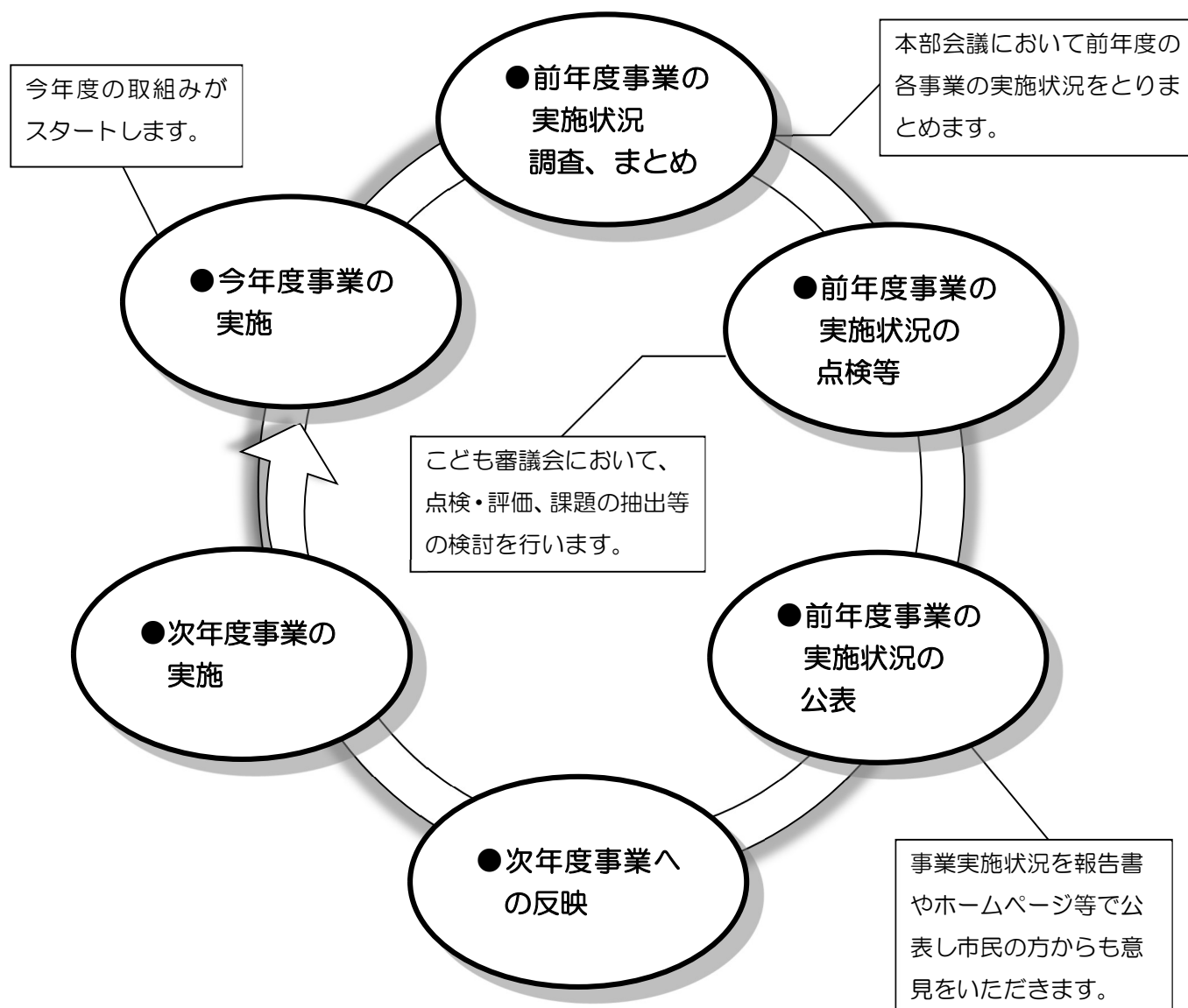
はじめに

I. 進行管理のサイクルについて	1
II. こどもすこやか育みプラン・とよなかがめざすもの	2
III. 施策体系	5
IV. 重点施策の事業実施状況	9
1. ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～	9
2. みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～	1 2
3. だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～	2 1
V. 施策の柱ごとの事業実施状況	2 4
施策の柱 1 ●子育て支援	2 4
施策の柱 2 ●子育て支援	2 9
施策の柱 3 ●安心・安全なまちづくり	3 4
VI. 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況	3 8
VII. 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実 （新・放課後子ども総合プラン）	4 7
VIII. ひとり親家庭への支援の充実（ひとり親家庭等自立促進計画）	4 9
IX. 子どもの未来応援施策の推進（子どもの貧困対策計画）	5 2
X. 評価指標	5 5
XI. 事業一覧	5 8
XII. 豊中市の子育て環境の現状	7 9
1. 人口・出生等の状況	7 9
2. 教育・保育施設等の状況	8 7
3. 子育て支援サービスの状況	8 9
4. 子育て相談等の状況	9 1
5. 小・中学校・義務教育学校の状況	9 5
6. 障害児等の状況	9 6
7. 外国人市民の状況	1 0 0
8. ひとり親家庭等の状況	1 0 1
9. 安心・安全	1 0 2
こども審議会からの評価・意見と市の考え方	1 0 4
 巻末資料	
指標の修正について	1 0 7
用語の解説（★のついた用語）	1 0 8
ご意見・ご感想をお寄せください	1 1 1

* 本報告書内の図表の暦年表記は、スペースの都合上、西暦のみとしています。

I. 進行管理のサイクルについて

計画の進行状況を把握し、進行を管理するために、庁内における子育て・子育て支援に関わることも施策推進本部会議（委員長＝こども未来部長。《以下、「本部会議」という。》）において各事業における毎年度の実施状況を取りまとめます。そして、市民や児童福祉、母子保健、教育等の関係機関、学識経験者等から構成する「こども審議会」において、進行状況の点検や評価及び課題の抽出や重点的に取り組む事項等の検討を行います。その結果を次年度以降の各事業の改善等へとつなげ、着実な計画推進に取り組みます。



Ⅱ. こどもすこやか育みプラン・とよなかめざすもの

本計画は、「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、子どもが人とつながり、未来を切り拓く力を身につけるとともに、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人となるよう、基本理念を以下のように定めています。

**すべての子どもの人権が尊重され、
健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、
子どもを愛情深く育むまち・とよなか**

子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とします

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。

子どもの健やかな育ちを支えます

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があります。子どもの力を信頼し、または認め、その個性や能力を発揮することができる機会を提供し、子どもの状況に応じた支援することで、子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することをめざします。

自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行うことをめざします。

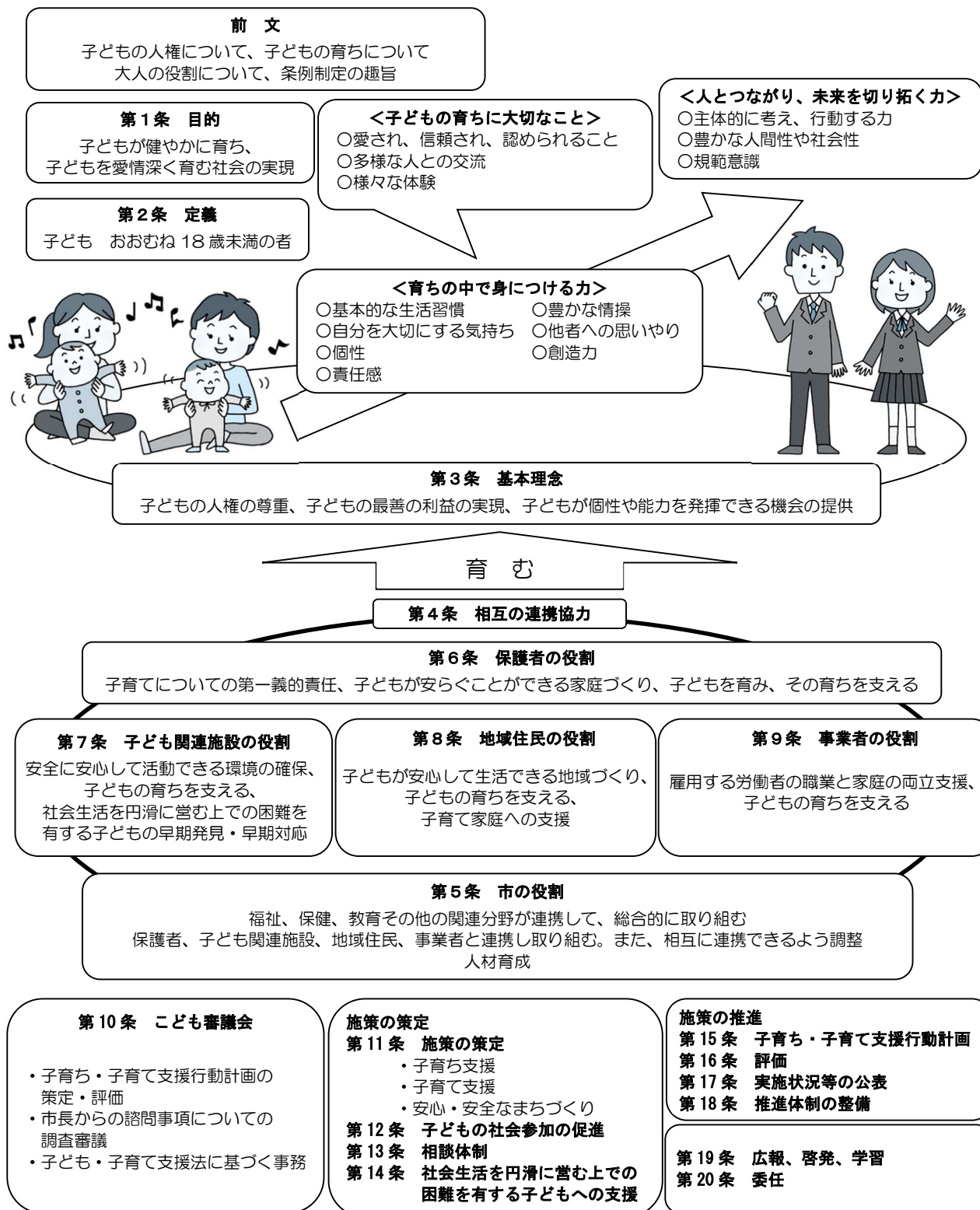
子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人がともに考えることをめざします。

（子どもの健やかな育ちとは ～豊中市子ども健やか育み条例より～）

子どもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園★、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。

■豊中市子ども健やか育み条例

○豊中市子ども健やか育み条例の概要



安心して子育てできるように地域全体で家庭を支えます

子どもの育ちには、身近にいる特定の大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が大切であることから、保護者が安心して子育てできるように、地域全体で保護者を支えることが、子どもの健やかな育ちにつながります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。しかしながら、社会環境や生活基盤の変化など子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっており、**不安や負担を抱えながら子育てをしている保護者**もいます。こうした状況を踏まえた上で、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、**子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる**ことができるよう地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。

子どもを愛情深く育むまち・とよなかをめざします

保護者を含む地域の大人、関係機関・団体、事業者、NPO★、学校、行政など子どもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、すべての人が子どもや子育て家庭に関心をもち、**地域全体で子どもを育む仕組みづくり**が必要です。

■子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

生きる権利

- 一人ひとりの生命が大切にされること
- 病気や怪我をした時に、治療を受けることができること など

守られる権利

- あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られること
- プライバシーが守られること、他の人から誇りを傷つけられないことなど

育つ権利

- 教育を受けることができること
- 適切な情報提供等の支援を受けること
- 自分らしく育つことができること
- 考えることや信じることの自由が守られること
- 体や心を休ませることや、年齢にふさわしい遊びや文化・芸術活動に参加できること など

参加する権利

- 自分に関係のあることについて自分の意見を表明できること
- 表明した意見は年齢や成長に応じて考慮されること
- 友人を作り、友人と集うこと。但し、他の人に迷惑をかけてはいけません など

子どもに関わることは、子どもにとって一番よいこと（最善の利益）を第一次的に考慮することが求められています

Ⅲ. 施策体系

基本理念	すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか
施策の柱1	子育て支援
	1-1 保育及び教育環境の充実 就学前の学校教育・保育の質の向上、学校教育の充実など
	1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供 子どもの多様な活動機会や社会参加の充実など
	1-3 子どもの居場所づくり 安心して遊びや学習ができる子どもの居場所づくりなど
	1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援 子どもの悩みや不安の解消に向けた情報提供・相談支援、児童虐待の防止など
施策の柱2	子育て支援
	2-1 地域の子育て環境の整備 地域子育て・子育て支援のネットワークづくり、地域教育力の向上など
	2-2 子育てに必要な情報提供等 利用者支援、子育てに必要な情報提供の充実、家庭教育支援など
	2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援 保護者の悩みや不安に対する相談支援、多様な子育て支援など
	2-4 子育てと仕事の両立の推進 多様な保育サービスの提供、ワーク・ライフ・バランス★の推進など
施策の柱3	安心・安全なまちづくり
	3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備 子育て・子育てにやさしい生活環境整備、母子保健事業の充実など
	3-2 子どもの安全確保 防犯・防災体制の充実、交通安全活動の推進など
重点施策	1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～ 2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～ 3 だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～

子ども健やか育み条例に基づく取組み

こどもまんなかの取組み

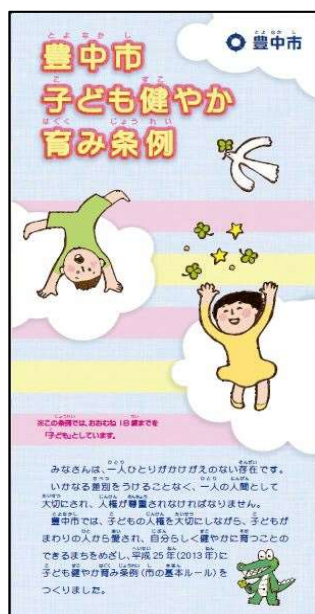
こどもまんなか応援サポーター宣言

豊中市では、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか★」の主旨に共感・賛同し、長内繁樹市長が令和5年7月に「こどもまんなか応援サポーター★」に就任し、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。子どもの意見を日常生活や施策に反映できるよう、子ども本人の意見を言える場の確保や「こどもまんなか」に子育て・子育てのための施策を進めていくことを宣言しました。令和5年度は「こどもまんなかアクション」として、「こどもまんなかフォーラム@とよなか」(p.7)の開催、子ども健やか育み条例出前講座(p.6)・子どもヒアリング(p.7)、とよなか子育て応援団スマイルフォトキャンペーン(p.35)を実施しました(詳細は報告書内の各項目に記載)。



条例を知ってもらうための取組み

子ども健やか育み条例 子ども向けパンフレットの配布、小・中学校向け出前講座【こども政策課】



子ども向けパンフレット

平成25年(2013年)4月に制定された子ども健やか育み条例の子どもへの周知をはかるとともに、子どもの人権に関する子どもの理解を深める機会とすることを目的に、子ども向けパンフレットを作成し、講座開催時や市内の小学4年生に毎年パンフレットを配布しています。

また市内の小・中学校・義務教育学校で子ども健やか育み条例や子どもの人権に関わる内容をテーマにした出前講座を実施しています。令和5年度(2023年度)は「ひとりひとりのもちあじ」「なぜいじめはいけないのか」「多様な性のあり方」などをテーマに、小学校15校、中学校4校で実施し、合計2,909人の児童・生徒が参加しました。



出前講座の様子

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

児童・生徒からは、「一人一人が大切であること、みんな違って当たり前でそれがもちあじなのだ」と強く感じた」、「性の多様性について教えてもらったことで、人を傷つけるつもりがなくても相手が傷ついているかもしれないから、相手のことをきちんと知ろうと思いました」といった感想がありました。

平成 26 年度（2014 年度）からスタートした小・中学校向け出前講座は、3 校延べ 392 人の受講でスタートし、条例施行 10 周年となる令和 5 年度（2023 年度）までの合計で延べ 127 校 20,355 人の児童・生徒が自分の権利を大切にするとともに、まわりの他の人の権利も大切にする事などを学びました。

子どもの社会参加の促進

子ども健やか育み条例に基づき、子どもたちの声を大切にしながら、子育て・子育てに関する取組みを進めています。豊中市子育て・子育て支援行動計画策定や毎年の事業実施状況などについて、子どもの声を聴く機会を設け、施策に反映しています。

子どもヒアリング【こども政策課】

豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の進行管理の一環として、市職員が学校へ訪問し、子どもに子育て・子育て支援の取組みの概要を説明するとともに、これらに対する意見を聴きました。小学生、中学生、高校生合計 74 人に協力いただき、「悩んだ時の相談先について」や「自分の将来についてのイメージ」など様々な意見をいただきました。



子どもヒアリングの様子
(上) とヒアリングの内容
(左 QR コード)

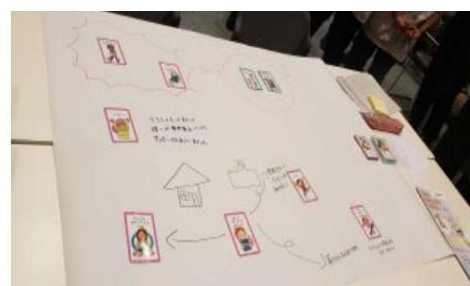
こどもまんなかフォーラム@とよなか【こども政策課】

豊中市子ども健やか育み条例は、令和 5 年度（2023 年度）で条例制定 10 周年をむかえました。より広く子どもたちから意見を聴くため、「子どもたちから大人の人へ伝えたいこと」をテーマとした座談会「こどもまんなかフォーラム@とよなか」を開催、計 12 人の小中高生が参加しました。

自分の気持ちを表すカードを使いながら、グループごとに話しあい、普段子どもたちが感じていることや、やりたいと思っていること、家族との関わりについてなど様々な意見をいただきました。皆さんからいただいた声を大切にしながら、豊中市では、これからも子どもたちのための様々な取組みを進めていきます。



こどもまんなかフォーラム当日の様子



子どものつぶやき展【こども事業課】

就学前施設では、「豊中市人権保育基本方針」に基づき、ひとりひとりの子どもの人権を大切にすることを基本に、豊かな感性を育てお互いを大切にすることを培い、人権尊重の基礎的な資質を養うことをめざした人権教育・保育を進めています。

「子どものつぶやき」は、人権教育・保育の中で大切にしてきた取組みの一つです。令和5年度（2023年度）は1月に第二庁舎1階ロビーで「第30回子どものつぶやき展」を開催しました。

子どもたちは、日ごろから友だちや大人と関わって遊び、生活する中で“うれしいこと”“悲しいこと”“驚いたこと”“腹がたつこと”“求めたり望んだりしていること”など様々なことを感じ、表現しています。このような子どもたちの「思い」を表現したものを、言葉だけではなく、しぐさ・動き・表情などを含めて「つぶやき」として捉えています。「つぶやき」を通して、子どもたちの生活や友だちへの「思い」を受け止め共感するとともに、周りの友だちに伝え広げていくことを大切にしてきました。また、子どもの「“まわりの大人への思い”のつぶやき」を通して、大人が改めて子どもの思いに向き合い、教育・保育の振り返りにつなげていきました。

これらのことは、仲間とともに生きる子どもを育み、ひとりひとりの子どもの人権を守ることに繋がっていくものと考えています。

せんせいはどうなの？ 3歳児

お昼寝前、たつやが保育者と一対一でパジャマに着替えていた、ゆったりとした時間。



たつや たつやくん はなこせんせいのことすきだよ

保育者 はなこせんせいも たつやくんのことすきだよ

たつや たつやくんは たつやくんのこと すきな

保育者 そうなんだね

たつや はなこせんせいは はなこせんせいのこと すき？

「せんせいのこと すきだよ」「せんせいも すきだよ」は、いろいろな子とよくするやり取りですが、その続きは珍しく、とても驚きました。

たつやにとっては何気ないやり取りだったと思いますが、大人としては自己肯定感の高さや深い問いかけが、とても印象に残りました。



園での掲示の様子



つぶやき展の様子

Ⅳ. 重点施策の事業実施状況

重点施策 1 ひろめよう、それぞれの居場所 ～子どもの居場所づくり～

(1-3 子どもの居場所づくり)

子どもの居場所ネットワーク事業の実施【こども支援課】

公民協働による子どもの居場所づくりの推進による、子どもを地域全体で健やかに育む環境づくりや学校園を核としたセーフティネット体制の構築等を目的に、子どもの居場所ネットワーク事業を実施しました。実施にあたり、市域コーディネーターに加えて、7圏域に圏域コーディネーターを配置しました。令和5年度（2023年度）の主な実績は、下記のとおりです。

1. ポータルサイト「いこっと」の更新

「子どもの居場所について知りたい」「居場所の取り組みをサポートしたい」方に向けて、市内の子ども食堂や無料・低額の学習支援など子どもの居場所55か所の情報を掲載したポータルサイト「いこっと」を随時更新しました。

「いこっと」を通じて、居場所情報の提供や運営者の想いを発信するほか、食材や場所の提供、ボランティア等で居場所を応援したい市民や企業と居場所運営者とのマッチングなどを行っています。



2. 居場所づくり人材バンクの運営

居場所の多様なニーズに対応するため、「いこっと」の人材バンク登録制度「いこっとサポーター」において、人材の募集と登録、居場所への派遣や運営者とサポーターのマッチング等を継続実施し、居場所利用者の保護者向け講演会、居場所での工作体験やワークショップ、演奏会等のイベントの実施を目的に、11団体に計23回の人材派遣を行いました。

3. 個別団体の居場所づくり支援

新規立ち上げとして、障害者就労施設やお寺を拠点とした居場所づくりのほか、高齢者介護施設の取り組み等を支援しました。

また、既存団体の支援として、新しい活動に関する支援や食材提供、助成金情報の提供等を行うとともに継続的な運営に関する相談支援を実施しました。



4. 圏域ネットワークの構築

居場所運営者、学校関係者、地域活動関係者、関係機関等による圏域ネットワークの構築を目

的に、居場所の活動状況の共有、地域の子どもに関する情報交換や、虐待・ネグレクトに関する支援への繋ぎをテーマにした交流会等を、全7圏域で実施しました。

5. 市域ネットワークの構築

居場所運営者、学校関係者、関係機関等の課題共有等を目的に「こどもまんなか円卓会議」を2回実施し、新規で活動を開始した居場所の紹介のほか、活動に関わる課題や解決策・連携方法について、参加者のテーマ提示によるグループディスカッションを行いました。

6. 居場所ボランティア講座の実施

子どもに関わりたい人が子どもの課題を知り、支援のスキルを学び、現場で活動始めるための3回連続講座を実施しました。先進的に活動している居場所運営者を講師に招き、居場所での子どもとの接し方についての講演を行ったほか、既存の居場所運営者によるブース出展を実施し、受講者が実際に活動している運営者の話を直接聞き、居場所の現状を学ぶ機会としました。



今後もこれらの取組みを総合的に進めていくことで、様々な課題を抱えた子どもの育ちを支え、るとともに、家庭への支援や多様な団体のつながりを創出していきます。

子どもの居場所づくり推進事業補助金の交付【こども支援課】

「豊中のまち全体が子どもの居場所になる」まちづくりを推進するため、地域における子ども食堂や無料・低額の学習支援等の多様な子どもの居場所づくりを充実することを目的に、定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とする子ども・家庭への見守り等を行う団体に対して補助をすることで、居場所の安定的な運営の支援を令和3年度（2021年度）から引き続き実施しました。

令和5年度（2023年度）においては、31団体を補助し、延べ30,291人の居場所への参加と、延べ991世帯へお弁当等の配布を通じた見守りを行いました。

豊中市
子どもの居場所づくり
推進事業補助金
いこっと補助金

豊中市は、子どもの居場所の定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とする子ども・家庭の見守り等を行う団体に対して、補助金を交付します。

詳しくは、裏面およびこちらの二次元コードよりご覧ください。

●お問い合わせ・お申込み●
豊中市 子ども支援課 こども政策課
〒561-8501 豊中市中環3-1-1
☎06-6830-2229
E-mail: kodomo@city.toyonaka.nara.jp

「いこっと」は、
豊中市子どもの居場所
ポータルサイトの名称です。

子どもの居場所・相談支援拠点事業の実施【こども支援課・人権政策課】**拡充事業**

子どもの居場所ネットワーク事業におけるセーフティネットの仕組みづくりをさらに推進するため、支援型の子どもの居場所をいこっと home、人権平和センター豊中、人権平和センター堂池の3か所で実施し、支援対象児童等（延べ2,107人）に対し、安心・自由に過ごせる居場所の提供、食事提供、文化・社会体験活動、個別相談対応、家庭訪問等の支援を行いました。

また、支援対象児童等が抱える課題に応じて、市、学校、関係機関、他の居場所運営者等と連

携しながら支援を行ったほか、子どもの居場所・相談支援拠点においては、子どもの居場所ネットワーク事業の事務局拠点として、民間居場所運営者・ボランティアの相談対応、会合・研修・寄付等の物資保管の場としても活用しました。

今後は、改正児童福祉法の「児童育成支援拠点」と位置づけ、市内7圏域へ順次設置していくとともに、開催頻度などの条件を緩和した「豊中型認定居場所」を新設することで、支援型居場所を拡充していきます。また、はぐくみセンターが核となり、既存の地域の居場所も含めた重層的な相談支援ネットワークを構築することで、必要に応じて継続的・専門的支援に確実につなげる子どもの居場所の相談支援体制を構築していきます。

様々な地域の居場所の取組み

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会による子ども食堂ネットワークにおいて、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、主任児童委員★等の地域団体による、小学校や放課後こどもクラブと連携した子ども食堂や朝ごはん会、学習支援等、様々な子どもの居場所の取組みを行っています。子ども食堂ネットワークに加盟する子ども食堂を対象とした交流会の実施や、くるくるパントリーを通じた食材支援、子ども・若者支援を目的に寄付された寄付金を配布し、子ども食堂マップの更新を行いました。加えて、子ども宅食（弁当配布、延べ1,427食）を通じて子ども・子育て家庭の支援を行いました。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～

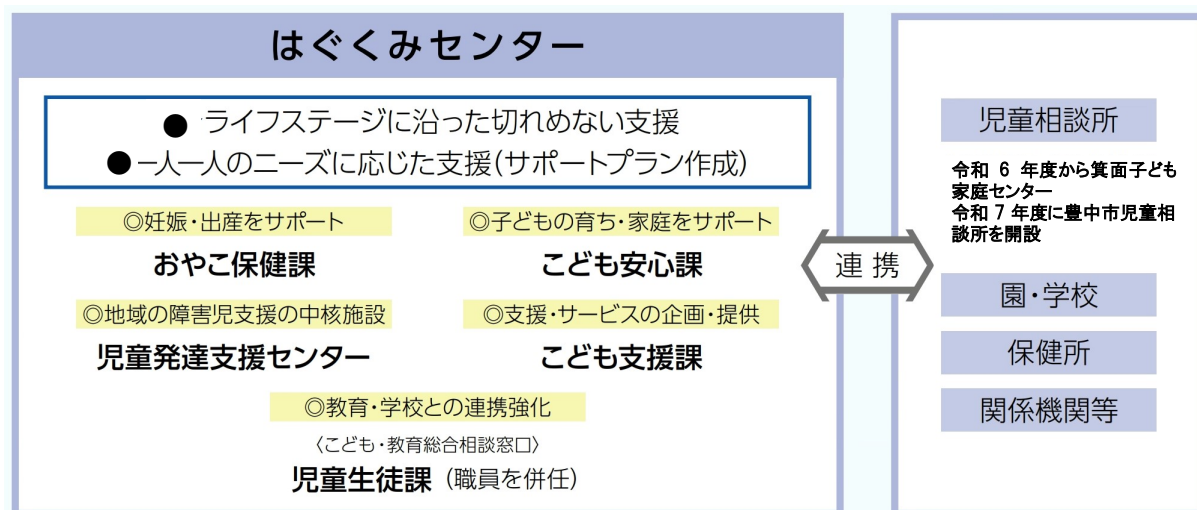
- (1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)
- (2-2 子育てに必要な情報提供等)
- (2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

はぐくみセンター4月に始動 新規事業

改正児童福祉法に規定するこども家庭センター★の機能を持つ相談支援機関「はぐくみセンター」を、法施行に先立ち、令和5年（2023年）4月に府内で初めて設置しました。すべての妊産婦、子どもとその家庭に対し、改正法で定める児童福祉と母子保健だけでなく、学校教育も一体となって、ライフステージに沿った切れめのない支援をより確実に届けていきます。

その他、令和5年度（2023年度）は、養育に課題を抱える家庭やヤングケアラーがいる家庭等を対象に家事・育児支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を開始したほか、子育て・子育て支援サービスの充実や利用しやすさ向上に向けた検討を行いました。

また、令和5年度（2023年度）は0～18歳までの支援を必要とするお子さんのいるご家庭向けに307件のサポートプランを作成しました。母子保健・児童福祉・障害児支援・学校教育が一体となって課題解決に努めました。



(1) 切れめのない相談支援

こども総合相談窓口【こども支援課】

平成27年度（2015年度）から設置しているこども総合相談窓口では、365日24時間体制で18歳になるまでの子どもと家庭のあらゆる相談を受付けています。

また、こども専用フリーダイヤル「とよなかっ子ダイヤル」についても、同じく365日24時間体制で相談を受付けています。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください



令和２年度（２０２０年度）から開設している、こども専用チャット相談「とよなかつ子ライン」（毎週水曜 １７～２１時）については、令和４年（２０２２年）３月には市立学校で配布されるタブレット端末からも相談できるように設定を行い、子どもからの相談体制を拡充しています。相談窓口が身近なものになるよう、横断幕を掲示したり、市内の小中高等学校へ相談カードを配布したりと、窓口の周知強化を継続しています。

育児のしんどさや子どもにどう対応したら良いか、気になる行動をとる子どもにどう関わったら良いかなど、専門職が保護者からの相談に対応し、必要に応じて関係機関にもつないでいます。子ども自身からは、友人関係、心身の健康のことなどの相談も多数受けており、とよなかつ子ラインでは、特に市立学校配布タブレット端末からの相談も増加しています。今後とも、身近な相談窓口になるよう相談員の資質向上とともに、窓口の周知に努めていきます。

■こども総合相談窓口 相談件数（時間帯別）■ (件)

	平日昼間	平日夜間	土日祝（日中）	土日祝（夜間）	合計
2021 年度	2,995	459	179	215	3,848
2022 年度	3,749	470	153	182	4,554
2023 年度	5,084	475	171	211	5,941

■子どもからの相談件数（年代別内訳）■ (件)

	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生年代	不明	合計
2021 年度	31	196	472	135	51	885
2022 年度	103	612	391	104	152	1,362
2023 年度	81	568	336	82	245	1,312

■子どもからの相談件数（フリーダイヤルとライン内訳）■ (件)

	とよなかつ子ダイヤル	とよなかつ子ライン	合計
2021 年度	577	308	885
2022 年度	301	1,061	1,362
2023 年度	224	1,088	1,312

こども・教育総合相談窓口【児童生徒課・こども支援課】 **新規事業**

令和５年（２０２３年）４月から設置された、はぐくみセンター内の一機関である当窓口を庄内コラボセンターに設置し、専門相談員、臨床心理士、社会福祉職を配置し、学校や保護者などからの子どもに係る問題行動や様々な悩みなどの相談に対し、関係各課と連携しながら、問題解決に向けた支援につなげるなど、適切に相談業務を行い、延べ 247 件の相談に対応しました。

今後も関係各課や学校等関係機関と連携を図りながら、事案を早期に発見し、早期支援につなげられるよう取り組みます。

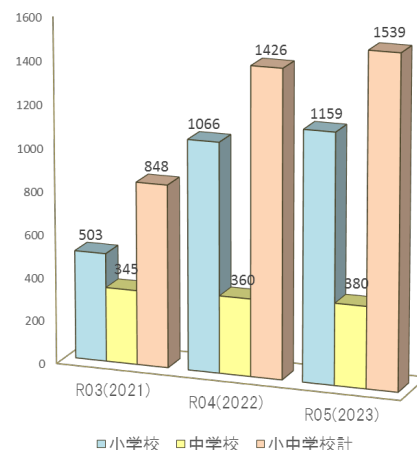
いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクト【こども安心課・児童生徒課】

いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクトとして、こども未来部こども安心課と教育委員会事務局児童生徒課が「いじめ・不登校（長期欠席）・児童虐待対策連絡会議」で連携し、いじめ事案、児童虐待事案等の個別ケース検討をはじめ予防にむけた事業を実施しました。

特にいじめ予防については、未然防止はもとより、早期発見・早期対応としていじめの芽の段階から摘むことが重要です。学校では「豊中市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校でいじめ対応に関する方針や計画をたて、いじめ防止に取り組んでいます。いじめは全ての学校、全ての児童生徒に起こりうるものという認識のもと、教職員のいじめに対する感度を高めたり、児童生徒自身がいじめに対する理解を深めたりできるような取り組みを行いました。

こども安心課のいじめ予防校区研修会では、児童生徒を対象に弁護士から身近なトラブル事例をもとに、いじめの構造やいじめの当事者以外のまわりの子どもたちの役割について学びました。

いじめの認知件数推移



■令和5年度（2023年度）いじめ予防校区研修会実施実績■

対象	実施校	講師	テーマ
児童生徒	小学校 2校 中学校 1校	弁護士	・身近にあるいじめについて

令和5年度（2023年度）も前年に引き続き、小学校の児童会や最高学年、中学校の生徒会執行部会をはじめとし、子どもたちが主体となっていじめ予防を含めた安心安全な学校づくりを進めていくための支援をしました。各小中学校でオリジナルの下敷きや定規などのグッズを作り、全校児童生徒、全教職員に配布し、いじめ予防の啓発・促進を行いました。このような取り組みを全市的にも発信していきます。

こども療育相談【おやこ保健課（児童発達支援センター）】

発達上の様々な困りごとについて、その課題の整理や問題解決に向けての環境づくりや工夫の仕方などを、専門の職員が来所や電話で助言をします。所属施設へアウトリーチ★しての支援方法の提案、地域子育て支援センターでの相談会や発達支援親子教室等身近な地域での支援体制を充実させていきます。



★は資料編「用語の解説」をご覧ください

■令和 5 年度（2023 年度）こども療育相談事業実績■（単位：人）

基本相談	933
療育支援（来所）	910
療育支援（訪問）	221
巡回相談	301
障害児相談支援事業	33
発達支援保護者講座・相談会	66

保護者支援講座の実施について【こども支援課・おやこ保健課】

「安心感の輪」子育てプログラム連続講座では、連続での参加が難しいとの声をうけ、単発で「子育てで大事にしたいアタッチメントのお話」の講座を土曜日・日曜日に市内 3 力所（北部・中部・南部）で実施し、愛着形成について学ぶ機会を提供しました。連続講座は好評につき 1 クール臨時開催しました。参加者より「少し肩の力を抜いて子育てを楽しめるようになった」「子どもの行動の意味を知った」「子育ての地図をもらったような気持ちになった」等の感想をいただきました。

子育て発達支援プログラムでは、Web を活用するなどの工夫をしながら、それぞれ子どもの育ちに大事なことや子どもと良い関係性を築く技術等を学ぶ連続講座を行いました。成果として、受講前と受講後の行動変容など講座の有効性を確認するとともに、Web 講座では普段は外出しづらい保護者の参加など、参加者に広がりが見られました。今後はファシリテーターの育成などにより、さらに効果を広げていけるよう工夫をしていきます。

※ファシリテーターの育成に関しては重点施策 3 の児童発達支援センター機能の充実（P.21）に詳しく記載しております。

■令和 5 年度（2023 年度）保護者支援プログラム実績■

	「安心感の輪」子育てプログラム	子育て親育ちプログラム （「前向き子育てプログラムトリプル P」）	子育て発達支援プログラム （ペアレント・プログラム ペアレント・トレーニング）
対象	就学前の子どもの保護者	2～12 歳の子どもの保護者	発達が気になる子ども（主に 3～7 歳）の保護者
概要	日常生活の何気ない子どもの姿から子どもの欲求や気持ちを理解し、子どもの安心感を育む関わりを学ぶ （連続講座、単発講座「子育てで大事にしたいアタッチメントのお話」）	イライラする、どなるなど子育てに悩んだ時に、子どもが理解しやすく、親子が前向きな関係をつくる具体的スキルを学ぶ （グループ 7 回・Web セミナー 3 回連続講座）	子どもの行動・子育てに困り感がある保護者が子どもの「行動」の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたプログラム （基礎編：6 回・ステップアップ編：5 回連続講座、1 回一日講座）

実績	連続講座 延べ 35 回 延べ 151 組 延べ 288 人参加 単発講座 延べ 3 回 延べ 66 組 延べ 143 人参加	延べ 17 回 延べ 96 人参加	基礎編 参加者 15 名 ステップアップ編 参加者 33 名
----	--	----------------------	-----------------------------------

乳児家庭全戸訪問事業【おやこ保健課（保健センター）・こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

豊中市では、全ての妊婦に対し母子健康手帳交付時に保健師、助産師等による保健指導を行っています。また、保健師・助産師等による「新生児訪問」、赤ちゃん訪問員・主任児童委員等による「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後 4 か月までの乳児のいる全家庭を訪問するなどの伴走型相談支援を実施し、子育てに不安のある家庭等の支援につなげています。新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん事業の面談率は、99.9%と、前年と同程度の面談率を維持しました。また、赤ちゃん訪問員等からの報告を受け、電話相談や育児支援家庭訪問等の支援を行いました。また、長期里帰りの方にも連絡し、子育て情報を届けています。

今後も虐待の未然防止、子育て不安の軽減につながるよう丁寧な子育て情報の提供・相談・援助に取り組めます。

■乳児家庭全戸訪問事業■

	訪問対象人数	実面談数	面談率
2019 年度	3,224 人	3,131 人	97.1%
2020 年度	3,330 人	3,236 人	97.1%
2021 年度	3,040 人	2,958 人	97.3%
2022 年度	2,991 人	2,944 人	98.4%
2023 年度	2,939 人	2,938 人※	99.9%

※新生児訪問面談数 1,764 人、こんにちは赤ちゃん事業 面談数 1,280 人
両方の面談を実施した数 106 人

養育支援訪問事業【おやこ保健課（保健センター）・こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

保健センターでは、妊産婦、乳幼児の健康確保のために必要な情報提供を行うとともに、子育てに対する不安を軽減し、育児をサポートするため、訪問型（アウトリーチ*型）の支援事業を行いました。

子育て支援センターほっぺでは、育児支援家庭訪問として、自ら出向いて支援を求めることが困難な家庭（小学 6 年生までの子どもの保護者）に対し、保育教諭が継続支援を行いました。また、必要であれば専門職（心理職・社会福祉職）が同行し、専門性を活かした効果的な支援を行いました。相談としては、育児ストレス・育児不安・母親の健康・メンタル的な相談内容が約 6 割を占め、子どもの年齢が低いほどニーズが高く、0 歳児が全体の約 4 割、1 歳児が約 2 割を占めています。訪問する中で育児・家事などの支援が必要とされた家庭は、育児及び家事援助支援

★は資料編「用語の解説」をご覧ください

につなぎ支援を継続しました。「いつでも気軽に相談できる」「困ったら（家に）来てくれる」という安心感から再度の訪問を希望する家庭が多くあります。今後も引き続き、訪問により育児に関する相談等の支援を行っていきます。

■養育支援訪問事業（子育て支援センター及び保健センターによる専門的相談支援の合計）■

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
延べ訪問回数	470回	568回	826回	813回	1,081回	1,204回

地域子育て支援センターや認定こども園等における相談支援【こども事業課】

公立こども園 16 カ所に設置している地域子育て支援センターに地域支援員を配置し、就学前の子どもとその家庭を対象に、子育て講座の開催のほか、親子の遊びや「公園ほっとタイム」など参加者同士の交流の場の提供、子育て情報の発信などを実施しました。また、公立こども園 24 カ所においても、子育てに関する身近な相談場所として、子育て・子育てに関する保護者の悩みや負担軽減など心のケアを行うため、電話や対面での育児相談を実施しています。



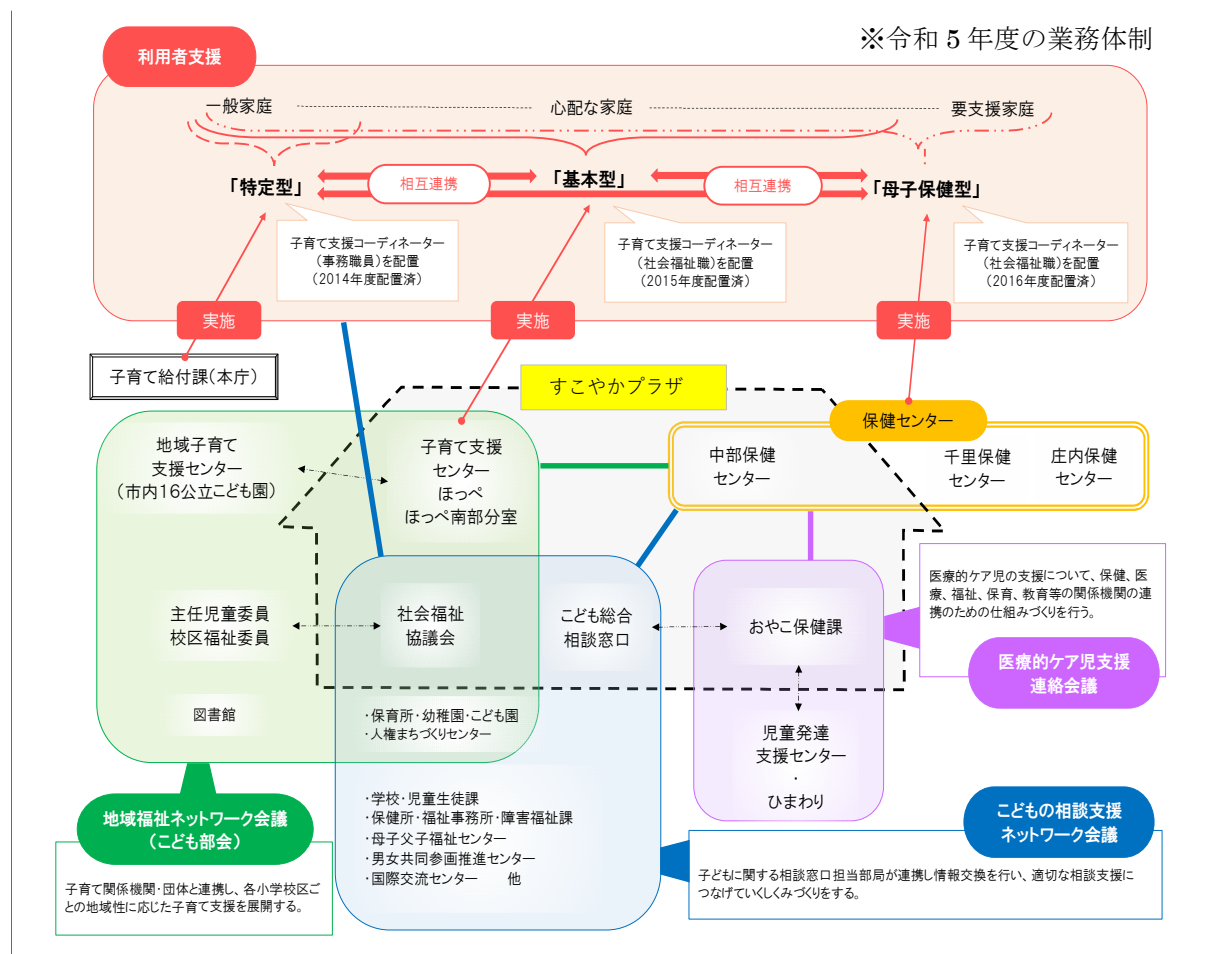
公園ほっとタイムの模様

また、身近に頼れる環境づくりとして、令和5年度（2023年度）から桜井谷こども園にてマイ子育てひろば制度を試行実施しました。市在住の妊婦や未就学児の保護者が地域子育て支援センターに利用者登録することで、より気軽に子育て相談やイベント、園庭開放を利用いただける制度で、子育て支援の充実を図りました。令和6年度（2024年度）からはすべての地域子育て支援センターで実施します。

※マイ子育てひろばに関しては施策の柱ごとの事業実施状況の施策の柱2子育て支援（P.29）に詳しく記載しております。

（２）分野横断的な相談支援

利用者支援事業【子育て給付課・こども支援課・おやこ保健課】



■利用者支援事業と各相談窓口との連携

利用者支援事業とは、子ども・子育て支援について個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように、また、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークを構築し、不足している社会資源の開発などを目的とする事業です。子育て支援センターぽっぺ（「基本型」、市役所の窓口（「特定型」、3カ所の保健センター（「母子保健型」）にそれぞれ「子育て支援コーディネーター」（社会福祉職等）を配置し、相互に連携することで、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を行っています。また、地域の相談支援の充実のため、公立こども園においても副園長を対象に利用者支援員研修を実施し、子育て支援コーディネーター（兼任）として配置しています。

ネットワークの構築については、子育て支援コーディネーター間で連絡調整会議を開催し、対応事例の共有などの情報交換を行い、制度やサービス・社会資源について、その有効性や課題を確認しました。

「基本型」利用者支援事業【こども支援課（子育て支援センターぽっぺ）】

地域子育て支援センターや公民館等における出張相談を45回実施しました。相談内容は、主に保育施設や子育て支援の制度についてや、入所・入園・一時保育についてでした。令和５年度より子育て支援センターぽっぺ南部分室での相談対応も通年で行い、窓口での相談対応件数が増加しま

した。引き続き、転入者や妊婦等も含めた一人ひとりのニーズに寄り添った支援を行います。

■「基本型」利用者支援事業相談件数（2023 年度）■

（件）

窓口相談	電話相談	出張相談	WEB 相談	合計
535	267	214	2	1,018

「特定型」利用者支援事業【子育て給付課】

子ども・子育て支援新制度*への理解を深め、保育所等をよりスムーズに利用できるよう、子育て給付課窓口での利用案内・相談対応において、オンライン相談を活用し、利用者の意向に寄り添ったきめ細やかな説明を行いました。（令和5年度実績：187 件）

引き続き、オンライン相談を実施するほか、令和6年度（2024 年度）から、インターネットでの来庁予約システムを導入し窓口相談での待ち時間短縮を図るなど、利用者の利便性向上に取り組めます。

「母子保健型」利用者支援事業【おやこ保健課（保健センター）】

相談者との面接時にタブレットを活用したわかりやすい情報提供を行うほか、相談者のニーズに応じ、福祉事務所、くらし支援課、人権政策課、子育て支援センターほっぺ、医療機関、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等へ繋ぎ、支援の充実を図りました。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れめのない支援として妊娠届出時の全数面接、妊娠期の個別の支援プラン策定など、ニーズに応じた適切な時期にきめ細かな支援を行いました。

子どもの支援情報一元化システムの活用【こども安心課】

切れめのない相談支援、分野横断的・重層的な相談支援をめざし、子どもや家庭へより早期に的確な支援を行う『子ども家庭支援システム（子どもの支援情報一元化システム）』を構築し、令和5年（2023 年）3 月より稼働開始しました。

同システムを活用しながら、こども支援課・こども安心課、おやこ保健課、児童生徒課の4課で相互に連携し、情報の一元化を図り子どもや家庭へ包括的な支援を実施しました。このシステムの一元化により担当課間での情報共有が速やかになり子どもや家庭への支援をより円滑に行うことができるようになりました。引き続き、児童虐待等の子どもと家庭に関する諸問題の解決のために支援情報一元化システムを運用していきます。

コミュニティソーシャルワーカー★（CSW）とスクールソーシャルワーカー★（SSW）との連携会議【地域共生課・児童生徒課】

CSW と SSW の各専門性を活かした日常的な連携の在り方を協議し、学校と福祉の連携を深めるための交流会を3 回実施しました。その中で校区情報等の交換を行い、圏域ごとの状況・特色を相互につかむことにより、有効な支援をしていきました。

今後はこども安心課の各地区サポート係（以下「各地区サポート係」という。）も加えて、CSW、SSW と各地区サポート係で学校と福祉の連携を深めるための交流会を年3 回実施するとともに校区情報等の交換を行い、更なる有効な支援を講じます。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

（３）迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援を行うための体制強化

児童相談所開設準備【こども安心課】

全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、令和7年（2025年）4月の児童相談所の開設に向けて検討を進めてきました。令和5年度（2023年度）は、「豊中市児童相談所設置基本計画」に基づき、相談支援体制の検討や施設整備の準備を進めるとともに、職員育成のため大阪府への職員派遣や乳児院誘致に係る事業者の公募を行いました。また、大阪府と協議し、児童相談所設置市への移行に合意しました。さらに、豊中市こども審議会に「社会的養育推進のあり方検討部会」を設置し、本市における「社会的養育推進計画」策定に向けて検討を行いました。

重点施策 3 だれもが安心、つながる支援 ～必要な支援を届ける環境づくり～

- (1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)
- (2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

(1) 障害のある子どもへの支援

障害のある児童・生徒の通学支援サービス【障害福祉課】

令和4年(2022年)4月より、保護者の体調や就労等の理由によって、ひとりで通学が困難となっている障害のある児童・生徒にガイドヘルパーを派遣し、通学のために必要な支援を行っています。

■ 通学支援サービス利用実績 ■

	延べ利用者数	延べ利用回数
2022年度	705人	6,887回
2023年度	799人	11,508回

児童発達支援センター機能の充実【おやこ保健課(児童発達支援センター)】**拡充事業**

保護者支援の拡充を図るため、市内障害児通所支援事業所職員対象のペアレント・トレーニング講師養成講座を実施するとともに(参加者数:10名)、地域子育て支援センターにおいて、保護者支援講座及び相談会を実施しました(9施設、参加者数:66名)。また、令和6年度(2024年度)の改正児童福祉法の施行に向けた身近な地域における発達支援親子教室の試行実施や義務教育修了後の発達障害児を対象とした事業の新設準備など、令和6年度(2024年度)からの事業の拡充に向けて準備を進めました。

障害のある子どもへの支援の質の向上【おやこ保健課(児童発達支援センター)】

障害児通所支援事業所への巡回訪問や、障害児通所支援事業者連絡会の研修等、側面的支援を実施しました。また、支援者への研修機会の充実のため、YouTubeを活用した発達支援・障害児支援者研修を実施しました。

(2) 外国にルーツをもつ子ども(家庭)への支援

子どもサポート事業【人権政策課】

子どもの権利条約に基づき子どもの人権を尊重し、外国にルーツを持つ子どもが自身のルーツを肯定的に受け止められる場を提供しています。また、外国にルーツを持つ子どもと家庭の社会的孤立を防ぎ地域で安心して暮らしていけるよう、特に子どもに関係する行政機関や教育関係者と連携しながら、赤ちゃんから青少年に至るまでの外国にルーツを持つ子どもに対する支援および相談事業を行っています。



サンブレイスの活動の様子

多文化子ども保育「にこにこ」では、就学前の外国にルーツを持つ子どもたちが、読み聞かせや自由遊びなどの保育を通して、多様な子どもやおとなと接し、コミュニケーションを取ることで社会生活に慣れるための場づくりを行っています。

「子ども母語教室」では、小・中・高校生を対象に、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションができるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所づくりや、エンパワメント*を行っています。外国にルーツを持つ子どものための学習支援・居場所づくり「サンプレイス」でも、小・中・高校生を対象に、子どもたちが安心して集える場づくりを行っています。外国にルーツを持つ大学生もボランティアとして活動に携わっており、子どもたちにとって居場所であると同時にロールモデルとの出会いの場にもなっています。

また、15歳以上の外国にルーツをもつ若者が集い、自己実現をしていく場を創出する取組みとして「若者支援事業」を実施しています。

今後も、子ども・若者たちひとりひとりの声に耳を傾け、安心してつながれる場づくりをめざしていきます。

おとなサポート事業【人権政策課】

外国人市民が主体的に地域社会に参加できる機会をつくるため、多言語スタッフおよびカウンセラーを配置し、様々な事業とつながりながらサポートしています。

外国人のための一般生活相談では、主任相談員と相談員2名、外国語を母語とする多言語スタッフ8名を配置して相談対応をするとともに、相談の質を高めるための支援者研修を随時行いました。

多言語相談サービス（対応言語は日本語、中国語、韓国・朝鮮語、英語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語）は、週5日実施しています。

令和5年度（2023年度）の相談件数は延べ2,613件と前年よりも増加しており、リモート対応、SNSによる相談対応を継続するなど、相談しやすい環境づくりを進めています。多言語Facebookページでは、日本語を含め10言語で感染症対策や支援情報など様々な情報発信を継続しました。

今後は、これまでの取組みを継続すると共に、国際交流センターに来づらい相談者へのアウトリーチ*や、スタッフの能力向上をさらにはかるなど、支援の充実をはかっていきたいと考えています。

国際教室【学校教育課】

帰国・渡日児童生徒を対象に、日本語の読み書き指導や学校の学習支援、多文化交流を目的とした活動を行いました。拠点校は、桜井谷・上野・高川・熊野田・豊島・東豊中・北丘の7小学校で実施しました。「国際教室」では多読活動やボードゲーム、フラッシュカードなどの教材・教具を活用し日本語学習や教科学習のサポートを行っています。

また、点在する「国際教室」がお互いに交流出来るように、10月にオンライン交流会を実施しました。普段は学校ごとに活動している「国際教室」ですが、他校にも同じ環境で頑張っている「仲



ショコラでの臨時相談会の様子

★は資料編「用語の解説」をご覧ください

間」の存在を知り交流できたことで本取組みへの励みとなりました。

今後も引き続き、さまざまな国の子どもたちが交流できる居場所づくりを目的とし、日本語の読み書きなど学校での学習活動のサポートを行います。

（３）ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども（家庭）への支援

◆ひとり親家庭への支援については、第Ⅷ章に記載しています。

◆貧困の状況にある子ども（家庭）への支援については、第Ⅸ章に記載しています。

（４）ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの理解や気づきの視点、多分野連携による包括的支援の必要性などについて啓発を行うため、関係機関や地域活動従事者や市民に向けた講演会や研修会・出前講座を実施しました。

また、周囲の大人や支援関係者向けに、支援の考え方や多分野の役割、伴走型支援の重要性、当事者の気持ちや現状を理解するためのコラム等を掲載したリーフレットを、子どもピアリングや学識経験者等の意見を参考に作成しました。今後は、本リーフレットを出前講座や講演会等で説明しながら配布していくことで、周囲の大人が気づき、当事者をスムーズに支援につなぐ土壌づくりを推進していきます。



ヤングケアラー専用相談窓口の設置【こども安心課】

令和４年（２０２２年）４月にヤングケアラー専用相談窓口を開設し、令和５年度（２０２３年度）は１１件（相談経路：市関係部局、学校、福祉・医療など関係機関）の相談支援を行いました。支援の中で、こども支援課が創設した子育て世帯訪問支援事業を活用し、ヤングケアラー本人や保護者の負担軽減を行いました。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）＊を活用して、多分野の関係機関と個人情報共有や支援内容等の協議を行うとともに、「ヤングケアラー支援運営会議」を活用して外部有識者から個々の支援方針等に助言・意見をいただきました。

また、職員等の支援力向上・多機関連携強化に向けて、「ヤングケアラーと家族を支えるために～伴走型支援のあり方と実践について～」と題した講演とパネルディスカッション（こども支援課と共催）を行いました。

今後は、ヤングケアラーの相談につなげるため、中学校へのアンケートを通じてヤングケアラーの可能性のある生徒を把握し、学校を始めとした関係機関と連携して支援に取り組みます。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

V. 施策の柱ごとの事業実施状況

施策の柱 1 子育て支援

1-1

保育及び教育環境の充実

めざす姿

子どもが安全に、安心して、遊びや学びにチャレンジし、一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる

取組みのポイント

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

子ども・子育て支援新制度*では、保護者の就労状況に関わらず、質の高い就学前教育・保育や地域の子育て支援を総合的に提供していくことをめざしており、本市では乳幼児期の保育施設の整備等による量の確保とともに、就学前教育・保育の質の向上を図る取組みを進めます。

子どもの発達や学びは就学前から就学後における連続性と一貫性が大切です。また保育や教育の中でも生きる力を培うための資質や能力の育成がますます求められています。小学校への入学や中学校への進学が子どもや保護者にとって段差を感じることなく、より円滑につながっていく教育・保育の内容や仕組みづくりに引き続き取り組めます。

施策展開

- (1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進
- (2) 就学前の学校教育・保育の質の向上
- (3) 学校教育の充実
- (4) 幼少期から義務教育期間までつながりのある育ちへの支援

●令和5年度（2023年度）の主な取組みおよび今後の取組み

未就園児の定期的な預かりモデル事業【こども事業課】新規事業

普段、保育所等を利用していない未就園児に良質な成育環境を提供し、子どもたちの発達を支援するため、国のモデル事業に参加し、モデル園での預かり保育を実施しました。通園開始初期の親子通園の実施により、子どもの安心感の醸成や保護者の孤立感の解消などの効果が見られました。利用者との意見交換会では、「お散歩やクッキングなど多様な体験ができた」や「育児ストレスから少し解放された」や「信頼できる先生に相談することができた」などの声がありました。

さらなる検証を行うため、引き続き国の令和6年度（2024年度）試行的事業に参加し、事業の改善に取り組めます。

さくら学園の独自プログラム（SDGプログラム）【学校教育課】拡充事業

庄内さくら学園では、「庄内・大好き・元気」の頭文字をとったSDGプログラムで、子どもたちが自分を見つめ、仲間とともにさまざまな体験学習（音楽活動や演劇教育、地域社会づくり、キャリア教育等）を通して、自らの生き方を考え、未来を切り拓こうとする意欲や姿勢を育んでいます。今後も引き続き、上記の取組みを継続していきます。



★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

めざす姿

子どもが主体的に社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じて、身近な社会生活や自然等に興味や関心を持ち、社会で生きる力を身につけることができる

取組みのポイント

子どもの健やかな育ちには、地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験が重要であり、地域の特性に応じて、保護者や学校、ボランティアやNPO*等が連携し、地域社会全体で豊かな育ちの場や機会を提供していくことが大切です。

また、ボランティア体験や職業体験等を通して自らもその一員として社会と関わっていく取組みのほか、有害情報や犯罪等のトラブルから子ども自身が身を守るために必要な教育を行います。

子育て・子育て支援施策を子どもの視点に立った実効性のあるものとするために、当事者である子どもや若者の意見や考えを聞きながらまちの課題の把握や今後の取組みを検討し、実践へつなげることが大切です。

このため、子どもが積極的に意見を表明できる機会をより一層充実するとともに、子どもが地域社会やまちづくりをもっと身近に感じることができるよう、地域と連携し、子どもの社会参加及び意見表明の機会の拡充に取り組みます。

施策展開

- (1) 多様な人との交流や様々な体験活動（場）の充実
- (2) 将来に向けた学びの場の提供
- (3) 子どもに対する情報発信や意見表明の機会確保

●令和5年度（2023年度）の主な取組みおよび今後の取組み

ライフデザインBOOK【こども政策課】

高校生等の主に若い世代が希望を持って、働くこと、結婚、妊娠・出産、育児等を含めた将来のライフデザインを描くことができるよう、将来について考える機会を提供する啓発冊子を制作しました。

ライフデザイン BOOK の作成にあたっては、市内の高校生に座談会に参加いただき、高校生から出た将来に対する考えや意見を取り入れました。

こども多世代ふれあい事業【人権政策課】 **拡充事業**

人権平和センター螢池では小中高生を対象に居場所事業を行い、288 日開所、5,868 人が来館しました。また創作活動等の体験活動や多世代交流、食事をする機会等を提供しました。参加費は無料で（内容により実費負担が発生する場合有り）放課後や土曜日、長期休暇時に利用できます。

家庭状況の困難な背景が見える子どもにも、参加を促す等、誰もが人とのつながりの中で安心して過ごせるよう取り組みました。

今後、さらに地域や関係機関との連携を深め、こどもが深刻な状況になる手前で相談できたり立ち寄れる居場所の運営をめざしていきます。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

とよなかオープンファクトリー【産業振興課】**新規事業**

豊中市内の事業所や工場を見学しながら、モノづくりやお仕事の現場を体験・体感することができる「とよなかオープンファクトリー」を令和5年度（2023年度）に初めて開催し127名の参加があり、食品や調剤機器などのモノづくり事業者4者を見学しました。令和6年度（2024年度）は規模を拡大しての開催を予定しています。

体験学習推進事業【学校教育課】**拡充事業**

コロナ禍での体験的な活動の不足を背景に、令和5年度（2023年度）は特例的に、小・中学校体験学習推進事業を拡充し、新規体験プログラムの追加やゲストティーチャーの追加招聘、体験メニューの拡充、実施回数の増加等を行いました。具体的には、小学校ではボランティアや自然体験、中学校ではキャリアに関する体験学習に取り組みました。各学校で企画される体験活動が実施できるよう、今後も事業を継続していきます。

めざす姿

家庭づくりや学校・地域における子どもの居場所づくりが進み、子どもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる

取り組みの
ポイント

子どもの居場所は、子どもにとって、安心で、あらゆる暴力から守られ、自分らしく過ごせ、自分の思いや意見をいうことができる場所となることが大切です。

子どもにとっては、家庭が第一の居場所になることから、家庭の教育力や子育て力の向上に向けた支援に取り組みます。

家族形態や保護者の就労状況の多様化等により、学校の放課後等に安全に安心して遊んだり学んだりできる場所がより必要とされているため、放課後等の子どもの居場所づくりをさらに充実します。また、事業の実施にあたっては、居場所の円滑な運営に関わる取り組みを進めます。

施策展開

- (1) 子どもが安心して過ごせる家庭づくりの支援
 - (2) 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実
 - (3) 地域における子どもが安全に、安心して遊びや学習等の活動が行える機会（場）の提供
- 【重点施策 1】

●令和5年度（2023年度）の主な取り組みおよび今後の取り組み

放課後・土日の学習支援（マチ☆スタ）【中央公民館】 拡充事業

全中学校及び義務教育学校後期課程の生徒を対象に、放課後・土日の学習支援を実施しました。生徒一人ひとりの学習理解状況に応じた個別最適な学びの充実に向け、放課後や土日を活用しながら自宅学習を支援することで、生徒の学力向上につなげています。初年度の令和4年度（2022年度）は、5中学校の生徒を対象に3公民館を会場に実施し、150人の参加でしたが、令和5年度（2023年度）は全中学校及び義務教育学校後期課程生徒を対象を拡大。また、公民館だけでなく中学校、コミュニティプラザ、温水プール会議室等を会場としたことで635人と参加者数が大幅に増加しました。今後も継続して実施することで、生徒の学力向上に取り組めます。

放課後こどもクラブ【学び育ち支援課】 拡充事業

放課後こどもクラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない本市に居住する児童のうち、小学校及び義務教育学校の第4学年（支援学級在籍児童は第6学年）までの児童並びに本市に居住する特別支援学校小学部の児童を対象に全校で開設。主に個別的・集団的な遊び、学習を通じて、自主的・自発的な生活態度や習慣を養うことを目標としています。

毎年度、入会児童数が増加している状況をふまえ、令和6年度（2024年度）に向けて13校でクラブ室を増室しました。加えて、4月から庄内さくら学園の放課後こどもクラブの運営を事業者へ委託しました。また、10月に桜井谷東小学校放課後こどもクラブの土曜開設事業の運営を委託し、次年度からの桜井谷東小学校放課後こどもクラブ全面委託に向けての準備を進めました。

今後、放課後こどもクラブ事業では、入会児童数の増加に合わせてクラブ室を毎年度増設し、クラブ室1室あたりの児童数を段階的に引き下げていき、概ね40人にします。また、クラブ室の確保に伴い、指導員の確保も必要となるため、持続可能な運営のため、運営委託も進めていきます。運営を委託したクラブにおいては、民間活力を活用した付加的なサービス（放課後 Select）を提供していきます。

めざす姿

子どもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、特別な配慮を必要とする子どもが個別の状況に応じた適切な支援を受けることができる

取組みの
ポイント

子どもにとっては、自分自身のこと、家庭や学校のこと、暴力や虐待、いじめのことなど、どのような内容でも、直接、安心して相談できる場所があることが大切です。日頃から子どもが気軽に相談できるよう、子どもが抱える悩みが深刻な状況になる前に自ら打ち明けられるような環境づくりを進める必要があります。

また、子どもの不安や悩みには複数の課題が混在していることも多くなっています。相談支援にあたっては専門的な視点からのアプローチに加え、福祉・保健・教育その他の関連分野が連携し、総合的に支援することが大切です。

子どもの相談の内容や子どもがおかれている状況に応じ、学校等の関係機関と連携して、子どもへの総合的な相談支援を充実するとともに、相談窓口についてわかりやすく伝える工夫をするなど、子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組む必要があります。

施策展開

- (1) 子どもの相談窓口体制の充実【重点施策2】
- (2) 子どもの悩みへの支援の推進
- (3) 子どもが安心して相談できる環境づくり
- (4) 必要な支援を届ける環境づくり【重点施策3】

●令和5年度（2023年度）の主な取組みおよび今後の取組み

障害児教育推進事業【児童生徒課】 拡充事業

障害等により支援が必要な子どもの教育環境の充実を図るため、通級指導教室（「通常の学級」に在籍しながら、個別や少人数集団にて、個に応じた自立活動の指導を受けることができる教室）を豊中市立小中学校・義務教育学校全55校に配置して、一人ひとりの状況に応じた学びの場を確保しました。また、年間15回の研修を実施して支援教育コーディネーター（支援教育に対する理解を広め、関係機関との連携協力体制の強化について調整・とりまとめを行う）の育成を重点的に行い、各学校における支援体制の充実を図りました。さらに介助員を11人増員し、児童生徒の個々の状況に応じた支援を実施しました。

今後も、全校に設置した通級指導教室の継続した運用や支援教育コーディネーターの育成など、教育的二ーズにあった学びの場の確保に取り組めます。

創造活動【児童生徒課】 拡充事業

不登校状態にある児童生徒を対象に、青少年交流文化館いぶぎにて家庭と学校の間ステーションとして安心できる場を提供しています。また、校内教育支援センター*に部分登校支援員*・別室登校支援員*を派遣し、令和5年度（2023年度）は516名を援助しました。家庭以外で人との関わりを持つ中で興味・関心が広がり、学校復帰などの新たな目標に向け、前向きに取り組んでいく姿が見られました。今後も、保護者や教職員への相談援助、学生カウンセラーによる訪問援助、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる多様なプログラムを設けた自主創造活動などを行いながら支援の充実を図ります。



★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策の柱 2 子育て支援

2-1

地域の子育て環境の整備

めざす姿

子どもや子育て家庭が地域の人々によって見守られ、支えられ保護者同士も身近な場所でふれあい、支え合うことができる

取り組みのポイント

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等が進み、また今後児童人口の減少も予測される中、家族や近所の人などから子育てについて日常的な支援や助言を受けることが難しくなっており、地域全体で子育て家庭を支える必要があります。特に、地域特性に応じて、転入世帯や外国人世帯など地域の中で孤立しがちな保護者に対する支援や地域とのつながりづくりが必要です。

保護者の子育てに対する不安感や負担感の軽減に向けて、身近なところで子育て情報の交換や相談ができたり、保護者同士の交流や仲間づくり、支え合いができる場が求められています。

また、これまでの取り組みの成果として、地域の子どもに関わる様々な関係機関・保護者を含む団体が一体となってつくりあげてきた「地域子育て・子育て支援ネットワーク」を生かし、保護者自身の力を高めつつ、引き続き地域の教育力の向上や子育て支援の充実に向けて取り組む必要があります。

施策展開

- (1) 身近に集える地域の子育て・子育て支援の拠点(場)の活用
- (2) 地域子育て・子育てネットワークの充実
- (3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力★の向上

●令和5年度(2023年度)の主な取り組みおよび今後の取り組み

マイ子育てひろば試行実施【こども支援課】新規事業

妊婦や未就学児の保護者が気軽に育児相談ができるよう、地域の就学前施設に「マイ子育てひろば」を設置するにあたり、令和5年度(2023年度)より桜井谷こども園にて試行実施を行いました。

今後は公立こども園だけでなく、民間就学前施設も含めて実施園を拡大し、園開放や育児相談、園ごとのイベントの他に、子育て支援センターほっぺで行っている「子育てで大事にしたいアタッチメントのお話」や、保育・教育施設や遊び場利用の相談に応じる子育て支援コーディネーターの出張相談なども実施していく予定です。



図書館で一時保育～ほっと一息 私の時間～【読書振興課】新規事業

令和5年(2023年)9月より、岡町・千里・野畑の3館で試行を開始しました。月に1回2時間、保育士による託児を行い、保護者が一息つける時間をサポートしています。対象は生後7か月から未就学児で、定員は各回4～8人、保育料は550円(税込)です。「産後久々に読書ができた」「資格の勉強のために利用した」などの声があり、読書に親しむ時間になっているとともに、来館するきっかけづくりにもなっています。令和6年度(2024年度)からは、保育士を増員し、受入人数を拡充します。



★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

ほんのひろば【社会教育課青少年交流文化館いぶき】

ほんのひろばを地域に開放し、本の貸出し、自由閲覧、つくってあそび（パックやおりがみを使った簡単な手作りあそび）など、図書に親しむ機会を提供します。また月に 1 回、未就園児とその保護者向けに“いぶき育みサロン〜ころころ〜”を開催しました。令和 5 年度（2023 年度）は 150 名の親子が参加してくれました。今後も上記内容で市民のみなさまに居心地の良い居場所を提供していきます。



東豊中図書館に飲食可能スペース「もぐもぐ広場」を開設【読書振興課】**新規事業**

令和 5 年（2023 年）7 月、東豊中図書館の集会室に飲食可能スペース「もぐもぐ広場」を開設しました。小さなお子さんにも利用してもらえるよう靴を脱いで座れるスペースにローテーブルを設置。親子連れや子どもを中心に利用されており、開設から 3 月までの利用は大人 530 人、子ども 772 人（延べ人数）となっています。土曜、日曜のお昼時には親子連れの利用が多く、平日の夕方は子どもの利用が多く見られます。また、図書館のフロアの延長として読書スペースとしても利用いただいています。

令和 6 年（2024 年）1 月に実施したアンケートで、より利用してもらうための方法について尋ねたところ、飲料の自動販売機の設置や館内の案内についてご意見をいただき、改善に取り組んでいます。

めざす姿 保護者が子育てに喜びを感じ、子どもとともに成長できていることを感じることができる

取組みの ポイント

子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子育て家庭の抱える課題やニーズは多様化しており、家庭の状況によって子育てに必要な情報が異なります。それぞれの状況に応じて、保護者が必要な情報を確実に入手できるよう、妊娠期から子育て期にわたる子育て関連情報を集約し、一元的に発信します。

また、家庭における教育力の向上のため、家庭教育に関わる部局や関係機関・団体が連携しながら、子どもの年齢に応じた親学習や子育て講座、保護者同士の交流会などを実施します。さらに、子育て支援事業などを通じて、子どもの育ちに大切なことを発信します。

施策展開

- (1) 利用者支援窓口の充実
- (2) 子育てに関する情報発信の充実
- (3) 家庭教育支援の推進

●令和5年度（2023年度）の主な取組みおよび今後の取組み

ショコラにおける庁内連携 【子育て支援センター】

子育て支援センターほっぺ南部分室では、1施設だけでは難しいこともそれぞれの施設でできることを出し合うことで、複合施設の強みを最大限に生かした、市民サービス向上に向けた以下の取組みを行いました。

- ・図書館と連携した絵本紹介・貸出しや、「おはなしかい」とコラボした育児相談の実施
- ・豊中しごと・くらしセンターと市民公益活動支援センターとのイベントの共催
- ・介護予防センターとの多世代交流等



今後も、各機関が連携しながら家庭全体を支えていくことを目標に、どの世代にとってもショコラが安心できる居場所となるような取組みを進めていきます。

職員出前講座（PTA向け） 【こども政策課】

小学校のPTA向けに、「子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現のために」と題して、こども政策課の職員が出前講座を実施し、12名の保護者や地域の方にご参加いただきました。「子ども健やか育み条例」で大切にしている理念や、“4つの子どもの権利”についてお伝えし、その内容を踏まえて、グループトークを実施しました。普段の子どもの様子や子育て・子育て支援のために必要なこと、PTAとして取り組めたらいいと思うこと、など、貴重な意見交換を行い、“子どもの人権”について考えていただくきっかけとなりました。今後も保護者や地域の方などの子どもと接する大人へ向けて、出前講座を継続して実施します。

めざす姿 保護者が、身近で相談や必要な支援を受けることができ、安心して子育てできる

取組みのポイント 妊娠・出産・子育てにおいては、誰もが悩みや不安を抱えることがあります。また、それらの悩みや不安は多様化・複雑化していることから、身近で気軽に相談できる環境を整え、相談窓口の情報をわかりやすく周知するとともに、各相談窓口の専門性を向上させることに加え、窓口間の情報共有と必要に応じた円滑な連携など、福祉・保健・教育その他の関連分野による総合的な支援に取り組みます。

また、転入世帯や外国人世帯など孤立しがちな家庭を早期に発見し、必要に応じて支援できるよう、地域の関係機関との連携のもと、家庭の状況を把握するなど訪問型（アウトリーチ★型）の支援体制を強化します。

産前・産後の期間、子どもの多い家庭や家族の介護を行っている家庭では、家事やきょうだいの育児が困難な場合もあります。また、就学前児童の保護者には子育てを負担に感じている人もいることから、保護者の身体的・精神的疲労を軽減するためのレスパイトサービス★の充実に取り組みます。

施策展開 (1) 相談窓口の活用促進【重点施策2】
 (2) 自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ型★）支援体制の強化【重点施策2】
 (3) 多様な子育て支援の充実
 (4) 必要な支援を届ける環境づくり【重点施策3】

●令和5年度（2023年度）の主な取組みおよび今後の取組み

妊娠・出産・子育て相談窓口【おやこ保健課】**拡充事業**

妊娠前からの妊娠にまつわる事、出産、子育てに関する質問やお困りごとに、保健師・助産師・看護師・栄養士・歯科衛生士・社会福祉職・心理士等の専門職が相談に応じています。

また、流産や死産等で赤ちゃんを亡くされた方へ、市民課窓口や産科・婦人科医療機関でリーフレットを配布しグリーフケアの周知を行うとともに、ご相談内容に応じて、ピアサポート★グループや専門機関を紹介しています。

今後も引き続き、丁寧な聞き取りや説明を行い、状況に応じた適切な相談先をご紹介しますなど、切れ目のない支援を行います。

障害児一時預かり事業【おやこ保健課】

発達に支援が必要な子どもについて、保護者の緊急時やレスパイトなど、日中における活動の場を確保することが困難である場合に、12月までは児童発達支援事業所あゆみにて、1月からは児童発達支援センターにて、一時的に預かり見守りを実施しました。保護者の就職活動やきょうだい児への対応について支援できたほか、心身の一時的な休息をとることにより、子育てに前向きになったという意見をいただいています。今後も発達に支援の必要な子どもやその保護者、家族等が安心して生活できることを支援するため、取組みを継続していきます。

	2021年度	2022年度	2023年度
延べ利用人数	264人	279人	229人
新規登録者数	20人	22人	19人

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

めざす姿

必要に応じて多様な保育サービスが利用でき、子育てと仕事のバランスがとれていると感じることができる

取組みのポイント

本市は、共働き家庭の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育ニーズが増加・多様化しています。このため、引き続き保育所等の待機児童ゼロの状態が維持されるよう、保育定員の確保及び保育人材の確保に取り組みます。

子育てと仕事の両立においては、企業・事業主の理解・協力が必要であることから、国や大阪府等関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス★の啓発や、次世代育成支援対策推進法関連情報の提供を行います。

また、配偶者・パートナーとの協力関係が、子育てに対する不安感や負担感の軽減につながる傾向があることから、父母ともに参加できる講座等、引き続き父親の子育てに対する関心と理解を深めるよう取り組みます。

施策展開

- (1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実
- (2) 家庭・企業・事業所等への啓発

●令和5年度（2023年度）の主な取組みおよび今後の取組み

休日保育事業【こども事業課】 **拡充事業**

保護者の就労形態の多様化にこたえていくため、日曜・祝日等の休日に保育を必要とする児童のための休日保育サービスを、本町こども園 1 施設での実施から、ポピンズキッズルーム庄内およびポピンズキッズルーム北部の2施設に拡大して開始しました。

休日保育の実施にあたり、お子さんが平日に在籍している保育所等と情報共有し、質の高い保育サービスを提供できるよう工夫しました。

保護者からの意見としては、「随時申込みが可能になったことで、急な予定での利用がしやすくなった」などが聞かれました。

すてっぴにおける相談窓口【人権政策課】

すてっぴ相談室では母として、妻としての役割に縛られている状況への辛さや苦しみ、子どもと関わる上での悩み等、年間 2,000 件以上の相談を受けました。カウンセリングまたは電話相談、専門相談の弁護士による法律相談、ファイナンシャルプランナーによるお金の相談、社労士による労働相談、キャリアコンサルタントによるしごと準備相談、専門相談員による心とからだの相談といった女性のライフステージに応じた必要な相談メニューを揃え、自立に向けたサポートをしています。また、既存の男性電話相談に加え、若年層の男性を対象としたボーイズ電話相談を開始し、誰にも話せず抱えている生きづらさの相談を受けました。

新たな試みとして時間を気にせず好きなときに予約ができる Web 申込みを開始し、予約件数は 40 件ほどでした。予約のタイミングは週末が多く、時間を気にせず好きなときに利用できるツールとして一定の効果があったと分析しています。今後も引き続きみなさまにとって身近な相談窓口として、カウンセリングや電話相談、そして専門相談を通して女性の生き方に寄り添いサポートしていきます。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策の柱3 安心・安全なまちづくり

3-1

妊産婦の健康づくりや不安の解消、子どもの健やかな成長に向けて、妊婦・産婦・乳幼児健康診査や産後うつ予防対策の体制を充実するとともに、母子の健康づくりに向けた啓発や学習機会の提供等に取り組みます。

取組みの ポイント

小児医療に関しては、地域におけるきめ細やかな体制の充実や、医療機関等と連携した体制づくりを進めます。

子どもや子育て家庭にやさしい生活環境づくりに向けて、市内の公園・緑地をみどりの拠点とし、安全で安心して憩い楽しめる空間として保全・整備します。また、子どもや保護者が安心して外出できる環境整備に取り組みます。

子育てに関する経済的負担を軽減するための制度については、対象となる人が円滑に活用できるよう、わかりやすい情報提供、相談支援を進めます。

施策展開

- (1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導の充実
- (2) 母子保健事業の充実
- (3) 小児医療体制の充実
- (4) 子育て・子育てにやさしい生活環境の確保
- (5) 子育てに関する家庭への経済的な支援
- (6) 子育て世帯にとってのまちの魅力発信の充実

●令和5年度（2023年度）の主な取組みおよび今後の取組み

妊産婦健康診査【おやこ保健課】**拡充事業**

妊婦健康診査は、妊婦の母体及び胎児の健康管理を確保し、流産・死産・早産等を予防するとともに、安心、安全な出産を支援する事業です。妊娠届出のあった妊婦に妊婦健康診査受診券を交付し、実施しています。令和5年度（2023年度）には、妊婦健康診査受診券の交付枚数を14回から16回（5,000円×2枚追加）に拡充しました。また、経済的困難を抱える妊婦に対し、健康保険が適用されない初回産科受診料の一部を助成し経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を把握し、早期から必要な支援につなげることを目的とする豊中市初回産科受診支援事業を開始しました。

産婦健康診査は、産後早期の支援を確保するとともに、育児不安の軽減や産後うつを予防する事業です。妊娠届出のあった妊婦に産婦健康診査受診券を交付し、実施しています。

今後も、母子健康手帳交付の際に丁寧に受診案内を行うとともに、里帰り出産の場合の償還払いについて分かりやすく周知するなど、妊産婦に寄り添った制度運用を行います。

ベビーケアルーム「mamaro」の設置【行政総務課】

乳幼児連れの保護者のみなさんが、市役所で手続きをされる際に授乳やおむつ替えの心配などの負担を軽減し快適に過ごせるよう、令和5年（2023年）9月にベビーケアルーム「mamaro（ママロ）」を第一庁舎1階及び第二庁舎3階の2か所に設置しました。引き続き、安心・安全に市役所をご利用いただけるよう、周知していきます。



3歳6か月児健康診査（屈折検査）【おやこ保健課】**新規事業**

令和5年度（2023年度）より、早期に治療することで視力の向上が期待できる弱視を早期発見するために、自宅で行う視力検査に加え、健診会場で機器を使用した屈折検査を開始しました。検査の結果、必要に応じて眼科医療機関での精密検査受診勧奨を行っています。

今後も、適切な時期に治療につなげることができるよう取組みを継続していきます。

とよなか子育て応援団＃こどもスマイルフォトキャンペーン【こども政策課】

授乳スペースや子ども用のイスなど、子育て家庭にやさしいサービスを提供している店舗や子育てサークルなどの団体を「とよなか子育て応援団」として登録し、地域全体で子育て家庭を支え、同時に市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成をはかっています。とよなか子育て応援団の登録制度・団体の認知度を向上させ、「子どもと一緒に安心して外出できるまち、とよなか」を広く市民に周知し、子連れで外出しやすい地域づくり、子育てに温かい機運醸成をまち全体にさらに推進することを目的に、10月2日～11月30日の期間で、「とよなか子育て応援団 ＃こどもスマイルフォトキャンペーン」を実施しました。

同時に応援団登録団体を市Instagramや子育て・子育て支援アプリとよふあみで情報発信し、取組みについて広く周知を行いました。総計234件のご応募をいただきその写真を用いたモザイクアートのポスターを作成しました。今後もSNSを活用した登録団体の情報発信を継続し、子育てに温かい機運醸成のさらなる推進をはかります。



めざす姿 子どもや子育て家庭が犯罪や災害から守られ、安全に、安心して暮らすことができる

取組みの ポイント

子どもを犯罪や災害から守り、子どもや子育て家庭にとって安全・安心に生活できるまちづくりに向けて、地域の防犯・防災意識の向上、関係機関・団体、学校、地域住民等と連携した取組みを進めていくことが大切です。

阪神・淡路大震災や大阪府北部地震、東日本大震災、台風被害等の教訓を生かし、子どもに対する防災教育・学習機会の充実や災害時における避難・支援体制の確立に向け取り組みます。

また、子どもに対する防犯・防災教育を進め、危険から身を守る力を養います。

交通事故等の防止に向けては、安全な道路交通環境の整備を行うとともに、引き続き市民への啓発や子どもに対する交通安全教育の充実に取り組みます。

施策展開

- (1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実
- (2) 子どもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

●令和5年度（2023年度）の主な取組みおよび今後の取組み

マイ・タイムライン作成支援ツールの導入【危機管理課】

豊中市公開型 GIS（地図情報とよなか）にマイ・タイムライン作成支援ツールを導入しました。地図上で自宅など調べたい場所を選択、災害リスクを確認、避難場所や避難前の自身の行動を入力し、マイ・タイムラインを作成するものです。風水害時にどのように行動したらよいのか家族で共有することができます。今後はマイ・タイムラインの普及啓発を行い、個々の避難行動への意識強化へ繋げていきます。

豊中市マイ・タイムライン

(※)空白部分は「災害リスクがないこと」を示します / []は最大浸水深をmで表示しています

【住所：豊中市庄内幸町4丁目29-1】

災害リスク

河川氾濫
高潮被害
土砂災害

【神崎川】 (2.86)
【猪名川】 (2.16)
【天竺川】 (0.12)
高潮被害 (2.74) ※なお、高潮被害の継続時間は 660 分です。

家屋倒壊等氾濫想定区域

避難に時間を要する人用

↓時間軸はあくまでも目安ですので、実際の気象情報や避難情報に従って行動してください↓

警戒レベル

レベル1
(2～3日前)

レベル2
(1日前)

レベル3
(5～6時間前)

レベル4
(2～3時間前)

レベル5
(0時間)

避難情報

自主避難など
注意の呼びかけ

高齢者等避難

避難指示

緊急
安全確保

気象情報

早期注意情報
(警報級の可能性)

大雨注意報
洪水注意報
氾濫注意報

大雨警報(浸水・土砂災)
洪水警報
氾濫警戒情報
高潮注意報

土砂災害警戒情報
氾濫危険情報
高潮警報
高潮特別警報

大雨
特別警報
氾濫
発生情報

私の行動

①

マイ・タイムラインを再確認

②

テレビ・インターネット等の気象情報に注意する

③

非常持ち出し品や備蓄品の確認

①

非常持ち出し品の最終確認

②

避難先の開設状況を確認する

③

避難しやすい服装に着替える

避難開始 → 避難完了

	避難先	所要時間
①	庄内さくら学園	5分
②	第七中学校	25分
③	旧島田小学校	30分

避難先は、必ずしも「小中学校」などの指定避難所だけではありません。
安全な親戚・知人の家、自宅の上層階等に避難することも考えましょう。

万ーまだ避難
できていない
場合は速やかに
避難!!!

命を守る最善の行動

通学路交通安全プログラムの推進【交通政策課】

第4次通学路交通安全プログラムとして、北部・東部の小学校15校（新田・北丘・東丘・東豊中・西丘・刀根山・南丘・少路・野畑・東豊台・箕輪・桜井谷東・東泉丘・北緑丘・新田南）では学校とPTA等による通学路の点検および、抽出した小学校5校（克明・大池・蛍池・桜井谷・上野）と希望のあった保育施設8園（東邦幼稚園・いずみ保育園・旭丘かいせい保育園・京進のほいくえんHOPPA 蛍池駅前・ひかり保育園・シャイニーキッズフォルテ・トレジャーキッズひがしとよなか保育園・あけぼの幼稚園）で、学校（未就学児施設）・PTA・警察・府・市・教育委員会等が合同で点検を行いました。点検では子どもの目線になり、通学路や未就学児の移動経路にどのような危険があるのかを抽出しました。点検結果と対策内容は市HPで公表しています。

令和6年度（2024年度）は中部・南部の小学校19校と庄内よつば学園の通学路点検を行う予定です。



Ⅵ. 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況

◇教育・保育提供区域ごとの実績については43ページ
 ◇教育・保育提供区域の説明については42ページ
 ◇園児数、認定者数は本市在住者のみ。

①学校教育(1号認定 ※満3歳以上の小学校就学前の学校教育)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
・幼稚園 ・認定こども園	①計画値 (利用定員確保量)	人	6,608	6,442	6,292	6,054	5,866	○2024年4月までの新制度移行等 ・幼稚園(新制度)2園が幼稚園型認定こども園へ移行 ・幼稚園(従来制度)3園が幼稚園(新制度)へ移行 ○2024年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所) ・幼稚園型認定こども園11か所 ・幼稚園(新制度)8か所 ・幼稚園(従来制度)6か所
	②実績値 (利用定員※2)		7,620	7,502	7,358	6,886	6,205	
	③実績値 (園児数)		5,663	5,701	5,334	4,921	3,927	

※2 従来制度の幼稚園は認可定員を適用

②-I 保育(2号認定 ※保育を必要とする満3歳以上(学校教育希望以外))

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設	①計画値 (利用定員確保量)	人	4,590	4,903	5,053	5,252	5,442	○2024年4月までの新規開園等 ・幼稚園(新制度)2園が幼稚園型認定こども園へ移行(再掲) ○2024年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所・再掲) ・幼稚園型認定こども園11か所(再掲) ・保育所48か所 ・事業所内保育所1か所
	②実績値 (利用定員)		4,538	4,722	4,868	4,977	4,967	
	③実績値 (認定者数)		4,954	4,966	5,087	5,299	5,365	
	④実績値 (園児数)		4,728	4,826	4,961	5,129	5,248	

②-II 保育(3号認定(1・2歳) ※保育を必要とする満3歳未満)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設 ・家庭保育所等 (1・2歳)	①計画値 (利用定員確保量)	人	3,202	3,236	3,330	3,359	3,382	○2024年4月までの新規開園等 ・変更なし ○2024年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所・再掲) ・保育所48か所(再掲) ・事業所内保育所1か所(再掲) ・小規模保育事業所(A型)15か所 ・家庭保育所等2か所
	②実績値 (利用定員)		3,031	3,036	3,057	3,112	3,180	
	③実績値 (認定者数)		3,327	3,629	3,692	3,770	3,902	
	④実績値 (園児数)		3,091	3,155	3,192	3,219	3,190	

②-Ⅲ保育(3号認定(0歳) ※保育を必要とする満3歳未満)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度(2024年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設 ・家庭保育所 (0歳)	①計画値 (利用定員確保量)	人	773	782	776	773	773	○2024年4月までの新規開園等 ・変更なし ○2024年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所・再掲) ・保育所48か所(再掲) ・事業所内保育所1か所(再掲) ・小規模保育事業所(A型)15か所 ・家庭保育所2か所
	②実績値 (利用定員)		697	699	707	708	723	
	③実績値 (認定者数)		688	678	724	658	803	
	④実績値 (園児数)		561	555	585	537	564	

2. 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
事業等の情報提供、相談支援、関係機関との連絡調整等を行う事業	①計画値(確保量)	か所	5	5	5	5	5	◆特定型 ・子育て給付課に子育て支援コーディネーターを2名配置。 ・保育所等をよりスムーズに利用できるよう、子育て給付課窓口でオンライン相談を活用し、利用者の意向に寄り添ったきめ細やかな説明を行いました。 ◆基本型 ・子ども支援課(子育て支援センターほっぺおよびほっぺ南部分室)に子育て支援コーディネーター2名配置(それぞれ1名ずつ)。 ・子育て支援コーディネーター連絡調整会議を2か月に1回開催し、相談対応から見えてくる地域の課題について話し合いました。 ◆母子保健型 ・市内3つの保健センター(千里・中部・庄内)に子育て支援コーディネーターを1名ずつ配置。 ・母子健康手帳交付時に個別の支援プランを作成することにより支援ニーズに応じた情報提供及び支援を行いました。
	②実績値		5	5	6	6		

②時間外保育事業(延長保育事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
通常保育時間を超えて保育を行う事業	①計画値(確保量)	人 (人日)	287	297	307	317	327	○市内の認定こども園・保育所・地域型保育事業117か所(公立24、民間93か所)にて実施しました。
	②実績値 1日平均 (延べ人日)		328 (95,195)	432 (125,152)	565 (165,487)	559 (164,549)		

③実費徴収にかかる補足給付を行う事業

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
特定教育・保育等を受けた場合にかかる物品の購入費用等を助成する事業	実績値	件	33	32	30	30		○生活保護世帯を対象に、教育・保育にかかる実費負担額を助成しました。 1号認定・2号認定・3号認定児童・・・教材費等2,500円/月(上限)

④多様な主体の参入促進事業

事業概要	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
(1)新規参入事業に対する相談・助言等巡回支援等 (2)特別支援:私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業	(2)社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定障害児に対し、担当職員の人件費を補助しました。 (対象施設:1園)

⑤放課後児童健全育成事業(放課後こどもクラブ)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学生を対象に、小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業	①計画値(確保量)	人	3,091	4,582	4,674	4,733	4,813	○保護者が昼間家庭にいない小学生4年生までの児童(支援の必要な児童は6年生まで)に対し、各小学校内で「放課後こどもクラブ」を運営しました。 ○19時までの延長保育事業を実施(2014年11月～) ○土曜日の開設を通年毎週実施(2016年4月～) ○放課後こどもクラブの運営を民間事業者へ委託しました。(令和5年4月～1校) ○放課後の子どもの居場所づくり事業を25校で実施しました。
	②実績値(利用人数)		4,623	4,261	4,592	4,857		
	上記②のうち、低学年		3,876	3,710	3,979	4,218		
	上記②のうち、高学年		747	551	613	639		

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
保護者の疾病等を理由に、家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等において一定期間養育を行う事業	①計画値(確保量)	人日	531	528	523	520	516	○令和元年度から実施方法を変更し、トワイライトステイを包含して、日帰り型(7日以内/月)、宿泊型(6泊7日以内)として実施しました。 ○市内1か所、市外5か所の施設に委託実施しました。 市内: 社会福祉法人大阪水上隣保館翼 市外: 社会福祉法人大阪水上隣保館 遥学園 社会福祉法人大阪水上隣保館 乳児院 社会福祉法人済生会支部大阪済生会 大阪乳児院 社会福祉法人大阪西本願寺 常照園 社会福祉法人児童養護施設 松柏会 松柏学園
	②実績値延べ人数		282	286	210	230		

⑦乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	①計画値(確保量)	人	3,416	3,379	3,334	3,289	3,246	○保育教諭、主任児童委員、保健師、助産師による訪問を実施しました。令和元年度から主任児童委員と同伴で行う訪問は民間事業者へ委託しています。 対象児童のいる2,939家庭のうち、2,938家庭に面談(面談率は99.9%)し、面談できなかった家庭には状況把握を実施しました。
	②実績値		3,236	2,958	2,944	2,938		

⑧養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
【養育支援訪問事業】 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育能力を向上させるための支援を行う事業	①計画値 (確保量)	人	483	490	495	501	506	○子育てに不安や悩みのある家庭に保育教諭等が訪問し、育児相談や子育てサービスの情報提供等を行いました。 ○支援が必要な妊産婦、新生児、乳幼児等に対し保健師や助産師、社会福祉職等が家庭訪問を行い、個々の状況に応じた適切な保健師指導や援助、受診勧奨などを行いました。
	②実績値		826	813	1,081	1,204		
事業概要								令和5年度(2023年度)の事業実施内容
【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク間の連携強化を図る取り組みを実施する事業								要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施しました。

⑨地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター等)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
地域において、子育て相談や情報発信、親子が交流できる場の提供等を行う事業	①計画値 (量の見込み)	人回	8,857	8,800	8,742	8,634	8,519	〇子育て支援センターほっぺ、子育て支援センターほっぺ南部分室、地域子育て支援センター16か所で、親子でゆったり過ごせる環境を提供しました。
	②計画値 (確保量)	か所	18	18	19	19	19	
	③実績値 (延べ利用組数/12月)	人回	1,608	1,453	2,436	3,497		
	④実績値	か所	18	18	19	18		

⑩-Ⅰ 一時預かり事業<幼稚園型>(預かり保育)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
幼稚園での通常の就園時間に加え、延長して預かる事業	①計画値 (確保量)	人日	161,646	154,304	146,070	139,549	132,809	〇公立こども園6か所、民間こども園22か所、私立幼稚園4か所にて1号認定の児童に対して実施しました。
	②実績値 延べ人数		109,732	118,247	128,638	130,629		

⑩-Ⅱ 一時預かり事業<一般型>等(一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業<小学校就学前>、トワイライトステイ事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業	①計画値 (確保量)	人日	35,090	34,859	34,483	34,213	33,899	◆一時預かり(一般型)(一時保育) (1)断続的一時保育・・・満1歳から小学校就学前児童で保護者が一時的に保育が必要な場合、週3日を限度として預かる事業。民間保育所、認定こども園等59か所で実施しました。(定員350名) (2)緊急一時保育・・・保護者の疾病や介護、冠婚葬祭等緊急に保育が必要な場合、12日間を限度として公立こども園、民間保育所等24か所で実施しました。 ※実績値及び定員にはポピンズキッズルームの緊急一時保育(一時保育利用枠:定員8人×2か所)を含む。 ◆ファミリー・サポート・センター・・・引き続き広報等により援助会員の確保に努めました。 ◆トワイライトステイ:令和元年度から実施方法を変更し、ショートステイに包含して実施しました。
	①のうち一時保育		32,655	32,440	32,090	31,838	31,545	
	①のうちファミリー・サポート・センター事業<小学校就学前>		2,435	2,419	2,393	2,375	2,354	
	①のうちトワイライト・ステイ		*	*	*	*	*	
	②実績値 延べ人数	人日	16,788	18,067	20,448	25,249		
	②のうち一時保育		15,045 (定員73,950)	16,360	19,092	23,647		
	②のうちファミリー・サポート・センター事業<小学校就学前>		1,743	1,707	1,356	1,602		
	②のうちトワイライト・ステイ		*	*	*	*		

⑪病児保育事業(病児・病後児保育)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
保育所等で病児・病後児を預かる事業	①計画値(確保量)	人日	21,041	21,687	21,709	22,846	23,412	◆病児保育事業・・・市内3施設で実施しました(定員4人、6人、20人)。 ◆病後児保育事業・・・本町こども園で実施していた病後児保育事業は平成29年3月末にて事業を終了しました。 ◆体調不良児対応型・・・看護師配置の保育所等91か所にて実施しました。
	②実績値延べ人数		21,058	24,129	33,170	38,884		
	②のうち病児保育事業		1,114	1,888	1,420	2,147		
	②のうち体調不良児対応型		19,944	22,241	31,750	36,737		

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業<小学校就学後>)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互に会員となって、会員同士が育児に関する援助活動を行う事業	①計画値(確保量)	人日	542	543	544	545	546	広報等により援助会員の確保に努めました。 会員登録していない保護者が会員や活動を気軽に知ることができるよう、地域での交流会を2回開催しました。
	②実績値延べ人数		208	125	123	204		

⑬妊婦に対する健康診査(妊婦健康診査)

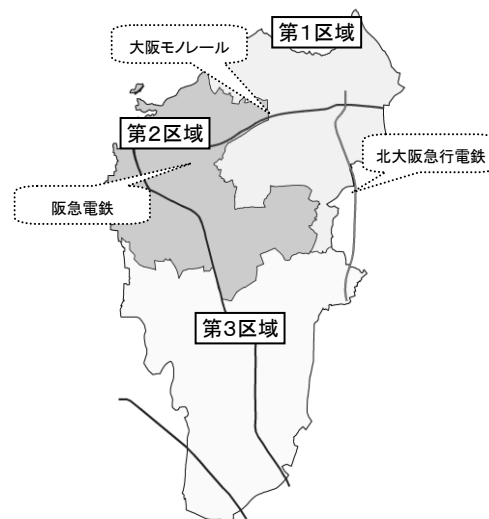
事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度(2023年度)の事業実施内容
妊婦に対する健康診査を行う事業	①計画値(確保量)	人回	38,444	38,028	37,522	37,016	36,533	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することで安心して継続的に妊婦がかかりつけ医で健康診査に通うことができるよう支援しました。
	②実績値延べ人数		41,457	39,363	37,967	37,064		

◇ 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項にもとづき、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として設定したもの。豊中市においては、小学校区を基本単位として下記のとおり3区域の設定を行っています。

●豊中市の教育・保育提供区域

区域	小学校区
第1区域	北丘、東丘、西丘、南丘、新田、新田南、東泉丘、野畑、北緑丘、少路、上野、東豊中、東豊台
第2区域	桜井谷、桜井谷東、刀根山、大池、蛸池、箕輪、克明、桜塚、南桜塚、熊野田、泉丘
第3区域	緑地、寺内、北条、小曾根、高川、豊南、原田、豊島、豊島北、豊島西、中豊島、野田、島田、庄内、庄内南、庄内西、千成



《令和5年度(2023年度)》

(1)園児数

		児童数(実績値)				
		令和5年(2023年)5月1日現在				
		第1区域	第2区域	第3区域	合計	
本市児童	市内園	新制度の幼稚園	171	394	213	778
		新制度の認定こども園	1,029	1,004	625	2,658
		従来制度の幼稚園	328	375	402	1,105
	他市園	新制度の幼稚園				9
		新制度の認定こども園				81
		従来制度の幼稚園				290
他市児童	市内園	新制度の幼稚園	11	6	9	26
		新制度の認定こども園	190	8	26	224
		従来制度の幼稚園	215	121	308	644
合計(本市児童)		1,528	1,773	1,240	4,921	
【参考】計画値(コース量)		2,012	1,633	1,571	5,216	

(2)認可定員(私学助成園)・利用定員(新制度園)

		確保量(実績値)			
		令和5年(2023年)5月1日現在			
		第1区域	第2区域	第3区域	合計
市内園	新制度の幼稚園	240	520	225	985
	新制度の認定こども園	1,449	1,237	870	3,556
	従来制度の幼稚園	570	565	1,210	2,345
合計		2,259	2,322	2,305	6,886
【参考】計画値(利用定員確保量)		1,957	2,403	1,694	6,054

《令和6年度(2024年度)》

(1)園児数

			児童数(実績値)			
			令和6年(2024年)5月1日現在			
			第1区域	第2区域	第3区域	合計
本市児童	市内園	新制度の幼稚園	53	458	194	705
		新制度の認定こども園	984	925	721	2,630
		従来制度の幼稚園	240	151	201	592
	他市園	新制度の幼稚園				167
		新制度の認定こども園				72
		従来制度の幼稚園				95
他市児童	市内園	新制度の幼稚園	120	2	73	195
		新制度の認定こども園	174	14	24	212
		従来制度の幼稚園	3	19	180	202
合計(本市児童)			1,277	1,534	1,116	4,261
【参考】計画値(コース量)			1,884	1,563	1,511	4,958

(2)認可定員(私学助成園)・利用定員(新制度園)

		確保量(実績値)			
		令和6年(2024年)5月1日現在			
		第1区域	第2区域	第3区域	合計
市内園	新制度の幼稚園	60	720	325	1,105
	新制度の認定こども園	1,479	1,116	960	3,555
	従来制度の幼稚園	570	285	690	1,545
合計		2,109	2,121	1,975	6,205
【参考】計画値(利用定員確保量)		1,867	2,331	1,668	5,866

《令和5年度(2023年度)》

◆2号認定

(1)児童数(認定者数・園児数)

	2号児童数(実績値)			
	令和5年(2023年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
2号認定者数(本市児童)	1,665	1,830	1,804	5,299
保育所(通園児童数)	139	436	324	899
認定こども園(〃)	1,467	1,308	1,400	4,175
地域型保育給付事業	0	48	0	48
他市委託(〃)	2	1	4	7
合計	1,608	1,793	1,728	5,129
【参考】計画値(コース'量)	1,828	1,694	1,730	5,252

◆3号認定(1・2歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(1・2歳)児童数(実績値)			
	令和5年(2023年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(1・2歳)認定者数	1,142	1,451	1,177	3,770
保育所(通園児童数)	367	720	275	1,362
認定こども園(〃)	546	470	519	1,535
地域型保育給付事業(〃)	79	108	57	244
家庭保育所(〃)	9	0	7	16
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	21	26	47
他市委託(〃)	1	2	12	15
合計	1,002	1,321	896	3,219
【参考】計画値(コース'量)	1,093	1,101	1,165	3,359

◆3号認定(0歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(0歳)児童数(実績値)			
	令和5年(2023年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(0歳)認定者数	187	240	231	658
保育所(通園児童数)	57	115	75	247
認定こども園(〃)	90	76	89	255
地域型保育給付事業(〃)	8	14	10	32
家庭保育所(〃)	0	0	2	2
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	0	0	0
他市委託(〃)	0	0	1	1
合計	155	205	177	537
【参考】計画値(コース'量)	221	215	223	659

単位:人

(2)利用定員

	2号確保量(実績値)			
	令和5年(2023年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	129	411	346	886
認定こども園	1,403	1,263	1,383	4,049
地域型保育給付事業	0	42	0	42
合計	1,532	1,716	1,729	4,977

(2)利用定員

	3号(1・2歳)確保量(実績値)			
	令和5年(2023年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	344	699	264	1,307
認定こども園	546	465	504	1,515
地域型保育給付事業	72	100	52	224
家庭保育所	7	0	7	14
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	24	28	52
合計	969	1,288	855	3,112

(2)利用定員

	3号(0歳)確保量(実績値)			
	令和5年(2023年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	95	167	70	332
認定こども園	130	79	113	322
地域型保育給付事業	13	26	11	50
家庭保育所	2	0	2	4
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	0	0	0
合計	240	272	196	708

■保育利用率(0～5歳)

保育利用率 (= B/A)	0～5歳 児童数(A)	認定者数 (2号・3号)	利用定員 (2号・3号)	通園児童数 (2号・3号) (B)
44.17%	20,117 人	9,727 人	8,797 人	8,885 人

■保育利用率(3号認定)

保育利用率 (= B/A)	0～2歳 児童数(A)	認定者数 (3号)	利用定員 (3号)	通園児童数 (3号)(B)
39.75%	9,449 人	4,428 人	3,820 人	3,756 人

《令和5年度(2023年度)》

◆2号認定

(1)児童数(認定者数・園児数)

	2号児童数(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
2号認定者数(本市児童)	1,701	1,853	1,811	5,365
保育所(通園児童数)	140	432	350	922
認定こども園(〃)	1,527	1,343	1,405	4,275
地域型保育給付事業	0	46	0	46
他市委託(〃)	2	2	1	5
合計	1,669	1,823	1,756	5,248
【参考】計画値(コース'量)	1,918	1,766	1,758	5,442

◆3号認定(1・2歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(1・2歳)児童数(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(1・2歳)認定者数	1,182	1,486	1,234	3,902
保育所(通園児童数)	379	717	273	1,369
認定こども園(〃)	509	455	519	1,483
地域型保育給付事業(〃)	79	107	57	243
家庭保育所(〃)	9	0	7	16
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	23	37	60
他市委託(〃)	4	5	10	19
合計	980	1,307	903	3,190
【参考】計画値(コース'量)	1,091	1,113	1,178	3,382

◆3号認定(0歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(0歳)児童数(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(0歳)認定者数	223	283	297	803
保育所(通園児童数)	65	127	67	259
認定こども園(〃)	98	68	89	255
地域型保育給付事業(〃)	8	26	9	43
家庭保育所(〃)	0	0	2	2
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	10	0	10
他市委託(〃)	0	1	4	5
合計	171	222	171	564
【参考】計画値(コース'量)	225	218	224	667

単位:人

(2)利用定員

	2号確保量(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	129	411	346	886
認定こども園	1,463	1,232	1,344	4,039
地域型保育給付事業	0	42	0	42
合計	1,592	1,685	1,690	4,967

(2)利用定員

	3号(1・2歳)確保量(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	344	699	264	1,307
認定こども園	546	493	534	1,573
地域型保育給付事業	72	100	52	224
家庭保育所	7	0	7	14
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	24	38	62
合計	969	1,316	895	3,180

(2)利用定員

	3号(0歳)確保量(実績値)			
	令和6年(2024年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	95	167	70	332
認定こども園	130	85	122	337
地域型保育給付事業	13	26	11	50
家庭保育所	2	0	2	4
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	0	0	0
合計	240	278	205	723

■保育利用率(0～5歳)

保育利用率 (= B/A)	0～5歳 児童数(A)	認定者数 (2号・3号)	利用定員 (2号・3号)	通園児童数 (2号・3号) (B)
46.44%	19,386 人	10,070 人	8,870 人	9,002 人

■保育利用率(3号認定)

保育利用率 (= B/A)	0～2歳 児童数(A)	認定者数 (3号)	利用定員 (3号)	通園児童数 (3号)(B)
41.52%	9,041 人	4,705 人	3,903 人	3,754 人

2. 地域子ども・子育て支援事業 教育・保育提供区域ごとの実績

⑩-Ⅰ 一時預かり事業＜幼稚園型＞

単位：人日（年間延べ人数）

	2019年度(実績値)			2020年度(計画値)			2020年度(実績値)			2021年度(計画値)		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
①量の見込み				56,527	55,733	49,386				54,042	52,419	47,843
②確保方策・実績	73,943	68,845	36,502	56,527	55,733	49,386	55,877	53,065	27,257	54,042	52,419	47,843
③(②-①)過不足				0	0	0				0	0	0

	2021年度(実績値)			2022年度(計画値)			2022年度(実績値)			2023年度(計画値)		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
①量の見込み				50,046	49,867	46,157				46,747	47,902	44,900
②確保方策・実績	71,440	69,700	39,396	50,046	49,867	46,157	70,641	66,281	45,333	46,747	47,902	44,900
③(②-①)過不足				0	0	0				0	0	0

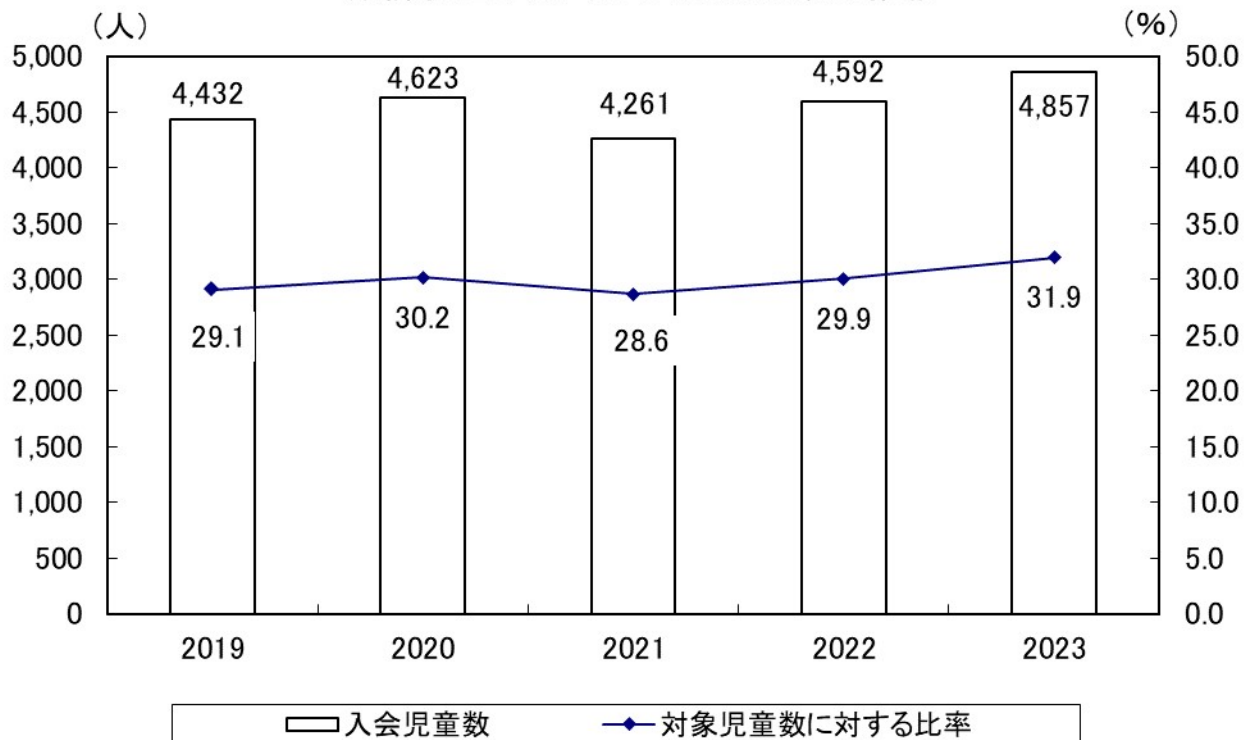
	2023年度(実績値)			2024年度(計画値)			2024年度(実績値)					
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域			
①量の見込み				43,774	45,849	43,186						
②確保方策・実績	68,010	67,612	40,780	43,774	45,849	43,186						
③(②-①)過不足				0	0	0						

備考	認定こども園及び新制度の私立幼稚園及び従来制度の幼稚園 合計43園で実施。											
----	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

Ⅶ. 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実（新・放課後子ども総合プラン★）

（１）放課後こどもクラブ及び地域子ども教室の運営

放課後こどもクラブ入会児童数の推移



資料：豊中市教育委員会学び育ち支援課（各年５月１日現在）

とよなか地域子ども教室(※1)の状況

年 度	2019	2020	2021	2022	2023
箇 所 数(力所)	40	39	38	39	34
延べ参加者数(総数:人)	102,427	14,003	17,392	39,387	44,843
延べ参加者数(子ども:人)	80,958	11,122	14,005	31,515	36,300
延べ参加者数(大人:人)	21,469	2,881	3,387	7,872	8,543

資料：豊中市教育委員会事務局学び育ち支援課調べ

※1 地域子ども教室:学校や公共施設を活用して、安心・安全な居場所(活動拠点)を設け、子どもたちが放課後や週末等に地域の大人と交流しながらスポーツや文化活動など様々な体験活動を行っている。

※ 平成16年度(2004年度)から平成18年度(2006年度)は国委託事業。平成19年度(2007年度)からは国・府の補助事業、平成24年度(2012年度)からは国の補助事業となり、小学校を中心に事業展開を図るなど制度変更あり。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください

(2)両事業の一体型運営の取組み

地域子ども教室につきましては、各小学校区において、地域のボランティアにより安全・安心な居場所づくりとして、学習やスポーツ、文化活動など地域の特性を活かした取組みが行われています。活動を通じて子どもたちが地域の大人たちと交流し、地域でのつながりづくりの機会となりました。

学校を拠点とした地域社会全体で子どもたちの学びや育ちを支える環境づくりを推進するために、地域子ども教室と関連する、放課後こどもクラブ事業、放課後等の児童の居場所づくり事業の連携、効果的な組み合わせを検討することにより、子どもたちの居場所の充実を進めます。

(3)放課後等の児童の居場所づくり事業

すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、各校に見守り員を配置し、授業終了後の校庭開放事業を実施しました。令和5年度（2023年度）は、令和4年度（2022年度）の10校から25校へと実施校数を拡大しました。利用者の声としては、「見守り員がいるので安心できる」「放課後子どもクラブ対象でない5、6年生も利用できるのがよい」「校庭のような広いスペースが近隣にないのでよい」「交友関係が広がる機会になる」などが上がりました。

今後も引き続き、全校実施に向け取り組んでいきます。

■放課後等の児童の居場所づくり事業実施校（小学校）

2016 年度	大池
2017 年度	大池、野畑、西丘
2018 年度	大池、野畑、西丘、寺内
2019 年度	大池、野畑、西丘、寺内
2020 年度	大池、野畑、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南
2021 年度	大池、野畑、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南
2022 年度	大池、野畑、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南 参加人数：延べ77,161人
2023 年度	大池、野畑、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南、 克明、桜塚、熊野田、豊南、上野、北丘、東豊中、南丘、豊島北、泉丘、少路、 箕輪、桜井谷東、東泉丘、北緑丘 参加人数：延べ264,578人

Ⅷ. ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

(1) 関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実

福祉事務所、くらし支援課並びにハローワークと連携して就労の相談を実施しています。

ひとり親家庭の就労相談を行ったうえで自立支援プログラムを作成し、市役所内の常設ハローワーク窓口につなぐことで、きめ細かな支援を行いました。また、児童扶養手当現況届会場に各種案内チラシの設置、希望者には母子・父子自立支援員等の相談につなぐなどの取組みを行いました。

ひとり親家庭相互の交流、生活の質の向上のための生活支援講座、相談事業等の実施を通じて、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、生活の支援を行う母子父子福祉センターが令和6年(2024年)3月にリニューアルオープンしました。



同センターでは、センター職員による日常生活における悩み全般の相談に加え、弁護士による法律相談(平日夜間・土曜日に実施)と専門相談員による養育費や親子(面会)交流の取り決めに関する相談(平日昼間に実施)を行っています。また、レクリエーション事業は、クリスマス会や母と子のバスツアーなどを開催し、109人の参加者がありました。

■令和5年度(2023年度) 母子父子福祉相談(母子父子福祉センター) 延べ353件の内訳■

相談種別	ひとり親家庭の悩み全般 (月曜～金曜)	弁護士による法律相談 (第2・4水曜、第1・3土曜)	専門相談員による相談 (第3木曜)
件数	250件	73件	30件
主な相談内容	離婚後の支援内容について	離婚に際して生じる権利(親権・財産分与等)問題について	公正証書、養育費について

(2) 就業支援

職業訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金は延べ132件、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金は5件の給付を行い、ひとり親の経済的自立に効果的な資格の取得や技能の習得を支援しました。

児童扶養手当の手続き等の機会をとらえた母子・父子自立支援員の就労相談の他、ハローワークや地域就労支援センター(豊中しごと・くらしセンター)と連携し、ひとり親家庭の生活状況・就労ニーズに応じた自立支援プログラムを36件策定しました。

また、母子父子福祉センターにおいて日商簿記検定試験3級取得講座や介護職員初任者研修等の

就労支援講座を実施し、延べ 448 人の参加がありました。

(3)子育て・生活支援

ひとり親家庭の方、離婚前の方に対して、専門的知識を有する母子・父子自立支援員が相談に応じ、生活の安定、自立に必要な情報提供や支援を行いました。

疾病や冠婚葬祭などの社会的事由や、技能習得のための通学などの自立促進に必要な事由が生じた世帯へのヘルパー派遣に加え、ファミリー・サポート・センター利用料を補助する事業により、ひとり親家庭の仕事と家庭の両立を支援しました。

■母子・父子自立支援員相談■ 令和5年度（2023年度）実績

内 容	件 数
生活一般（就労・家庭紛争・住宅等）	463件
児童（養育教育等）	40件
生活援護（貸付・児童扶養手当等）	363件
その他（母子生活支援施設等）	3件
合 計	869件

■ひとり親家庭等日常生活支援事業■ 令和5年度（2023年度）実績

利用区分	利用者の負担額 ※所得の状況に応じて異なる	利用 世帯数	延べ 利用回数
① <u>子育て支援（ファミサポ利用料の補助）</u> 【実施場所】家庭生活支援員*の居宅 （2時間以上から時間単位での利用）	1時間あたり 0円～150円	6世帯	22回
② <u>生活援助（ヘルパー派遣）</u> 【実施場所】利用者の居宅 （1時間以上から時間単位での利用）	1時間あたり 0円～300円	2世帯	2回

《利用（例）》技能習得のための通学や就職活動、疾病、事故等、冠婚葬祭や出張、学校等の行事のとき

離婚等生活環境の激変、残業等就業上の事由（所定内労働時間を除く。小学生までの子を養育する場合）

(4)経済的支援・養育費の確保

■母子父子寡婦福祉資金貸付事業■

2019年度～2023年度貸付実績

	新規(件)	継続(件)	合計(件)
2019年度	6	26	32
2020年度	5	15	20
2021年度	1	14	15
2022年度	1	8	9
2023年度	0	2	2

★は資料編「用語の解説」をご覧ください

児童扶養手当の給付、ひとり親家庭医療費助成を実施し、就学資金の相談については母子父子寡婦福祉資金貸付金の案内を行いました。なお、母子父子寡婦福祉資金貸付金については、文部科学省の制度である給付型の奨学金や減免制度の充実により、貸付件数は減少傾向となっています。

食費等の物価高騰に対する経済的支援として国制度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（子ども一人あたり 5 万円）をひとり親家庭に給付しました。

養育費確保のための取組みとして令和 4 年（2022 年）9 月から開始している養育費請求に関する弁護士費用補助の利用について、5 件の利用がありました。また、公正証書や調停調書または確定判決にかかる書類取得費用を補助する公正証書等作成促進補助金は 31 件の利用がありました。

（５）子どもへの支援

ひとり親家庭の中高生を対象とした学習支援教室を母子父子福祉センターで実施しました。民間委託事業者の講師（大学生など）が自習形式で指導するとともに、生徒からの様々な相談に応じています。原則毎週土曜日の開講と夏季・冬季の特別講習会で年 54 回実施し、延べ 571 人が参加しました。

また、専門学校等の推薦入試を受験する子どもの学費について貸付相談等の時間的余裕ができるよう、奨学金制度の説明会を 6 月に実施しました。



学習支援教室の様子

Ⅸ. 子どもの未来応援施策の推進 (子どもの貧困対策計画)

(1) 子どもの居場所づくり

「Ⅳ. 重点施策の事業実施状況 1. 子どもの居場所づくり」《9ページ》に記載しています。

(2) 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援

「Ⅳ. 重点施策の事業実施状況 2. 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援」《12ページ》に記載しています。

(3) 必要な支援を届ける環境づくり

「Ⅳ. 重点施策の事業実施状況 3. 必要な支援を届ける環境づくり」《21ページ》に記載しています。

(4) 総合的かつ重層的な施策展開

- ・子育て・子育て支援施策に関する小・中・高校生へのヒアリングで、困ったときや悩んだ時の相談相手や相談しやすくなるツールなどについて把握しました。
- ・子どもの居場所の取組み状況の調査への協力や他自治体等が主催するセミナー等での事業報告により、課題解決に向けた国・府・市の連携を深めるとともに、他市町村等の情報を把握しました。
- ・国・府の基金や食材提供に関する情報を子どもの居場所団体へ周知しました。

●国の大綱に即した総合的な取組み

- (1) 教育の支援 学習支援・就学支援・不登校支援等
- (2) 生活の支援 暮らし再建パーソナル事業・ひとり親家庭等日常生活支援事業等
- (3) 保護者に対する就労の支援 地域就労支援事業・ひとり親家庭自立支援給付金等
- (4) 経済的支援 児童扶養手当・医療費助成等
- (5) その他 学習会など

■成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標

指標		単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	目標
成果	「自分には良いところがある」と回答した子どもの割合※1（上段：小学生、下段：中学生）	%	※2	74.7	77.6	82.2	増加
			※2	73.2	74.7	77.7	
活動	スクール・ソーシャル・ワーカーによる対応実績のある学校数（定期的派遣及び事案対応派遣の合計）（上段：小学校、下段：中学校）	校	27	33	41	39	増加
			6	3	3	4	
成果	スクール・ソーシャル・ワーカーによる事案解消率	%	53.1	53.2	47.1	44.4	増加
成果	朝食を毎日食べている子どもの割合※1（上段：小学生、下段：中学生）	%	※2	94.5	93.6	94.5	増加
			※2	91.4	90.4	88.8	
成果	「今住んでいる地域の行事に参加している」子どもの割合※1（上段：小学生、下段：中学生）	%	※2	43.5	49.6	45.2	増加
			※2	28.7	28.7	28.7	
活動	民生委員・児童委員の子どもに関する相談件数	件	1,664	1,564	3,365	4,334	維持
活動	母子・父子福祉相談件数（悩み全般、法律相談、専門相談）	件	346	345	355	353	増加
活動	地域就労支援事業のひとり親の就労支援の実績（上段：新規相談者数、下段：就職者数）	人	41	17	26	23	維持
			18	16	13	23	
活動	ひとり親家庭の親の就労支援の実績（自立支援給付金事業、自立支援プログラム策定事業等）	人	27	36	37	52	増加

※1 「当てはまる」「どちらかといえば、あてはまる」の合計

※2 令和2年度（2020年度）全国学力学習状況調査実施なし。

■子どもの状況を把握するための指標

指標		単位	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
状況	就学援助率 (上段：小学校、下段：中学校)	%	12.7	12.1	11.6	11.3
			16.2	14.6	13.7	14.0
状況	生活保護世帯に属する子どもの進学率 (上段：高等学校等、下段：大学等)	%	93.8	96.3	93.5	98.3
			60.9	49.2	43.0	54.7
状況	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	%	1.6	0.9	2.7	5.7
状況	児童扶養手当の受給状況 (上段：受給資格者数、下段：受給者数)	人	3,035	2,961	2,873	2,812
			2,559	2,483	2,389	2,313

状況	生活保護世帯のうち、0～18 歳児童のいる世帯	世帯	576	536	506	481
状況	生活保護世帯の状況(上段:0～18 歳の児童数、下段:全児童数に占める割合)	人	1,005	923	873	847
		%	1.43	1.47	1.26	1.2

X. 評価指標

施策の進行状況を評価するための指標です。

成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標があります。

施策の柱 1 子育て支援

指 標		単位	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	目標値 (最終年度)
成果	自分のことを好きだと思う子どもの割合※1 (上段:小学生、中段:中学生、下段:高校生相当年齢)(出典:ニーズ調査 5 年毎に実施)	%	-	-	-	66.7	65.0
						58.8	60.0
						57.6	50.0
1-1 保育及び教育環境の充実							
成果	教育・保育環境が充実しているまちだと思ふ市民の割合(出典:市民意識調査 2 年毎に実施)	%	-	46.5	-	45.2	50.0
1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供							
活動	子どもの社会参加事業数	事業	40	40	41	42	44
1-3 子どもの居場所づくり							
活動	重点施策1 子どもの居場所がある小学校区数 (子ども食堂や無料・低額の学習支援等)	校区	11	16	22	25	全校区
活動	重点施策3 ひとり親家庭学習支援事業の参加者数	人	655	736	579	614	増加
1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援							
活動	重点施策2 子どもからの相談件数※2	件	356	885	1362	1,312	増加
活動	重点施策3 国際交流センターの子どもサポート事業(多文化子ども保育、子ども母語、サンブレイス)の参加者数 (上段:子どもの各延べ人数、下段:ボランティアの各延べ人数)	人	227	264	461	539	650
			299	318	363	508	600

※1 「あてはまる」「ややあてはまる」の合計

※2 「とよなかつ子ダイヤル」と「とよなかつ子ライン(令和 2 年(2020 年)8 月開設)」の合算

施策の柱 2 子育て支援

指 標		単位	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	目標値 (最終年度)
成 果	子育てを楽しんでいる保護者の割合※3(上 段:就学前、下段:小学生)(出典:ニーズ調査 5 年毎に実施)	%	-	-	-	63.8	95.0
						57.6	93.0
2-1 地域の子育て環境の整備							
成果	身近なところに、日頃から親子づれで交流でき る場所があると思う市民の割合(出典:市民意 識調査 2 年毎に実施)	%	-	—	-	—	50.0
活動	地域子育て支援事業実施個所の割合(就学前 施設)	%	100	100	100	100	100
2-2 子育てに必要な情報提供等							
活動	重点施策 2 利用者支援窓口の相談件数 (母子保健型から各機関への連携数)	件	113	131	158	109	増加
	重点施策 2 乳児家庭全戸訪問事業面談率	%	97.1	97.3	98.4	99.9	100
2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援							
成 果	子育てに不安や負担を感じる保護者の割合 (上段:就学前、下段:小学生)	%	-	-	-	49.3	35.0
						43.9	35.0
活動	重点施策3 母子父子福祉センター相談対応件 数	件	346	345	262	353	増加
活動	重点施策3 こども療育相談対応件数(延べ件 数)	件	1,279	1,904	2,040	2,464	増加
2-4 子育てと仕事の両立の推進							
成 果	家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバ ランスがとれていると感じる保護者の割合※4 (上段:就学前、下段:小学生)	%	-	-	-	56.6	50.0
						57.5	60.0
成果	保育所等の待機児童数(翌年4月1日現在)	人	0	0	9	28	0

※3「楽しいと感じることの方が多い」「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」の合計

※4「感じる」「まあまあ感じる」の合計

施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

指 標		単位	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	目標値 (最終年度)
成果	豊中市は子どもにとって住みやすいと感じる保護者の割合※5(上段:就学前、下段:小学生)	%	－	－	－	76.6	75.0
						81.8	75.0
成果	16 歳未満の子どもに対する刑法犯認知件数	件	48	79	98	25	減少
成果	市内の交通事故数(子どもが関わる事故)※6	件	34	31	40	47	0
3－1 生活環境、保健・医療体制等の整備							
成果	妊娠届が満 11 週までに提出される割合	%	97.8	97.8	97.6	97.4	100
活動	重点施策 2 妊産婦乳幼児等電話面接相談対応件数	件	19,138	20,151	20,975	24,552	増加
活動	乳幼児健康診査受診率(上段:4 か月児、中段:1 歳 6 か月児、下段:3 歳 6 か月児)	%	95.2	97.1	97.0	97.2	100
			93.2	96.8	98.1	97.4	
			92.6	93.6	95.1	95.9	
3－2 子どもの安全確保							
活動	子どもの安全見守り隊隊員数*	人	3,595	3,461	3,420	3,229	維持

※5「たいへん住みやすい」「まあ住みやすい」の合計

※6 期間は「年:1 月～12 月」

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

XI. 事業一覽

- ◆令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの事業の実施状況を、施策の柱ごとに掲載しています。（施策体系については5ページ参照）
- ◆事業の実施状況の項目における分類については以下のとおりです。
「新規」新しく事業を開始するもの 「拡充」対象者や規模の拡大等、例年に比べて内容を充実させて実施するもの
「継続」例年どおり実施するもの 「完了」事業目標の達成や他の事業との統合等により、事業を廃止するもの
- ◆「子どもの社会参加促進の促進に関わる事業実施状況」に関連する事業は一覧に示しています。
- ◆「豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方」に関連する事業には支援の種類を表記しています。《52ページ参照》
- ◆所管部署については、以下の機構図（関係機関のみ抜粋）をご参照ください。

令和6年度（2024年度） 豊中市組織機構図 （抜粋）

令和6年（2024年）4月1日現在



関連事業の事業実施状況

施策の柱	No.	事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)	
						課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	高校生 相当年齢	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4
施策の柱 1－1 保育及び教育環境の充実																		
1-1	1			公立こども園整備事業	公立こども園の4つの機能を果たし、老朽化の解消や安心・安全な教育・保育環境を整え、子どもたちが自分らしく過ごし、夢を育めるような施設づくりを行うため、『「夢はぐくむ」公立こども園整備計画（2018年9月策定）』及び「公立こども園再整備計画（前期）（2020年1月策定）」に基づき、整備を進めます。	こども事業課		○	○					新規	継続	継続	継続	1-1 (1) 1-1 (2)
1-1	2			就学前施設教職員研修	公私立こども園、民間保育所(園)、私立幼稚園、児童発達支援センター等、豊中市の就学前施設の教職員対象に、研修を行い、教育・保育の質を高めます。	こども事業課		○	○	○				継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	3	●		人権尊重に根ざした保育の推進	豊中市人権保育基本方針を中心に、子どもの生活実態をふまえ、さまざまな人権問題の解決をめざした総合的な取組みをいっそう推進します。	こども事業課		○	○					継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	4			豊中市立こども園教育・保育研究会	こども園教員の専門性の向上を図るとともに、将来的展望に立った教育・保育を追求します。	こども事業課		○	○					継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	5			保育アドバイザー派遣事業	公立こども園の保育内容の充実を図るため、保育教諭等の資質向上と乳幼児理解の深化をめざします。また、研究保育を行い、指導助言を受けます。教育・保育内容や協議会は公開とし、関係機関へ発信します。	こども事業課		○	○					継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	6			遊びのボランティア紹介事業	遊びの場面などで、さまざまな技能や専門性をもった地域人材の登用と活用を図り、開かれた園づくりを推進します。	こども事業課		○	○					継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	7			公立こども園教育の自己評価	公立こども園が地域の幼児教育センターの役割を担うため、教育内容や環境などについて、自己評価を行い、公立こども園の教育の充実、教員の資質の向上を図ります。	こども事業課		○	○					継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	8			公立こども園評議員会	園や地域の実情に応じて、園運営に関し、保護者・地域住民の意向を聞くとともにその理解と協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくため、公立こども園評議員を各園に設置します。	こども事業課		○	○					継続	継続	継続	継続	1-1 (2)
1-1	9			教育振興計画の推進	教育振興計画をもとに、毎年度教育行政方針を作成・公表します。また前年度事務事業等の点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表します。	教育総務課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-1 (3)
1-1	10			長寿命化計画の推進	中長期的に維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、学校施設長寿命化計画を策定します。	学校施設管理課				○	○			継続	継続	継続	継続	1-1 (3)
1-1	11			とよなかブックプラネット事業	学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的かつ効果的に活用する環境を整備することにより、児童生徒の読書活動を促進し、自ら学ぶ力を育成します。	読書振興課				○	○			継続	継続	継続	継続	1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	12			学校図書館への支援・学校との連携	学校図書館との連携により、児童生徒の読書活動を推進します。ブックプラネット事業により、読書センター、学習・情報センター、教員支援センターとして学校図書館が活用されるよう支援します。小学生の図書館見学の受け入れや、学校への団体貸出、調べものの相談(レファレンス)に応じ、学校と連携しながら、地域の子どもの読書を支えます。	読書振興課				○	○			継続	継続	継続	継続	1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	13			学校図書館教育の充実事業	学校司書を全小・中学校に配置し、授業での図書館活用を図ります。学校間相互並びに学校図書館と市立図書館の蔵書の一体的活用を図るため、図書運搬連絡車を運行します。	読書振興課				○	○			継続	継続	継続	継続	1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	14			小学校35人学級の推進	小学校3年生から6年生の学級編成を順次35人1学級とし、増学級された担任教員を市費負担の常勤講師として配置するため、教職員確保に向けた取組みを着実に進めます。	教職員課				○				継続	継続	継続	継続	1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	15			教育センター機能の充実	教職員の研究・研修の実施やICT・科学教育の推進、あわせて教育に関する情報の提供や資料の収集及び閲覧を行うための施設として、機能の充実を図ります。	教育センター				○	○			継続	継続	継続	継続	1-1 (3)
1-1	16			教育情報化推進事業	すべての小・中学生に一人一台タブレット端末を配布し、あわせて各学校のインターネット環境の整備をすすめることにより、各学校における主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。	教育センター				○	○			継続	継続	継続	継続	1-1 (3)
1-1	17			学校図書館教育の充実	各教科等を通じて学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることで、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実をめざします。	学校教育課				○	○			継続	継続	継続	継続	1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	18			学力向上自主企画事業	全国学力・学習状況調査等により明らかとなった各学校の児童生徒の学習面や生活面における個別課題に対応するため、学校の独自性を生かした学力向上策を支援し、活力ある学校づくりの推進を図ります。	学校教育課				○	○			継続	継続	継続	継続	1-1 (3)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
							課(施設)	出産前	0 1 2歳	3 4 5歳	小学生	中学生	高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3	
1-1	19				「小中一貫教育」推進事業	小中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性を図るとともに、校種間のより望ましい連携や接続について、全中学校区において取組みを推進します。	学校教育課				○	○		継続	継続	継続	継続	1-1(3)
1-1	20				小学校高学年教科担任制	授業の質の向上、小中学校間の円滑な接続などを目的として、市立小学校の5年生及び6年生全学級の外国語、理科、算数又は体育の授業について、教科担任制を実施します。	学校教育課				○			継続	継続	継続	拡充	1-1(3)
1-1	21				小学校における国際理解教育 (英語(外国語)体験活動)の推進	小学校における国際理解教育の一環として、地域在住の外国人ボランティアの協力による、異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動とおして、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざします。	学校教育課				○			継続	継続	継続	継続	1-1(3)
1-1	22				学校教育の充実	「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」に基づき、学校や地域の実情に応じた課題の解消を図るための企画立案を行います。また、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、義務教育学校の開校に向けた準備を進めます。	学校教育課				○	○		継続	継続	継続	継続	1-1(3)
1-1	23				学校地域連携ステーション事業	学校支援コーディネーターを学校に配置し、学校と地域における情報の共有化や地域諸団体の連絡調整など、学校と地域とのコーディネートを行い、学校教育活動の活性化を図ります。	学び育ち支援課				○	○		継続	継続	継続	継続	1-1(3)
1-1	24				幼保こ小連絡協議会	公私立こども園、幼稚園、保育所(園)、児童発達支援センター、公私立小学校相互の連携を密にし、一貫した教育のあり方を追究し、教育の充実に向け取り組みます。	こども事業課		○	○	○			継続	継続	継続	継続	1-1(4)
1-1	25				保育所の空き定員等を利用した未就園児の定期的な預かりモデル事業	普段、保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な生育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じ、こどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うため、未就園児の定期的な預かりについての具体的内容を検討するとともに、保育所等の多機能化に向けた効果を検証することを目的とします。	こども事業課		○								新規	1-1(2)

施策の柱1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

1-2	1	●			こども多世代ふれあい事業	学習クラブ事業(小学生～高校生)、交流・体験学習事業、多世代ふれあい事業を行います。	人権政策課 (人権平和センター豊中)				○	○	○	新規	継続	継続	継続	重点施策1 1-2(1)
1-2	2				地域交流事業(「ひと・まち・であい夏まつり」等)	地域の団体と協働して、差別のない人権尊重のまちづくりと地域の子どものための健全育成を進めるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課 (人権平和センター豊中)		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(1) 2-1(1)
1-2	3		他		子ども国際事業「おまつり地球一周クラブ」	次世代の子どもたちが日本や世界の様々な文化の体験を通して具体的に学ぶことのできるような、異文化理解・国際理解の機会を提供します。	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会)				○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(1) 1-4(4) 2-3(4)
1-2	4	●			高校生軽音楽フェスティバル	市内の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、所属する生徒達による野外ライブを行います。	魅力文化創造課						○	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	5		教育		子どもアートフェスティバル	子どもにアートに関心をもってもらえるよう、展示やワークショップ等さまざまなイベントを行います。 (概ね3年に1回を予定)	魅力文化創造課		○	○	○	○		新規	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	6		教育		ホールでオーケストラ	市内の小・中学生に舞台芸術に触れる機会をつくり、豊かな感性、創造性を育むとともに、舞台芸術への関心を高めます。経済的理由等で部隊芸術に触れる機会のない子ども等しく参加体験できます。	魅力文化創造課				○	○		新規	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	7		教育		こども音楽フェスティバル	大阪音楽大学の協力のもと、ソロ、打楽器アンサンブルや、市内の中学・高校の吹奏楽部の演奏が楽しめるイベントを開催します。	魅力文化創造課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	8		教育		豊中音楽コンクール	大阪音楽大学の協力のもと、次代を担う優れた演奏家を発掘・育成し、音楽文化の振興を図ることを目的とすると共に、子ども達に発表、鑑賞の機会を提供します。	魅力文化創造課						○	新規	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	9				スポーツ教室事業 (子ども対象)	市民のライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図るため、体育館、武道館ひびき、温水プール、野球場、庭球場などで、各種スポーツ教室を行います。	スポーツ振興課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	10	●			環境学習の推進	子どもたちの将来に良好な地球および地域環境を引き継ぐために、市民・事業者・NPOや学校等が環境の状況や問題点などを正しく認識し、あらゆる場で主体的かつ自立的な学習活動を推進し、日常生活や事業活動の中で自ら環境に配慮した行動につながるように、幼児期から高齢期まで生涯を通じた環境学習を推進します。	ゼロカーボンシティ推進課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(1)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
							課(施設)	出産前	0 1 2歳	3 4 5歳	小学生	中学生	高校生	相当年齢	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3	
1-2	11	●			自然観察会・体験で学ぶ自然環境学習	自然に親しみながら自然環境を保全していくことの重要性を啓発するため、自然観察会や5歳以上の子どもとその保護者を対象に、体験で学ぶ自然環境学習「自然ふしぎ発見クラブ」を実施しています。また、ふれあい緑地1街区のビオトープを活用した植物や生き物に触れて学ぶ体験型の講座を実施しています。	公園みどり推進課			○	○	○	○		継続	継続	拡充	継続	1-2(1)
1-2	12	●			農体験等の資源循環啓発学習	小学校、こども園や親子等を対象に、野菜の植付けや米づくり、収穫等を体験する農体験学習を実施しています。また、食のリサイクルや農業などについて講演し、食と農の大切さ、循環型社会づくりの重要性について学ぶ講座型環境学習も実施しています。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-1	13				絵本「きょうのきゅうしよくな～にかな」の発行	小学校給食の食べ残しを減らし、食べ物を大切にしたいという願いを込め、絵本を作成しています。給食が体を作り、元気の素になる大切なものであることや残してしまう食べ物がごみになるので残さないようにしましよといった内容です。就学前の市内こども園等の年長児全員に配布します。	家庭ごみ事業課			○	○				継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	14	●			環境学習	こども園、小学生、中学生を対象とし、環境にやさしい行動を子どもたちが実践できるよう支援することを目的として、ごみの分別方法や実際のごみ収集車での収集作業の体感と乗車体験をとおして、より深くごみと再生資源について学習します。	家庭ごみ事業課			○	○	○			継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	15	●	教育		学生・若者の市民公益活動への参加促進	市民公益活動支援センターとの連携のもと、学生や若者の市民公益活動への参加を促進するため、市民公益活動支援センターを活動のPRの場として提供するほか、市民活動団体等からのボランティア募集情報を提供します。	コミュニティ政策課 (市民公益活動支援センター)						○		継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	16	●	教育		福祉共育の推進	小中学生を対象に子どもたちが高齢者や障害のある人などについての理解を深め、その生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を共に考え導き出す機会をつくります。	地域共生課				○	○			継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	17				サウンドスクール(幼児)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への卒の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	こども事業課			○					継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	18	●			中高生対象 都市景観啓発事業	2013年度に策定した「豊中市都市景観形成マスタープラン」において、まちの好意を楽しみ、共感へと広げる取組みを実施していく人を「景観スタイリスト」と呼び、その育成プログラムの一つとして市立中学校に通う生徒たちが、「景観スタイリスト」として身近な景観を楽しむ「景観スポットまちあるき」を開催。まち歩きの中で生徒自身が見た残したい景観や気に入った景観を描いたスケッチを作成し、それらを掲載した「発見！とよなか景観スケッチブック」を発行するとともに、それらの配布及び原画展の実施を通して、本市景観の周知にもつなげています。また、高校生対象のプログラムとして、市内の景観スポットで、外部講師によるスケッチ講座を開催しました。	都市計画課				○	○			継続	継続	継続	継続	1-2(2) 1-2(3)重1
1-2	19				郷土資料館の運営・出前講座	郷土資料館において、市内の埋蔵文化財や民俗資料など、これまでに収集・整理・調査された成果を展示します。また、小中学校・義務教育学校には見学等による当館の活用や、出前講座や体験型学習の場を提供するなど、様々な機会を通して学校教育との連携に取り組みます。	社会教育課 (郷土資料館)				○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	20				青少年自然の家の施設の利用促進	指定管理者であるNPO法人豊中市青少年野外活動協会が、小・中・高校が利用したいと思えるプログラムの開発、こども園のお泊り行事や一般の家族を対象とした事業を実施し、施設の利用促進を図っていきます。	社会教育課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	21				青少年自然の家主催事業	指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動および自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族を対象に、オープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施します。	社会教育課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	22				星空観察会	天体望遠鏡で惑星や月のクレーター等を観察することで、天体の知識を学習し、自然科学に対する興味を喚起することをねらい、星空観察会を行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	23	●			高校生パフォーマンスフェスタ	ダンスや音楽等に取り組んでいる高校生世代の青年グループを公募して実行委員会を立ち上げ、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程を大切にしたい高校生等によるパフォーマンスの発表会を創りあげます。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)					○			継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	24	●			公民館講座	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、創作活動や体験学習をとおして親子のふれあい、仲間づくりの場を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	25				図書館利用が困難な子どもへのサービス	動く図書館の巡回、団体貸出や出前おはなし会により、図書館に来館しにくい子どもたちへ図書館サービスを届けます。点字絵本やさわる絵本、大きな活字の本の収集により、図書館利用が困難な子どもへの資料提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-2(1) 1-4(4)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)					該当施策 (全て)
							課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3	2 0 2 4	
1-2	26	●			「科学の街とよなか」推進事業	科学関連のイベントや出前授業を実施し、身近に科学に触れる機会をつくることにより、小・中学生の科学に対する興味、関心や意欲を育むよう取り組みます。	教育センター				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	27				ユネスコスクール活用等による国際教育推進事業	持続可能な社会の構築(ESD)を教育活動の基盤に、国内外の学校間交流等をおとして、グローバル社会を生きていく次世代の担い手育成に向けた国際教育を進めます。	学校教育課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	28				サウンドスクール(児童・生徒)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への事の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	学校教育課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	29	●	生活		とよなか地域子ども教室	子どもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	学び育ち支援課				○			継続	継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-2(1) 1-3(2) 1-3(3)
1-2	30	●			水に関する図画・習字作品募集	作品の制作および展示を通じて、上下水道への理解を深めることをねらいとして、小学4年生を対象に水に関する創意ある作品を募集しました。	上下水道局 経営企画課				○			継続	継続	継続	継続	継続	1-2(3)
1-2	31	●			環境学習の推進	子どもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学会や環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行います。 ②こども園、学校など市民のところへ出かけていく出前講座による環境学習を行います。	豊中市伊丹市 クリーンランド 再資源・搬入課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	32	●			ボランティア体験プログラムの紹介	夏休みを利用して、小・中・高・大学生が福祉施設等でボランティア活動をする際のプログラムを紹介し、コーディネートします。 【団体自主事業】	(社)豊中市社会福祉協議会				○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	33	●			福祉体験支援事業	小・中・高校等で福祉体験やボランティア体験を行う際の企画や講師派遣等の支援を行います。 【市補助事業】	(社)豊中市社会福祉協議会				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	34				世代間交流の推進	小中学校の子どもが地域の高齢者と交流する際のコーディネートを行います。 【市補助事業】	(社)豊中市社会福祉協議会				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	35	●			シカケコンテスト	まちづくりに関して、産官学連携した取組みとして、「仕掛学」を用いた、まちの中にある様々な課題解決のシカケアイデアを小学生対象に募集します。	都市整備課				○			継続	完了				1-2(1)
1-2	36				とよなか こども伝統芸能館フェスタ～大学連携による	伝統文化の鑑賞、ワークショップを通じて次世代への伝統文化の理解と普及啓発となるきっかけづくりをします。	魅力文化創造課				○			継続	完了				1-2(1)
1-2	37	●			とよなか産業フェア「しごと体験・展示コーナー」	市内の企業や個人事業主の魅力を市民の皆様に知っていただく「とよなか産業フェア」において、和菓子づくり体験やアナウンサー体験などの仕事を体験するコーナーを実施します。	産業振興課		○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	38	●			学校向け消費者教育出前教室	市内の小学生、中学生を対象に携帯電話・インターネットトラブルなどの消費者問題等の出前教室を行い、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止を図ります。	くらし支援課				○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)
1-2	39	●			親子で学ぼう 夏休みお薬教室	薬は日常生活の中で年齢に関係なく使用されるため、幼い頃から薬の正しい使い方に関する知識を身に付けることは市民にとって有益であり、さらには将来の医療費削減にもつながります。 そこで、小学生とその保護者を対象に、実験や工場見学などを含むお薬教室を開催し、医薬品の適正使用に関する啓発を行っています。	保健安全課				○			継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)
1-2	40	●			若年層向け薬物乱用防止啓発事業	インターネットから大麻等の薬物を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用の事件・事故が多発しています。 そこで、高校生に薬物乱用防止啓発グッズに関する原画作成を依頼し、周知啓発の際に作成したグッズを配布することを通じて、若年層に向けた効果的な啓発を実施します。	保健安全課				○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)
1-2	41				知っておこう 薬の知識(出前講座)	薬は誤った使用量や使用方法により、十分に効果が発揮されなかったり、思わぬ副作用によって健康被害が生じることもあります。 そこで、薬について正しい知識を身に付けていただくため、薬の種類や飲み方、副作用、オーバードーズの危険性などについてお話します。	保健安全課				○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)			
							課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	高校生 相当年齢	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4	
1-2	42	●			薬物乱用 ダメ。ゼツタイ。 (出前講座)	最近は、インターネットから大麻等の薬物を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用の事件・事故が多発しています。 また、高校生が制作した原画を活用し啓発グッズの作成・配布を通じて、若年層に向けた効果的な啓発を実施します。	保健安全課					○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(2)	
1-2	43			教育	思春期教育	学校保健とおよこ保健課・健康危機対策課が連携し、中学校での性教育などを行います。	およこ保健課						○		継続	継続	継続	継続	1-2(2)	
1-2	44	●			子ども健やか育み条例出前講座	2013年度4月に制定された子ども健やか育み条例の子どもへの周知をはかるとともに、子どもの人権に関する子どもの理解を深める機会とすることを目的に、市内の小学校・中学校で子ども健やか育み条例や子どもの人権にかかわる内容をテーマにした出前講座を実施	こども政策課					○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(2)	
1-2	45	●			ライフデザイン支援事業	子ども・若者を対象として、結婚から育児までに前向きな意識が持てるよう情報誌の作成や講座をととして、情報提供を行います。	こども政策課							○	継続	継続	継続	継続	1-2(2)	
1-2	46				平和月間事業	夏休み期間中に、いぶきにおいて、青少年対象に、平和月間事業でパネル展示などを行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)					○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(2)	
1-2	47				児童書等の蔵書の充実と提供	各図書館において、児童書等の蔵書を充実し、提供することにより、子どもたちのよりよい読書環境づくりを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(2) 1-3(3)	
1-2	48	●			子どもと本をつなぐボランティア活動の支援	子どもと本をつなぐボランティアの活動を支援するとともに、こども自身が読み聞かせボランティア活動に参加する取組みを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(2) 2-1(3)	
1-2	49				子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)等の情報提供	児童福祉施設や図書館、学校等で、さまざまな機会を通じ、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)及び豊中市子ども健やか育み条例について、情報提供します。	読書振興課 こども政策課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(2) 1-3(1) 2-2(3)	
1-2	50				おはなし会等	各図書館において、乳幼児、小学生を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなどを通じて、図書館を身近に感じ、絵本などに親しむ機会を提供します。	読書振興課		○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(2) 2-1(1)	
1-2	51	●			小学校体験学習推進事業	各小学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動等、児童や学校、地域の実情等を踏まえ、地域資源を活用した体験プログラムを実施します。	学校教育課					○			継続	継続	継続	継続	1-2(2)	
1-2	52	●			中学校体験学習推進事業	各中学校におけるキャリア教育で捉えなおした特色ある教育活動や体験活動のさらなる活性化を図り、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能の習得ならびに、それらを活用する力の育成をめざします。	学校教育課						○		継続	継続	継続	継続	1-2(2)	
1-2	53	●			人権・平和の集い	子ども(園児・児童・生徒)、保護者・市民・教職員を対象に、人権・平和の集いを開催しました。	学校教育課				○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(2) 1-3(1) 2-2(3)	
1-2	54	●			水道出前教室	小学4年生を対象に、水道への関心を深め、水道水が安全な飲み物であると理解してもらうことをねらいとして、水道水ができるまでの過程や、各家庭に水道水が配られる仕組みなどを、簡単な実験を行いながら説明しました。	上下水道局 経営企画課					○			継続	継続	継続	継続	1-2(2)	
1-2	55	●			若者向け選挙啓発事業「選挙はじめまして」	豊中市内の学校(小学校、中学校、高等学校、支援学校、専門学校、短期大学、大学など)に通う児童・生徒などを対象に、「主権者教育」や「政治的教養を育む教育」に役立つ出前授業や選挙用品の貸出しなどを実施しています。	選挙管理委員会事務局					○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(2)	
1-2	56				子どもの社会参加の促進	豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、子どもが意見表明することができるように、施策の情報や意見表明する機会の提供を推進します。	こども政策課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(3)	
1-2	57	●			中学生シンポジウム	中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行います。	学校教育課						○		継続	継続	継続	継続	1-2(3)	
1-2	58	●			成人式企画委員	「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」ことを目的として、市が主催する成人式式典について、当日の「誓いの言葉」をはじめ式典内容について主体的に関わり企画してもらう。	社会教育課							○	継続	継続	継続	継続	1-2(3)	
1-2	59				0さいからのコンサート	未就学児を対象に、室内楽コンサートを開催します。	魅力文化創造課		○	○						新規	継続	継続	1-2(1)	
1-2	60				こども園アーティスト派遣事業	アートの力を活用し未就学児の非認知能力の形成を促すことを目的として、美術アーティストを市内こども園に派遣し、子どもたちが保育の日常の中でのアート活動を行う取組を実施します。	魅力文化創造課			○						新規	継続	継続	拡充	1-2(1)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)	
							課(施設)	出産前	0 1 2歳	3 4 5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3
1-2	61	●			とよなかオープンファクトリー	市内の企業を訪問し、ものづくりやおしごとの現場を体験・体感していただく「とよなかオープンファクトリー」において、食品添加物の工場見学・実験や調剤機器等の工場見学などを実施します。	産業振興課				○						新規	1-2(2)

施策の柱 1-3 子どもの居場所づくり

1-3	1				放課後の児童の居場所づくり事業	子どもたちが放課後、安全に安心して過ごすため、小学校の校庭などを開放した居場所づくりを実施します。	学び育ち支援課				○					拡充	継続	拡充	継続	重点施策1 1-3(2) 2-4(1)
1-3	2				豊中市放課後こどもクラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない本市に居住する小学校及び義務教育学校の第4学年(支援学級在籍児童は第6学年)までの児童並びに本市に居住する特別支援学校小学部の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ります。	学び育ち支援課				○					継続	継続	継続	継続	1-3(2) 2-4(1)
1-3	3	●			こどもの学び・居場所事業	学びの場づくり事業(小3～中3)、見守り・寄り添い活動の場づくり事業を行います。	人権政策課 (人権平和センター豊中)				○	○	○			新規	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	4				市民活動のネットワークの形成・交流	子育て中の母親・父親に対して地域のつながりを持つ機会の提供や、すてっぷのロビーを利用している若年層に着目し学習スペースを提供するとともに、地域の若年者の集まる場所としての施設認知度の向上を図ります。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○			継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3) 2-1①(1)
1-3	5			生活	子どもの居場所ネットワーク事業	子どもの未来応援及び地域包括ケアシステムの考え方を踏まえ、地域ごとに子どもの居場所コーディネートを実施し、学校を核としたセーフティネットの仕組みづくりを行います。	こども支援課		○	○	○	○	○			継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	6				学校体育施設開放事業(遊び場開放)	子どもの健全育成や市民の健康・体力づくりの一環として、市立小・中学校の体育施設を市民に開放します。	学校施設管理課		○	○	○					継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	7				自習室開放事業	学習支援の一環として、自習室を設置します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○			継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	8				夏休み自習室開放	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、夏休み期間に小学生から高校生の児童生徒を対象に自習室を開放します。	中央公民館				○	○	○			継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	9				子どもの居場所づくり事業	地域で子どもたちが遊び、憩い、学び、つながる場が必要とされています。このことから、日曜日や長期休業中の地域における子どもたちの居場所づくりを行い、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかに育てていく場を創出し、提供していきます。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	10				図書活動	ほんのひろばを地域に開放し、貸し出し、自由閲覧、のしつどいなど、図書に親しむ機会を提供します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)		○	○	○	○	○			継続	継続	継続	継続	重点施策1 1-3(3)
1-3	11				学習活動	長期休業中における自習室開放 目的：学習の基本的態度、習慣の育成・基礎基本の徹底・集団活動を通して社会性の育成。 対象：市内在住の小学4年～中学3年まで	R4.3.31事業廃止				○	○				継続	継続	完了		重点施策1 1-3(3)

施策の柱 1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援

1-4	1				家庭児童相談事業	子どもと家庭にかかるあらゆる相談に応じる「総合相談窓口」を設置するとともに、相談支援ネットワーク会議を構築し、部局間連携を推進します。	こども支援課		○	○	○	○	○			拡充	継続	拡充	継続	重点施策2 1-4(1) 2-3(1)
1-4	2			他	こどもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的に情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	こども支援課	○	○	○	○	○	○			継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(1) 2-3(1)
1-4	3			生活	子どものための相談窓口の周知	市や教育委員会、府などの関係機関で行っている相談窓口(いじめや友達との悩み・不登校の悩み等)について、様々な手法を用いて子どもへの周知を図ります。	学校教育課 こども政策課 こども支援課				○	○	○			継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(1)
1-4	4			生活	思春期のこころ	ミュージック編では、若年層の自殺対策として実施しています。問題や悩みを抱えても一人で抱え込まず、身近な大人や相談機関に助けを求めることができるよう、ミニ講座やライブ演奏を通して、援助希求行動の促進について啓発します。ガイドブック編では、ガイドブックの配布と思春期メンタルヘルス授業をセットで行い、生徒自身がこころの状態に気づくことや、援助希求行動の促進、相談窓口の周知などを行っています。	医療支援課				○	○				継続	継続	継続	継続	1-4(2)
1-4	5			生活	こころの体温計	うつ病・自殺対策として実施しています。インターネットを利用した、メンタルセルフチェック。今のこころの状態をチェックし、判定画面に簡単なアドバイスと相談窓口を案内しています。	医療支援課	○				○	○			継続	継続	継続	継続	1-4(2) 2-2(2)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
							課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3	2 0 2 4	
1-4	6			生活	こころの健康相談	不登校・ひきこもりの相談や、発達障害その他こころの不調や精神症状等に関する相談に対応しています。早期回復により、学校や社会生活に復帰できるように支援します。	医療支援課					○	○	拡充	継続	継続	継続	継続	1-4(2)
1-4	7				青少年相談活動	学齢期の児童生徒のいじめ・非行等の問題について、専門相談員が学齢期の児童生徒本人やその保護者からの相談を受け、問題解決にむけて支援します。	児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-4(2)
1-4	8				スクールサポーター配置事業	小・中学校及び義務教育学校にスクールサポーター(大学生等)を配置し、配慮を要する児童・生徒に対して心理面等の状況に応じてサポートを行います。	児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-4(2)
1-4	9			教育	豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校・暴力行為及び児童虐待など児童生徒のさまざまな課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー(SSW)等として全小中学校及び義務教育学校に配置、並びに中学校に事業対応派遣を行います。	児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	拡充	継続	重点施策2 1-4(2)
1-4	10				スクールカウンセラー配置事業	学校における教育相談体制の充実を図るために、学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動等の解決を図ります。	児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(2)
1-4	11			教育	創造活動(不登校児童生徒への援助)	豊中市在住の小中学生及び義務教育学校生を対象に、家庭と学校との中間的なステーションとして、不登校状態の子どもたちに安心できる居場所を提供し、以下3点の援助活動を行っています。①不登校等の児童生徒に関する、保護者や教職員への相談援助活動 ②学生カウンセラーによる、不登校児童生徒の家庭訪問を主とした訪問援助活動 ③多様なプログラムを設け、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる自主創造活動(グループ活動)	児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	拡充	継続	1-4(2)
1-4	12			他	コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの連携会議	学校と福祉の連携のため、コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの交流会を開催し、情報共有を行うことで有効な支援につなげてきました。	地域共生課 児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(3)
1-4	13				いじめ・児童虐待防止の対策	子ども一人ひとりの健やかな成長と子どもを愛情深く育むことができるよう、いじめ・児童虐待を許さない地域社会づくりの推進のため、いじめ防止対策や児童虐待の防止・早期発見などに取り組みます。	こども安心課 児童生徒課		○	○	○	○	○	拡充	継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(3)
1-4	14				豊中市いじめ防止基本方針の推進	いじめに関する関係機関との連携を目的とした「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」等を設置・運営します。	児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-4(2)
1-4	15		●	教育・生活	子どもサポート事業	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべての子どもの権利の保障に向けて取り組みます。多文化子ども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通した居場所づくりを行っています。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	16			他	多文化共生推進事業	外国人、日本人が相互の文化を学びあい、理解を促す取り組みをさまざまなテーマで実施します。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)						○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	17		●	生活	多文化子どもエンパワメント事業[若者支援]	15歳以上の外国にルーツを持つ若者を対象とした活動を行っています。若者が無条件に集うことの出来る場を設けることで安心して参加できる居場所の機能を果たすほか、相談対応や日本語指導を行います。(2021年より指定管理事業「子どもサポート事業」として実施)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)				○	○		継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	18				障害児チャレンジスポーツ	3歳～17歳の障害がある子どもを対象に、体育遊びを通して、体を動かす楽しさを体験してもらうとともに、体力の向上を図ります。	スポーツ振興課			○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	19			生活	くらし再建パーソナルサポート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行うため、総合相談窓口を直営の地域就労支援センターに併設しています。また複雑な課題を有するケースは専門家によるチーム支援を行うくらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき、アウトリーチが必要なケースはコミュニティソーシャルワーカーと連携した支援ができるくらし再建パーソナルサポートセンター@社協の3機関による直営+委託方式により運営しています。また、困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、庁内の関係部局との連携を図っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)			
							課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	高校生 相当年齢	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4	
1-4	20	●	教育		就学・就労に向けた学習・生活支援事業	貧困の世代連鎖を防止するため、家庭環境等の課題により、将来の生き方に不安を感じている生活困窮世帯等の子どもを対象に、多様な学びや体験の機会を提供し、働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって歩むことができる力を身に付けられるよう支援します。 【受託団体：(特非)とよなかESDネットワーク	くらし支援課					○	○	○	継続	継続	継続	完了	重点施策3 1-2(2) 1-4(4)	
1-4	21		生活		社会福祉事業基金	広く市民の方からの寄付を受け、積み立て運用し、子どもの福祉にかかわる施設整備(認定こども園の建設費用や修繕費用)や事業に要する費用に充て、社会福祉の充実に努めます。	地域共生課			○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	22				障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があり、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。	おやこ保健課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)	
1-4	23				発達支援・障害児支援者研修	保育所、幼稚園、こども園等の就学前施設及び市立小・中学校の教員等を対象に子どもの発達や障害について、早期の気づきから発達支援につなげ、子どもの育ちを支えることを目的とした研修を行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)			○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)	
1-4	24				医療的ケア児支援連絡会議	人工呼吸器の装着等の医療的ケア児が、どのライフステージにおいても、つなぎの支援や保健、医療、障害福祉、保育、教育を担当する機関が緊密に連携し、地域で主体的に生活ができるための仕組みを構築します。	おやこ保健課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)	
1-4	25				こども療育相談	発達に課題のある児童の課題整理や解決への支援方法を作業療法士や言語聴覚士等の専門職が相談に応じ、ご本人やご家族と検討をします。必要に応じて児童が所属する施設内での支援方法などの助言も行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	拡充	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	26				児童発達支援センター児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業で、障害や発達に課題のある小学校2年生までの子どもに対して、保護者と通所することで、生活習慣の獲得や親子関係を基本とした人間関係の土台作りとともを行っています。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)			○	○	○			継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	27				個別療育事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。子どもの発達特性を個別にアセスメントし、特性に合った関わりや支援について保護者と共有しながら療育を行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)				○				継続	継続	継続	完了	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	28				単独通所事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。小集団のクラスで、生活や遊びを通して集団生活の土台作りや生活習慣の獲得を目的にした療育を行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)				○				継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	29				児童発達支援センター診療所事業	身体障害や発達に課題のある子どもに対し、医学的な見立てを行い、必要に応じて、発達検査や医学的処置等を行います。また、医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による医学的リハビリテーションを実施します。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	30		教育		家庭支援推進保育事業	入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育を行います。	こども事業課			○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	31				障害児保育	子どもの実態を把握し一人ひとりの状況に応じながら統合保育を原則とした障害児保育を行います。	こども事業課			○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)	
1-4	32		教育・生活・就労		母子父子福祉センター事業	ひとり親家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、就労支援などの講習会、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (ひとり親家庭 学習支援教室) 豊中市在住のひとり親家庭の中学・高校生に対し、大学生等の講師が自習形式で個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけでなくとどまらず、一緒に将来について考える時間を持ったり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでレクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。 (相談員による相談ほか) 母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭全般的の悩みについて相談員が対応し、必要に応じて行政の支援施策へつないでいます。そのほか、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (弁護士等相談) 養育費の未払いや増額、別居している親子の面会交流、子育て、その他の様々な家庭内の悩みごとについて弁護士による法律相談並びに養育費等の専門相談員による相談を実施しています。離婚前の相談にも応じています。 (就業支援講習会等事業) ひとり親家庭の母又は父ならびに寡婦の自立のため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を実施します。休日に開講する等、就労中のひとり親家庭の母等の実態・ニーズを踏まえて実施しています。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)			
							課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	高校生 相当年齢	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4		
1-4	33				保育施設への入所	被虐待児童家庭への支援のため、優先的な保育施設入所に配慮します。(児童虐待防止法13条の2)	子育て給付課			○	○					継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	34			教育	奨学金事務	修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために、高等学校等の修学が困難な者に対し、奨学費を貸し付けています。	学務保健課								○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	35			教育	若者支援総合相談窓口等事業	社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、支援機関の紹介や必要な情報提供、助言などコーディネートを行い、若者の自立を支援をします。 包括的な支援を要する相談には支援プログラムを作成し、関係支援機関等への支援調整など必要な支援を実施します。 高校生世代の若者の義務教育課程の学び直し（いぶき学習支援事業）や学校出張相談も行っています。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)くらし支援課								○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	36			他	公民館講座課題別講座 地域で子育てを考える学習会	貧困問題をはじめ、子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中、子どもの人権について考えます。今回は児童養護施設の入所者やその中での子どもたちの思いやその背景を知ることから、子どもに関わる視点や地域としての課題、望まれる支援策等について考える機会として実施します。(豊池公民館実施)	中央公民館			○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	未定	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	37			教育	中学校夜間学級補食事業	中学課程の修得をめざしている生徒の健康保持と就学奨励を図るために補食(パンと牛乳)を実施します。 ※1.義務教育の年齢(満15歳)を超えている人が入学対象	学校給食課								※	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	38				通訳派遣事業	帰国・渡日してくる児童・生徒、また、保護者の様々な状況に対応するため、学校等へ通訳者の派遣を行います。	学校教育課					○	○			継続	継続	継続	継続	拡充	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	39				国際教室	帰国・渡日児童生徒に、学校の学習支援や日本語の読み書きを指導するとともに、様々な国から来た子どもたちが交流し様々な文化を学びます。	学校教育課					○	○			継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	40				在日外国人教育推進協議会	在日外国人教育基本方針に基づき在日外国人教育の推進について連絡・調整を行います。	学校教育課						○	○		継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	41			教育	進路選択支援事業	進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・豊池の両人権推進センターにおいて実施します。	学校教育課								○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	42				障害児関連施策豊中地域連絡協議会	障害のある乳幼児・児童生徒が地域の中でいきいきと生活できる環境づくりの推進を目的に、福祉・保健・教育を担当する機関が緊密な連携を図り、効果的な施策推進を図ります。	児童生徒課 こども事業課			○	○	○	○			継続	継続	継続	完了		1-4(4)重3
1-4	43				障害児教育推進事業 (学校支援事業)	障害等支援が必要な子どもの教育環境の充実を図ります。	児童生徒課						○	○		継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	44				支援教育事業 (学校支援事業)	支援教育を進めるため、教職員を対象とした研修会や巡回相談を行います。	児童生徒課						○	○		継続	継続	継続	継続	継続	1-4(4)
1-4	45			教育	寄り添い型学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学3年生及び義務教育学校9年生に対して、義務教育終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切りひらくことができるよう、学習の場を提供します。	児童生徒課							○		継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4)
1-4	46				ユースチャレンジキャンプ	ひきこもり若しくはひきこもり経験のある無業の若者を対象として、青少年自然の家において4泊5日の生活・就労合宿訓練を行い、自然環境の中での原始的労働や集団生活において自尊感情や自己肯定感を高め、仲間を意識することで協調性を養うとともに社会貢献活動への参加のきっかけを作ります。	社会教育課							○		継続	継続	継続	継続	継続	1-4(4)
1-4	47				児童相談所開設準備事業	豊中市児童相談事業の基本的な考え方にに基づき、児童相談所等の開設準備に向けた検討を行います。	こども安心課			○	○	○	○	○	○			新規	継続	継続	重点施策2

施策の柱2-1 地域の子育て環境の整備

2-1	1				キッズランドしょうない	地域の親子が集う場を提供することで、親子間、世代間の交流を図ります。また、子育て世代が抱える不安や悩みが少しでも解消するよう、各方面から専門家を講師として招き、面白くてためになる催しとなることを狙いとします。	地域連携課		○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	2				地域子育て支援センターの整備	地域の子育て支援拠点として、子育て相談、情報提供、ボランティアグループの活動の支援、遊びや交流の場などを提供する地域子育て支援センター等の施設をおおむね1中学校区に1カ所設置します。 また、子育て支援センターほっぺが地域子育て支援拠点を総括する中核的な施設として、子どもの視点に立った子ども施策の企画調整を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○					継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1) 2-1(3)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)					該当施策 (全て)
							課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3	2 0 2 4	
2-1	3				遊びの場の提供	気軽な集いの場として、子育て支援センターほっぺ、地域子育て支援センターのプレイルームや園庭の開放を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	4				赤ちゃんサークルびよびよ	子育て支援センターやこども園等において、0歳児とその保護者や妊婦を対象に、子育て相談を行ったり、親子のふれあい遊びの場と情報を提供します。	こども支援課 (子育て支援センター)		○					継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	5				地域活動事業	施設型給付施設等(こども園、保育所等)において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1) 2-2(2) 2-3(1)
2-1	6				こども園地域活動事業	公立こども園において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-1(1) 2-2(2) 2-3(1)
2-1	7				私立幼稚園教育振興・子育て支援事業	私立幼稚園が幼児教育の充実推進事業と、子育て支援事業を実施することで、地域の幼児教育支援センター的な役割を担います。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	8				子育てサークルの育成	公立こども園で「親と子の遊びのひろば」を開催し、子どもの視点に立った遊びや情報の提供を行い、保護者が子育ての楽しさを共感したり、悩みを話し合うことで、保護者の仲間づくりを進めます。	こども事業課		○	○				完了					2-1(1)
2-1	9				保育室開放	千里公民館において週5回、庄内公民館において週1回、就学前の親子を対象に保育室を開放します。	中央公民館		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	10				公民館登録グループ(子育てグループ)の支援	各公民館(中央、蛭池、庄内、千里)において、公民館登録グループとして、子育てグループの活動場所を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	11				外国人親子の交流の場づくり	とよなか国際交流協会に協力し、絵本の読み聞かせや図書館利用を体験する外国人親子の集いの場をつくりを提供し、図書館の多文化サービスの促進を図ります。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-1(1) 1-4(4) 2-2(2) 2-3(4)
2-1	12				子育てサークルへの支援	子育てサークルへの助成金に関する情報提供、会員募集の支援、サークル運営に関する情報提供・情報交換、手遊びや読み聞かせ等の学習機会の提供など支援を図ります。 【市補助事業】	(社)豊中市社会福祉協議会		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	13				子育てサロン	小学校区単位に月1～2回、子育て中の親子の交流や情報交換の場づくりを行います。 【市補助事業】	(社)豊中市社会福祉協議会		○					継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	14				子育て支援ネットワーク事業	小学校区単位の子育てサロンの開催、子育てボランティアの派遣、子育てサークルマップの作成、わいわい子育てミーティングなどを行います。 【市補助事業】	(社)豊中市社会福祉協議会		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1) 2-1(2)
2-1	15				地域福祉ネットワーク会議(こども部会) 校区連絡会	公立こども園が中心となって、コミュニティソーシャルワーカーとともに各小学校区の地域活動を支援するために、校区連絡会を開催し、関係機関や団体との連携を図り、身近な日常のかかわりの中で、子育て支援を行います。子育て支援センターほっぺは、地域福祉ネットワーク会議のこども部会の事務局を担います。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	16				公民協働事業	「みんなあつまれわくわくランド」など公民が一体となり、地域の親子へ子育て情報の提供とともに各機関のPRを行っています。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-1(2)
2-1	17			生活	民生・児童委員活動 主任児童委員活動	こども支援課をはじめ地域の関係機関・団体等と連携・協働し、見守りや支援活動を進めます。	地域共生課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1)
2-1	18				小地域福祉ネットワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ活動を行うとともに、子育てサロン等の子育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社)豊中市社会福祉協議会		○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	2-1(1) 2-1(2)
2-1	19				豊中地区BBS会活動	さまざまな問題を抱える子どもと交流し、立ち直りを支援したり、レクリエーション活動や非行防止活動などを行います。	地域共生課					○	○	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	20				青少年団体連絡協議会	青少年団体相互の連絡及び情報交換を行います。	社会教育課 (青少年交流文化館 いぶき)						○	継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	21				子育て支援センターほっぺ・地域子育て支援センター・社会福祉協議会との連携・協力	図書館による団体貸出や絵本講座など、子どもとその保護者が読書に親しむための機会を関係機関と連携して提供します。	読書振興課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-1(3)

施策の柱	No.	事業	未来応援施策 子どもの社会参加	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
						課(施設)	出産前	0歳2歳	3歳5歳	小学生	中学生	高校生	2020	2021	2022	2023	
2-1	22			子ども文庫活動の支援と協力・連携	個々の子ども文庫に対して、資料の団体貸出、子どもの本に関する情報、文庫活動に役立つ情報の提供を行います。また、豊中子ども文庫連絡会との共催事業を通じて、子どもの読書の大切さについて保護者や地域の大人の理解を深める取組を推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	2-1(1) 2-1(3)
2-1	23			子ども読書活動推進計画の推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもの読書環境の整備を進めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	24			子ども読書活動連絡会	子ども読書活動推進連絡協議会を発展させ、市民、関係部局、関係機関からなる「子ども読書活動連絡会」を立ち上げ、全学的、多角的に、子どもの読書環境の見まもりを行います。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	1-2(2) 2-1(3)
2-1	25			青少年健全育成会	各中学校区及び義務教育学校区での青少年の健全育成活動を通じて、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、地域における子育て支援の強化を進めます。	児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	26			学警合同補導・巡視及び広報活動	各関係機関・団体と連携し、市内の危険箇所や書店等への立ち入り調査並びに交通安全指導等を行うとともに、広く市民への啓発広報活動を行い、青少年の健全育成を図ります。	児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	27	●		地域教育協議会(すこやかネット)	中学校区に設置された地域教育協議会の活動を通じて、学校・家庭・地域の三者連携を充実し、地域における総合的な教育力の向上をめざした活動を展開します。	学び育ち支援課		○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-1(2) 2-1(3)
2-1	28			高齢者による有償育児支援サービス	小学校の放課後やこども園等で見守りなどの支援を実施しています。 【団体自主事業】	(公社)豊中市シルバー人材センター		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	29			青少年活動指導者の養成	青少年団体のリーダーや野外活動ボランティアが青少年活動の指導者として必要な知識や技能を習得するために、青少年指導者人材研修を行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)						○	継続	継続	継続	継続	2-1(3)
2-1	30			子育て支援に関するイベントや講座の実施	親子で参加することのできるイベントや保護者(妊娠中を含む)を対象にした子育てに関する講座を多数実施することで、子育てしやすい地域の環境づくりをめざします。	地域連携課	○	○						新規	継続	継続	2-1(1)(3)

施策の柱 2-2 子育てに必要な情報提供等

2-2	1		生活	利用者支援事業 (母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談対応を行います。必要に応じて、医療機関、地域の子育て支援事業や、教育・保育施設の利用について情報提供を行います。	おやこ保健課	○	○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-2(1)
2-2	2		生活	利用者支援事業 (基本型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめざし、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-2(1)
2-2	3		生活	利用者支援事業 (特定型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめざし、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	子育て給付課	○	○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-2(1)
2-2	4			外国人向け市政案内・相談窓口	外国人向け市政案内・相談窓口に外国語(英語・中国語・その他言語も対応可)の出来る相談員を配置し、来庁する外国人に基本的な行政(サービス)情報を適切に提供するほか、担当課への案内、手続にかかる通訳、その他相談に応じます。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	拡充	継続	継続	継続	2-2(2) 2-3(4)
2-2	5			メールによる情報提供の充実	メール配信を希望する人に、子育てに関する情報や、各小中学校・認定こども園からの連絡事項などを担当課が配信できるシステムです。	デジタル戦略課 教育総務課		○	○	○	○		継続	継続	継続	完了	2-2(2)
2-2	6			広報とよなかの発行	子育て・子育てに関する特集やお知らせの記事を掲載します。また、未就学児を対象にした記事には「子ども」マークを付け、より探しやすくしています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	2-2(2)
2-2	7			外国人向け市政案内情報の発行	外国人に関わりが深いと思われる市政情報(乳幼児予防接種や相談窓口、催しなど)を毎月4言語(英語、中国語、スペイン語、韓国・朝鮮語)で発行します。 ※2021年度より、8言語(英語、中国語、韓国朝鮮語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)で発行	人権政策課	○	○	○	○	○	○	拡充	継続	継続	継続	2-2(2) 2-3(4)
2-2	8			子育て・子育てに関する情報発信の充実	子育て・子育てに関する情報発信の充実を推進することに加え、妊娠・出産・育児までの関連情報を一元化して発信するアプリ「子育て・子育て応援アプリ」とよなかみ」を作成し、その円滑な運営管理を行います。	こども政策課	○	○	○				継続	継続	継続	継続	2-2(2)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
							課(施設)	出産前	0 1 2歳	3 4 5歳	小学生	中学生	高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3	2 0 2 4	
2-2	9				出前講座	子育てサロン・サークル等からの依頼により地域に出向き、遊びや情報の提供・子育て相談を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2)
2-2	10				情報提供の充実	身近な地域の子育て支援の情報提供や子育て総合情報誌を発行します。また、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育など子育てに関わるさまざまな情報をインターネットで公開するとともに、最新情報を定期的に更新します。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2)
2-2	11				「食育」の取組み	心とからだの健康、人との関わりや食を営む力の基礎を培うことができるよう、教育・保育指導を行います。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2) 3-1(1)
2-2	12				「食」に関する子育て講座	地域の子育て家庭を対象に、こども園給食をもとに、離乳食・幼児食や手作りおやつなどの講習を行います。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2) 3-1(1)
2-2	13				外国人保護者への保育施設入所案内等	入所時の説明や教育・保育制度の理解に役立つように、英語版の入所案内を作成、配布します。	子育て給付課 こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-2(2) 2-3(4)
2-2	14				情報提供の充実	図書館ホームページやメールマガジンなど多様なメディアでの情報提供を行います。各図書館では子育てに関する図書の実践、地域の子育て情報の提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2) 2-2(2)
2-2	15				子育てサークル・子育てサロン情報	インターネットを通じて、子育てサークルの情報を提供します。 【市補助事業】	(社)豊中市社会福祉協議会		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2)
2-2	16				子育て・子育て・親子事業	南部地域で子育てする親向けの講座を定期的に開催し、子育てしやすい地域をめざします(ママとベビーズくすくすヨガ、パパとベビーズたのしくあそぼう、えがおはぐくむベビーマッサージ、おしゃべりママカフェ、パパのためのベビーマッサージとママが助かる育児の話)。	地域連携課		○					継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	17				子育て講座	子育て支援センターにおいて、就学前児童の保護者を対象に子育てに関する講座を開催します。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	18				親を学ぶプログラム (ベビー編含む)	親の本来持っている力を引き出し、「親」としての自信を持って子育てができるようにワークショップを行います。参加者同士が経験・交流の中で各自がさまざまな事に気づき、自分自身を見つめる機会とします。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	19				「安心感の輪」プログラム	日常生活の何気ない子どもの姿から子どもの欲求や気持ちを理解し、子どもの安心感を育むかわりを学ぶ機会とします。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	20				こども園児童とのふれあい及び育ちを学ぶあう機会の提供	家庭科授業の中で、①子どもの育ち方・子どもへの接し方②子育てで大事にしたいことを話し、実際にこども園等で子どもと接する機会を持つこととあわせて、子育てや保育について体験し学習します。	こども事業課						○	継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	21	生活			ブックスタート事業「えほんはじめまして」	4カ月児健康診査時の機会を活用するなど、図書館が関係部局・市民と連携しながら、乳幼児と保護者が絵本と出会うきっかけづくりを推進します。	読書振興課		○					継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-2(3)
2-2	22				家庭教育支援事業	親学習の講座や世代間交流の実施など、様々な家庭教育に関する学習機会の提供を行います。	学び育ち支援課				○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	1-2(2) 1-3(1) 2-1(3) 2-2(3)
2-2	23				入所入園相談会	子育て世帯の多い千里地域でこども園等の入所入園に関する相談会を実施し、子育てに関する必要な情報を提供する場を作っています。	地域連携課		○	○	○			新規	継続	完了			2-2(2)
2-2	24				保護者と学校との連絡システムの運用	学校からの情報配信だけでなく、保護者および学校が双方向で情報を発信できる「保護者と学校との連絡システム」の運用を行います。	教育センター				○	○				開始	継続	継続	2-2(2)

施策の柱 2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

2-3	1	生活			こころの健康相談	こころの不調や精神疾患等に関して、予防から、早期発見早期対応、社会復帰に至るまでの一連の相談支援を行っています。親のうつ病自殺予防として産後うつ病の早期発見や、思春期の精神疾患の早期発見に努めています。	医療支援課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(1) 2-3(1)
2-3	2				妊娠・出産・子育て相談窓口	妊娠から出産、子育て、不妊・不育症、グリーフケア等幅広い相談に対応するため、関係機関との連携により、すこやかプラザ内に相談窓口を設置します。	おやこ保健課		○	○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策2 1-4(1) 3-1(1)
2-3	3	生活			妊産婦乳幼児等電話面接相談	①妊産婦・乳幼児の保護者等の電話や窓口による健康相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が相談に応じます(「妊娠・出産・子育て相談窓口」とし関係機関との連携も図り対応します)。 ②妊娠や産後の体や育児状況などの経過の確認が必要と思われる対象者にに対し保健師等から電話による保健指導を行います。	おやこ保健課		○	○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策2 2-3(1) 3-1(1)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
							課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	2020	2021	2022	2023	2024	
2-3	4				子どもを守る地域ネットワーク	大阪府池田子ども家庭センターをはじめ、児童に係る関係機関等と連携・協働し、児童虐待の予防や早期発見及び被害虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報共有及び対応策、関係機関職員への研修等の検討を行います。	こども安心課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2-2-3(1)
2-3	5				児童虐待相談事業	児童虐待の通告及び相談の受理、調査、支援をします。	こども安心課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2-2-3(1)
2-3	6				子育て心の悩み相談事業	保護者の子育ての悩みや不安、乳幼児の心身の発達に関する個別の相談を受けたり、親子が前向きな関係をつくる具体的なスキルを学ぶ保護者支援プログラムを実施します。	こども支援課		○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2-2-3(1)
2-3	7				子育て支援センターの相談事業	育児、食事、健康などについての相談助言(電話、面談、出前相談)を子育て支援センター・地域支援保育士が行います。	こども支援課(子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2-2-3(1)
2-3	8				子育て相談	子育てに関する電話相談と来所による相談を行います。	こども事業課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2-2-3(1)
2-3	9				教育相談(電話相談)	子どもの心理・ことば(発音等)などに関する悩みや問い合わせについての対応を行うことを目的として、電話相談や関係機関等の紹介を行います。	児童生徒課			○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2-2-3(1)
2-3	10				教育相談(来所相談)	子どもの心理・ことば(発音等)などに関する悩みについての相談に対応し、個人のより豊かな心身の成長を促すことを目的としたカウンセリングやプレイセラピー等を行います。	児童生徒課			○	○	○		継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2-2-3(1)
2-3	11	生活			妊産婦及び乳幼児(新生児含む)等訪問指導	助産師または保健師などが家庭訪問して、妊産婦や乳幼児の健康状態を観察し、適切な保健指導や助言、受診勧奨などを行います。	おやこ保健課	○	○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2-2-3(2)3-1(1)
2-3	12				地区育児相談	地域の子育てサロンやこども園などからの要望に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが地域に出向き健康相談を行います。	おやこ保健課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2-2-3(2)
2-3	13				こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	こども支援課(子育て支援センター)		○					継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2-2-2(2)2-3(2)3-1(1)
2-3	14	生活			育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭や、育児不安が高い家庭に対して、地域支援保育士などが家庭を訪問し、育児に関する相談や助言等の支援を行います。	こども支援課(子育て支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	重点施策2-2-3(2)3-1(1)
2-3	15				日中一時支援事業	施設での宿泊を伴わない一時的な入所サービスです。 〈一時的な利用〉知的障害者又は障害児で、介護者の病気やその他の理由により、居宅での介護が一時的に困難になった場合にご利用いただけます。 〈継続利用〉障害のある中学生・高校生で、放課後において継続して支援が必要な方にご利用いただけます。 ※2023年1月1日付で利用区分及び障害種別による制限を撤廃	障害福祉課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3-1-4(4)2-3(3)2-3(4)
2-3	16				宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業	産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等必要な保健指導を産後ケア事業(宿泊型及びデイサービス型)で実施します。	おやこ保健課		○					継続	継続	継続	継続	拡充	2-3(3)3-1(3)
2-3	17				ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人からなる相互活動を支援します。サービス内容は、こども園等の開所前、終了後の子どもの預かり、こども園等への送迎などです。運営は社会福祉協議会に委託しています。	こども支援課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	2-3(3)
2-3	18				子育て短期支援事業	子どもを家庭で養育することが一時的に難しくなったときに、7日間を限度に子どもを児童養護施設で預かる「宿泊型ショートステイ」と、「日帰り型ショートステイ」を行います。	こども支援課		○	○	○			継続	継続	継続	継続	継続	2-3(3)
2-3	19				障害児一時預かり事業	就学前の障害や発達に課題のある子どもについて、保護者の緊急時等一時預かりを行います。	おやこ保健課(児童発達支援センター)		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	1-4(4)2-3(3)2-3(4)
2-3	20				一時預かり事業(一時保育事業)	一時保育として、週3日を限度とした断続的保育、やむを得ない理由により月12日を限度とした緊急保育を行います。	こども事業課 子育て給付課		○	○				継続	継続	継続	継続	継続	2-3(3)2-4(1)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)			
							課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4		
2-3	21				休日保育	保護者の就労、疾病等の事由により、休日における家庭での保育が困難である児童に対し保育サービスを提供します。	こども事業課 子育て給付課		○	○					継続	継続	継続	拡充	継続	2-3(3) 2-4(1)	
2-3	22				ボランティア派遣事業	産後の家事援助やこども園等送迎など子育て家庭に対し、ボランティアによる支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会			○	○					継続	継続	継続	継続	2-1(2) 2-3(3)	
2-3	23				DV面接・電話相談事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに関する情報提供や助言を行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携しながら、DVに関する悩みや相談に対応しています。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	1-3(1) 2-3(4)	
2-3	24			生活	性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業	(女性の生き方総合相談《電話相談・働く女性のための電話相談・ガールズ相談・カウンセリング》、からだ心と性の相談、しごと準備相談、労働相談、法律相談、離婚にまつわるお金の相談、男性のための相談、ボイーズ相談) 市民が抱える男女共同参画推進に関する問題(性別に起因する等)の解決を支援するため、ジェンダーに敏感な視点で相談事業を実施。地域に開かれた安心して話せることができる相談室として、多様な相談メニューを通して、女性が働く、働き続けながら社会に参画、活躍の場を広げられるよう支援します。男性のための相談やボイーズ相談では、固定的な意識に捉われず自らの課題に向き合えるよう支援します。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
2-3	25			生活・就労	外国人のための多言語相談サービス事業	外国人に対して母語で必要な情報提供を実施します。(就労相談を含む)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-2(2) 2-3(4)	
2-3	26			生活	おとなサポート事業	子どもを抱える外国人女性などが気楽に集まって子育てなどについて話す場を提供したり、子育てなどに悩む外国人の相談窓口を設けています。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)	
2-3	27			生活・就労	日本語交流活動「もっともっとなご」	資格取得や就労などステップアップをめざす外国人のための日本語学習の場を実施します。(毎週月曜日10時～12時)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)	
2-3	28			就労	日本語検定サポート	就労を視野に入れて、日本語検定能力試験をめざす外国人のための試験対策の場を実施します。(年2回、試験の3か月前から3か月間実施)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)	
2-3	29			就労	就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活自立・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、就業が著しく困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、講座や事業所等での就労体験の場を提供し、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促す支援を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)	
2-3	30			生活	住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、離職などにより住居を失った方、または住居を失うおそれのある方に、就職活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。住居を整えた上で、就職をめざすための支援です。 (※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。)	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)	
2-3	31			生活	家計相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、多重債務等の課題を抱える生活困窮者の債務や生計の状況などを聴取し、債務整理のため法律専門家への誘導をするとともに、関係機関及び関係部局と連携して生活再建を支援します。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)	
2-3	32			就労	豊中市生活保護受給者等「自立・就労」支援	生活保護受給者等で保護受給において就労が要件となる方に対して就労支援事業を行っています。福祉事務所が事前に就労指導対象者と判断した方で、一人での求職活動が難しい場合や就労に際して制限がある場合には就労支援事業の活用を促し、同意を得て個々の状況に応じた支援を行います。支援を行ううえで、池田公共職業安定所やくらし支援課との連携を行っています。	福祉事務所	○	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)	
2-3	33			生活	ひきこもり家族交流会	ストレスフルかつ孤立しがちなひきこもり家族が、安心して集い、相互に支えあい、家族自身が健康を回復することを目的として実施しています。副次的には当事者のひきこもり回復を促します。	医療支援課							○	継続	継続	継続	継続	完了	1-4(4) 2-3(4)	
2-3	34				ひとり親世帯(母子・父子世帯)の国民健康保険料の減免制度	現に婚姻していない者のうち、20歳に満たない子を養育しているひとり親(母子・父子)に対し、保険料の3割を減額します。(所得制限あり)	保険相談課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	完了	重点施策3 2-3(4)	
2-3	35			生活	ひとり親家庭の優先入所	従来より通常の就労事由を上回る世帯加算を実施しています。	子育て給付課			○	○					継続	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)	
							課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	高校生 相当年齢	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3
2-3	36			生活	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、失業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。また、2017年8月からファミサポ利用料の補助を開始しています。	子育て給付課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)
2-3	37			生活・就労	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭及び寡婦を対象に離・死別直後の精神的安定を図りその自立に必要な情報提供、相談指導等職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)
2-3	38			就労	ひとり親家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母のよりよい就業に向けた能力開発を支援、資格取得のための安定した修業環境の提供と雇用、就労促進を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)
2-3	39			就労	母子父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、母子父子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、就業・自立支援事業等を活用することで、継続的な自立・就業を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)
2-3	40			生活	母子生活支援施設への入所	さまざまな事情のため、母子保護を希望する場合、子どもと一緒に入所できます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
2-3	41				市社協くらしささえあい事業	援助が必要な妊産婦等に対し、家事援助(調理・洗濯・掃除・買物等)、相談・話し相手などの生活支援を協力会員を通じて行います。 【団体自主事業】 【2017年度に事業名を「生活支援サービス」から変更】	(社福)豊中市社会福祉協議会	○	○					継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-1(2) 2-3(4)
2-3	42			就労	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親子の学び直しを支援することにより、より良い就業や転職に向けた能力開発を支援し、雇用安定を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	新規	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)
2-3	43			経済	養育費の履行確保支援	離婚前後の父母に対し、養育費や面会交流に関する取り決めを促進し、養育費の履行を確保します。	子育て給付課		○	○	○	○	○	新規	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4)
2-3	44				「図書館で一時保育」	全ての人が利用しやすく、かつ滞在したいと思える図書館にするための環境を整えるため、図書館内で保育士による託児を行い、子育て中の方が読書や勉強をするなど、自分の時間を過ごせるようサポートします。	読書振興課		○	○							新規	

施策の柱 2-4 子育てと仕事の両立の推進

2-4	1			教育	通常保育(公立・民間)	児童の保護者の労働、疾病等により、保育を必要と認定された児童を、認定こども園・保育所等において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て給付課 こども事業課			○	○					継続	継続	継続	継続	2-4(1)
2-4	2			教育	家庭保育所制度	児童の保護者の労働、疾病等により保育を必要とする児童を、市独自制度の家庭保育所において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て給付課 こども事業課			○						継続	継続	継続	継続	2-3(3) 2-4(1)
2-4	3				延長保育	保護者の勤務時間・通勤時間等の状況に応えるため、開所時間をこえて1時間又は2時間の延長保育を実施します。	子育て給付課 こども事業課			○	○					継続	継続	継続	継続	2-4(1)
2-4	4				1号認定児の預かり保育	子育て支援の一環として、1号認定の正規的教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に預かり保育を実施します。	子育て給付課 こども事業課									継続	継続	継続	継続	2-4(1)
2-4	5				病児保育事業	子育てと就労の両立支援の一環として、満1歳以上小学校4年生までの児童等で、病気の回復期に至らない場合で集団保育が困難であり、かつ保護者が就労、疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭の社会的理由により家庭での保育が困難な児童に対する保育を補助対象となった3つの民間施設において行います。	こども事業課			○	○	○				継続	継続	継続	継続	2-4(1)
2-4	6				男女共同参画に関する学習	男女共同や仕事と子育ての両立などについての講演会や親同士のネットワーク、子育てについてのフリートークキング、ふれあい遊びなどを行い、男女共同参画の啓発を行います。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)		○	○	○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	2-4(2)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
							課(施設)	出産前	0 1 2歳	3 4 5歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3	
2-4	7				男女共同参画の推進のためのアウトリーチ(地域啓発)事業	地域に出向き男女共同参画についての講座(ジェンダー平等教育推進助成事業、デートDV防止出前講座)を実施し、啓発します。地域とのつながりをつくるとともに自前講師育成につなげます。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	拡充	2-4(2)
2-4	8			就労	地域就労支援センター事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者などで働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因を抱えるため就労が実現できない者や就労意欲が乏しい若年者、学卒無業者などに対して、相談や各種講座などの支援や、無料職業紹介所と連携して求人情報の提供等を行っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 2-4(2)
2-4	9			就労	無料職業紹介事業	求職者の居住地の近隣での就職を実現するために、職業安定法に基づく無料職業紹介所を設置し、相談者の状況に応じた求人開拓とマッチング、および就職後の定着支援を行っています。また、合同面接会や就職支援講座等を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	2-3(4) 2-4(2)
2-4	10				労働関係法令等の啓発	勤労者ニュースの発行等を通じて、労働関係法令の改正についての情報提供、障害者等の雇用促進普及に努めます。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	2-4(2)
2-4	11				ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活・子育ての両立の実現をめざし、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、市民及び企業への周知・啓発を行います。 また、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育て家庭に向けた地域社会全体での取組みを支援するため、出前講座や情報提供を行います。	こども政策課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	完了	2-4(2)

施策の柱3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

3-1	1		生活	母子健康手帳の交付(妊娠届の受理)時の保健指導	妊娠届出者に対して、保健師・助産師等が面接を行い、母子健康手帳の目的・内容の説明及び妊娠・出産に関する保健指導を行います。	おやこ保健課	○								継続	継続	継続	継続	継続	2-2(2) 3-1(1)
3-1	2			妊娠期の教室	妊娠中の過ごし方について助産師、栄養士、歯科衛生士が講話などを行う「マタニティークラス」、調理実習を行う「マタニティークッキング」を開催します。	おやこ保健課	○								継続	継続	継続	継続	継続	3-1(1)
3-1	3			両親教室	初めての妊娠を迎える妊婦とパートナーを対象に、妊娠・出産・育児について学び、意見交換をします。助産師会に委託しています。	おやこ保健課	○								継続	継続	継続	継続	継続	2-4(2) 3-1(1)
3-1	4			離乳食講習会	栄養士による離乳食に関する講話と試食の講習会を行います。	おやこ保健課		○							継続	継続	継続	継続	継続	3-1(1)
3-1	5			幼児食講座	栄養士による幼児食に関する講話と試食の講座を行います。また、希望する保護者には相談も行います。	おやこ保健課		○							継続	継続	継続	継続	継続	3-1(1)
3-1	6			乳幼児のための予防救急講習会	市内で発生した乳幼児の救急事案を分析し、救急事故の未然防止を図るため、救急事故の予防法、応急手当などについて説明します。対象は、乳幼児の保護者です。	消防局 救急救命課	○	○	○						継続	継続	継続	継続	継続	3-1(1)
3-1	7			妊婦健康診査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票を交付し(母子健康手帳別冊綴りこみ)、それに基づき個別医療機関(大阪府内の委託医療機関)で健診を実施。2023年度から、16回分の受診券を交付。府外の受診者には返付しています。	おやこ保健課	○								継続	継続	継続	継続	継続	3-1(2) 3-1(5)
3-1	8			産婦健康診査事業	産婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診受診料の一部を助成します。	おやこ保健課		○							継続	継続	継続	継続	継続	3-1(2)
3-1	9		生活	4か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で小児科医による診察、個別相談(育児、栄養、発達、健康管理など)を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3か所です。それぞれ月1～2回実施しています。	おやこ保健課		○							継続	継続	継続	継続	継続	3-1(2)
3-1	10		生活	1歳6か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で小児科医・歯科医師による健診をはじめ保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3会場です。それぞれ月1～2回実施しています。	おやこ保健課		○							継続	継続	継続	継続	継続	3-1(2)
3-1	11			1歳6か月児健診フォロー事業 (「にこにこくらぶ」)	1歳6か月児健診の結果、集団による経過観察が必要な児に対して、保健師・保育士(関係機関)・心理相談員による問診、心理相談、育児相談等を行います。児童発達支援センターなど関係機関の予約につなぎました。	おやこ保健課		○							継続	継続	継続	継続	完了	3-1(2)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
							課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4	
3-1	12			生活	3歳6か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で月2〜3回小児科医・歯科医師による健診をはじめ、保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。視聴覚の検査は、スクリーニングの結果に基づき、必要な児に対して、眼科医・耳鼻科医に紹介状を発行します。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3会場で実施しています。2023年度より屈折検査を導入。	おやこ保健課			○					継続	継続	継続	継続	3-1(2)
3-1	13				二次健診	健診などで経過観察が必要と思われる乳幼児に対し二次健診を行うことにより、疾病や障害の早期発見・治療につなげるとともに、その保護者に対し相談や保健指導を実施します。また、未熟児や身体障害などの児に対して医師や心理士による相談や必要な療育指導を行うことで、その家族の不安の解消や孤立の解消、障害の受容をめざします。	おやこ保健課			○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 3-1(2)
3-1	14				育児相談(乳幼児健康診査後)	乳幼児健康診査後の経過観察や電話相談などで指導が必要と思われる乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士による個別相談(育児、栄養、発達)などを行います(予約制)。	おやこ保健課			○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策2 3-1(2)
3-1	15				外国語・日本語併記母子健康手帳	在日外国人に必要な方に、10か国語(英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ハンガール語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語・ネパール語)と日本語併記の母子健康手帳を交付します。	おやこ保健課			○					継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 3-1(2)
3-1	16				新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害を早期発見し、早期の療育等必要な支援に繋げることを目的に医療機関での検査費用の一部を助成します。	おやこ保健課			○					新規	継続	継続	継続	3-1(2) 3-1(5)
3-1	17				不育症治療費等助成事業	妊娠はするものの、2回以上の流産や死産等の不育症に悩む、法律上の婚姻または事実婚の夫婦に対し、医療保険が適用されない不育症検査及び治療に要した費用の一部を助成します。	おやこ保健課			○					新規	継続	継続	継続	3-1(5)
3-1	18				豊能広域こども急病センター	豊能二次医療圏(豊中市、池田市、箕面市、吹田市、豊能町、能勢町)の4市2町が協力して、箕面市に小児初期救急医療診療所を開設し、小児救急医療体制の充実を図ります。	保健安全課			○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	3-1(3)
3-1	19				地域周産期母子医療センター	正常分娩の取扱いの他、基礎疾患を持つ妊産婦やハイリスク妊娠に対し高度な医療やケアを提供しています。	市立豊中病院 病院総務課			○	○				継続	継続	継続	継続	3-1(3)
3-1	20				NICU (新生児集中治療室)	小さな赤ちゃんだけでなく、生まれても何らかの治療が必要な赤ちゃんや、他院で生まれ治療が必要な赤ちゃんも入院しています。	市立豊中病院 病院総務課			○					継続	継続	継続	継続	3-1(3)
3-1	21				都市公園等安全・安心対策事業	子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園等をめざし、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園等における総合的な安全・安心対策事業による整備を、緊急かつ計画的に実施します。	公園みどり推進課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-1(4)
3-1	22				大阪府子どもの受動喫煙防止条例の推進	大阪府子どもの受動喫煙防止条例を推進するため、美化推進課と協働で全小中学校に受動喫煙防止換断幕を設置しており、今後、こども園にも設置していきます。また、市管理施設受動喫煙防止ガイドラインにより、市が管理する施設は、敷地内全面禁煙となります。	健康推進課 [旧コロナ健康支援課]			○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	3-1(4)
3-1	23				とよなか子育て応援団	子育て家庭に配慮している事業者にとよなか子育て応援団」に登録してもらい、その情報を一覧にして冊子やホームページなどで公開し、子育て家庭に提供することとおして、市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成もはかりながら、「このまちみんなで子育て応援」をするまちづくりをめざします。	こども政策課			○	○	○			継続	継続	継続	継続	2-2①
3-1	24				赤ちゃんの駅普及・啓発事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳、おむつ交換又は遊びのスペースが自由に利用できる公共施設に「赤ちゃんの駅」標識(看板又はステッカー)を掲示します。また、施設一覧表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」訪問時などに配布します。	こども政策課			○	○				継続	継続	継続	継続	3-1(4)
3-1	25				三世帯同居・近居支援事業	世代間で助け合いながら安心して暮らせる環境づくりのために、市外在住の子育て世帯が市内在住の親世帯と市内で同居または近居するための住宅の取得費用やリフォーム費用の一部を補助します。	住宅課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	完了	3-1(4)
3-1	26	生活			市営住宅の子育て世帯向け募集枠の設置	市営住宅の募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定し、小学校就学前の子どもがいる世帯に対して居住の安定の確保に努めています。	住宅課			○	○				継続	継続	継続	継続	3-1(4)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)			
							課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	高校生	相当年齢	2 0 2 0	2 0 2 1		2 0 2 2	2 0 2 3	2 0 2 4
3-1	27			生活	市営住宅の入居時における優遇倍率の措置	市営住宅の入居申込者のうち、母子・父子世帯などについては、抽選時に倍率を優遇して居住の安定の確保に努めています。	住宅課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-1(4)	
3-1	28				歩道改良整備の推進	歩道設置されている市道で、狭い、勾配がきつい、段差、凹凸がある等の問題がある歩道について、「歩道改良実施計画(改訂版)」(2012年9月策定)2022年度以降は「歩道改良実施計画(2021年度改訂版)」(2022年3月策定)に基づき、安全で快適な歩行空間を形成するため、歩道の幅幅や構造形式の変更などの改良整備を実施します。	基盤整備課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-1(4)	
3-1	29			経済	固定資産税・都市計画税の減免	税法上の寡婦及びひとり親で、所得・所有資産・年税額の一要件を満たす方は、申請に基づいて、固定資産税・都市計画税の年税額のうち、最大で2分の1を減免します。	固定資産税課		○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	30				障害児福祉手当	重度障害児に対してその障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。	障害福祉課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	31				特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	障害福祉課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	32				不妊に悩む方への特定治療支援事業	子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によってしか妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に診断されている法律上の婚姻または事実婚の夫婦に対し、指定医療機関での治療費の一部を助成します。	おやこ保健課			○					拡充	継続	完了		3-1(5)	
3-1	33				未熟児養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に、その養育に必要な医療の給付を行います。	おやこ保健課			○						継続	継続	継続	継続	3-1(5)
3-1	34				小児慢性特定疾病医療費助成事業	医療費の助成を実施します。また、認定審査のため小児慢性特定疾病審査会を運営します。	おやこ保健課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-1(5)	
3-1	35				結核児童療育給付事業	結核にかかっている児童に適切な医療を給付し、併せて学習用品等を支給します。	おやこ保健課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-1(5)	
3-1	36			経済	子ども医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります。	子育て給付課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-1(5)	
3-1	37			生活	助産制度	生活保護世帯等、経済的理由により出産費用の負担が困難な方は、指定の助産施設(病院)へ入所を措置します。	子育て給付課		○						継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	38			教育	給食費・教材費等の実費徴収に係る補足給付事業	認可施設に在園する低所得で生計が困難である世帯の子どもの保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入費用または行事への参加費用等を補助することで特定教育・保育のさらなる円滑な利用を図ります。	子育て給付課			○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	39			教育	償還払分施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる児童の保護者に対し、預かり保育・認可外サービスの費用を償還払い(認定要件・上限あり)にて支払います。	子育て給付課			○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	40			経済	児童扶養手当	父もしくは母と生計を同じくしていない児童や、父もしくは母が政令で定める程度の障害の状態にある児童等が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	子育て給付課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 2-3(5)	
3-1	41			経済	ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのひとり親家庭の児童とその保護者の医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります(所得制限あり)。	子育て給付課			○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 2-3(5)	
3-1	42			教育	ひとり親世帯・在宅障害者世帯及び多子世帯の利用者負担額(保育料)軽減措置	従前から一定の軽減措置を実施している中、国からの幼児教育の段階的無償化の方針に則り、範囲を拡大し、該当する世帯の利用者負担額を軽減するものです。	子育て給付課			○	○				継続	継続	継続	継続	重点施策3 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	43			教育・生活	母子父子寡婦福祉資金貸付	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課							○	○	継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)
3-1	44			教育	特別支援教育就学奨励費制度	市立小・中学校、義務教育学校の特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級及び通級学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、奨励費を支給することにより経済的負担を軽減しています。	学務保健課						○	○		継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
							課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	高校生 相当年齢	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4	
3-1	45			教育	要・準要保護児童（生徒）就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助します。	学務保健課					○	○			継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)
3-1	46			教育	私立高等学校入学支度金貸付あっせん制度	私立高等学校に修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒の保護者に、入学支度金の貸付のあっせん及び利子等を補給しています。	学務保健課						○		継続	継続	継続	継続	重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)	
3-1	47				魅力創造・発信の企画調整	豊中の地域資源を再発見し、人々の暮らしの充実につながる新たな価値や魅力を創り出し、発信する取組みを進めます。2020年4月からの新たなブランド戦略に基づき、市域外の人々も含めた交流・にぎわいづくり事業を実施します。	魅力文化創造課	○	○	○	○	○	○		完了					2-3(5)
3-1	48				不妊症治療費等助成事業	保険診療で行った不妊治療等の費用の自己負担分を助成します。	おやこ保健課	○								新規	継続	継続		3-1(5)
3-1	49				不妊症・不育症オンライン専門相談	不妊症や不育症の検査や治療について、産婦人科医師がオンラインで相談を受けます。	おやこ保健課	○								新規	継続	継続		3-1(5)
3-1	50				初回産科受診支援事業	市民税非課税世帯の方を対象に、妊娠の判定のために産科を受診する初回の費用（保険診療外に限る・上限あり）を助成します。	おやこ保健課	○										新規	継続	3-1(5)

施策の柱3-2 子どもの安全確保

3-2	1				青色回転灯防犯パトロールカー活動助成	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体に対して、青色回転灯パトロールカーの申請に要する費用の一部を助成し、地域における自主的な防犯活動を支援します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	2-1(3) 3-2(1)
3-2	2				青色防犯パトロールの実施	不法投棄防止パトロール業務で市内を巡回している車両を利用し、主に小学生が下校する時間帯に子どもの安全を確保するため、青色防犯パトロールを実施します。	美化推進課		○	○	○	○		継続	継続	継続	継続	3-2(1)
3-2	3				更生保護活動 (豊中地区保護司会)	教育関係機関と連携、協力しながら犯罪をした青少年の更生や対話集会などを通じて青少年の犯罪予防活動を行います。	地域共生課					○	○	継続	継続	継続	継続	3-2(1)
3-2	4				子どもの安全見まもり隊	PTAや健全育成会、自治会等地域の住民や団体等で組織する子どもの安全見まもり隊を小学校区ごとに設置し、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動を行うことにより、子どもの安全を確保することを目的としています。 【2018年度から児童生徒課から事業移管】	学校教育課				○	○		継続	継続	継続	継続	3-2(1)
3-2	5				「こども110番の家」運動	地域住民等に「こども110番の家」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力をお願いしています。地域の協力家庭を拡充することにより、児童生徒の安全確保に加え、地域における犯罪抑止効果も期待できます。	児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	継続	3-2(1)
3-2	6				こどもの安全110番パトロール隊	ごみ収集や水道検針などの業務で市内を走る公用車にパトロール隊のステッカーを貼り、市民への啓発を行うとともに、街頭犯罪の警戒を行います。また郵便集配バイク及びタクシー等の車両が参加しています。	危機管理課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-2(1)
3-2	7				学警連絡会兼協働委員会	大阪府池田子ども家庭センター、豊中警察署、豊中南警察署、大阪府池田少年サポートセンター、豊中地区少年補導協働委員会、豊中南地区少年補導協働委員会と連携し問題行動傾向の少年の指導、非行防止に取り組みます。	児童生徒課				○	○		継続	継続	継続	継続	2-1(3) 3-2(1)
3-2	8		●		防災に関する出前講座	災害に対する普段からの備え等についてや地震・水害対策などに関する内容のほか、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織の活動等について、出前講座を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	9				防災アドバイザー派遣制度	気象、防災等の専門的な知識を有する防災アドバイザーを地域に派遣し、防災対策に関する講演会等を実施します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	10				防犯カメラ設置補助事業	自治会で自発的に取り組む防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する自治会に対し、その設置費用の一部を補助します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	11				見守りカメラ事業	通学路を中心に見守りカメラ(防犯カメラ)を設置し、維持管理を行います。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	12				PFAセミナー	災害などの緊急下でストレスを抱えた子どもを傷つけず対応するために、支援者に向けて子どものための心理的応急処置(PFA)を啓発する取組みを行います。	医療支援課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	完了	1-4(4) 3-2(2)

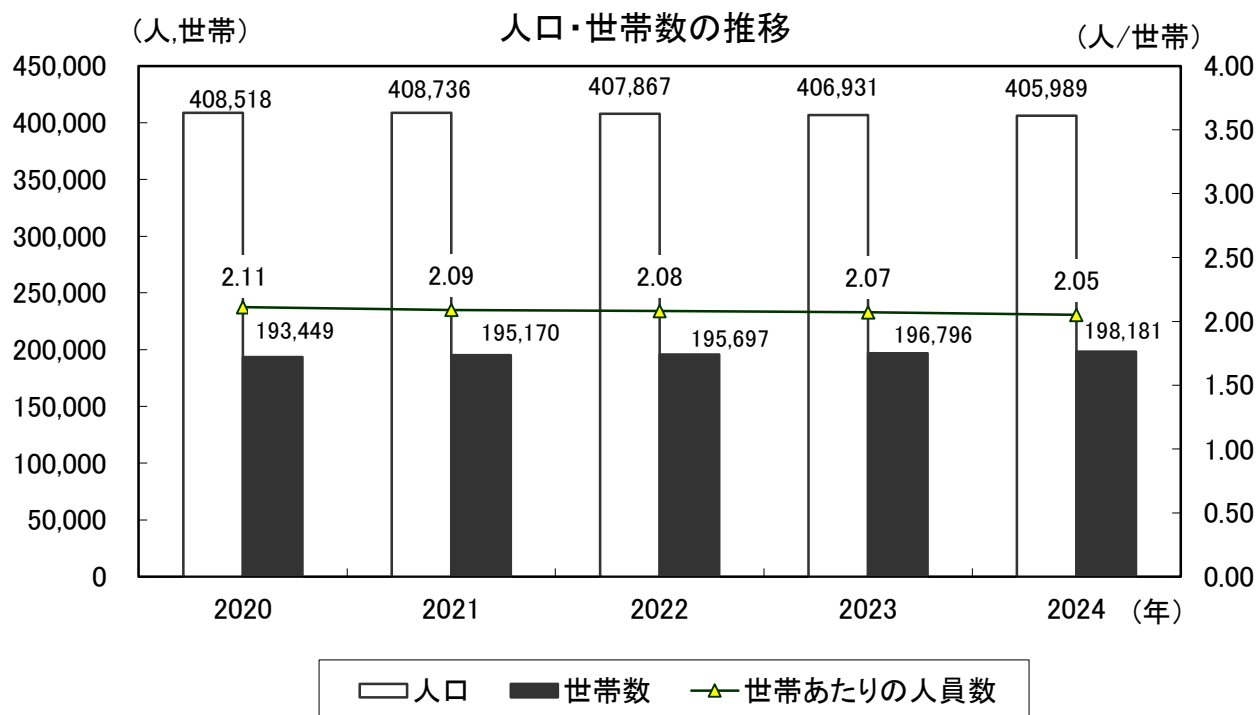
施策の柱	No.	事業	子ども・未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
						課(施設)	出産前	0 1 2 歳	3 4 5 歳	小学生	中学生	高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3	
3-2	13			通学路交通安全プログラムの推進	各小学校区の通学路や未就学児の移動経路の交通安全を確保するため、定期的な合同点検を実施し、関係機関と連携しながら、安全対策を推進します。	交通政策課		○	○	○			継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	14			交通安全啓発事業	「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会の活動を通じて、保育所や幼稚園、認定こども園、学校等を対象とした交通安全教室を実施します。	交通政策課		○	○	○	○	○	継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	15	●		ジュニア救命サポーター事業	市内小学校の5年又は6年生の児童を対象に心肺蘇生法等の講習会を実施し、「命の大切さ」、「救命の連鎖」の指導を行い、子どもの頃から救命手当の必要性を根付かせ、将来的には全市民が救命手当を習得できることを目標とし、救命力の向上を図ります。	消防局 救急救命課				○			継続	継続	継続	継続	3-2(2)
3-2	16			子どもに対する防火・防災教育	幼稚園等の幼児、小学校・中学校の児童・生徒を対象に、火災や地震の怖さの理解、災害時の身の安全の確保、初期消火や応急救護など、年齢に応じた防火・防災教育を実施します。	消防局 予防課			○	○	○		継続	継続	継続	継続	3-2(2)

XII. 豊中市の子育て環境の現状

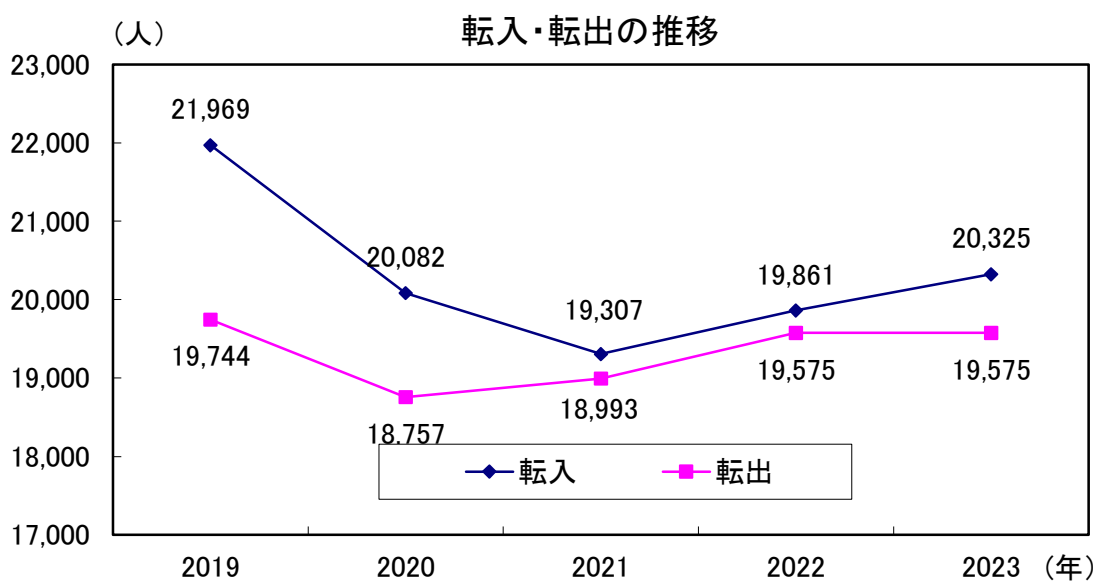
1. 人口・出生等の状況

概 要

- ・0～5歳児童人口数は平成30年(2018年)から減少傾向となっています。
- ・高齢化率と年少人口割合は平成30年(2018年)からほぼ横ばいとなっています。



資料: 豊中市市民課「住民基本台帳世帯人口数調査」(各年4月1日現在)

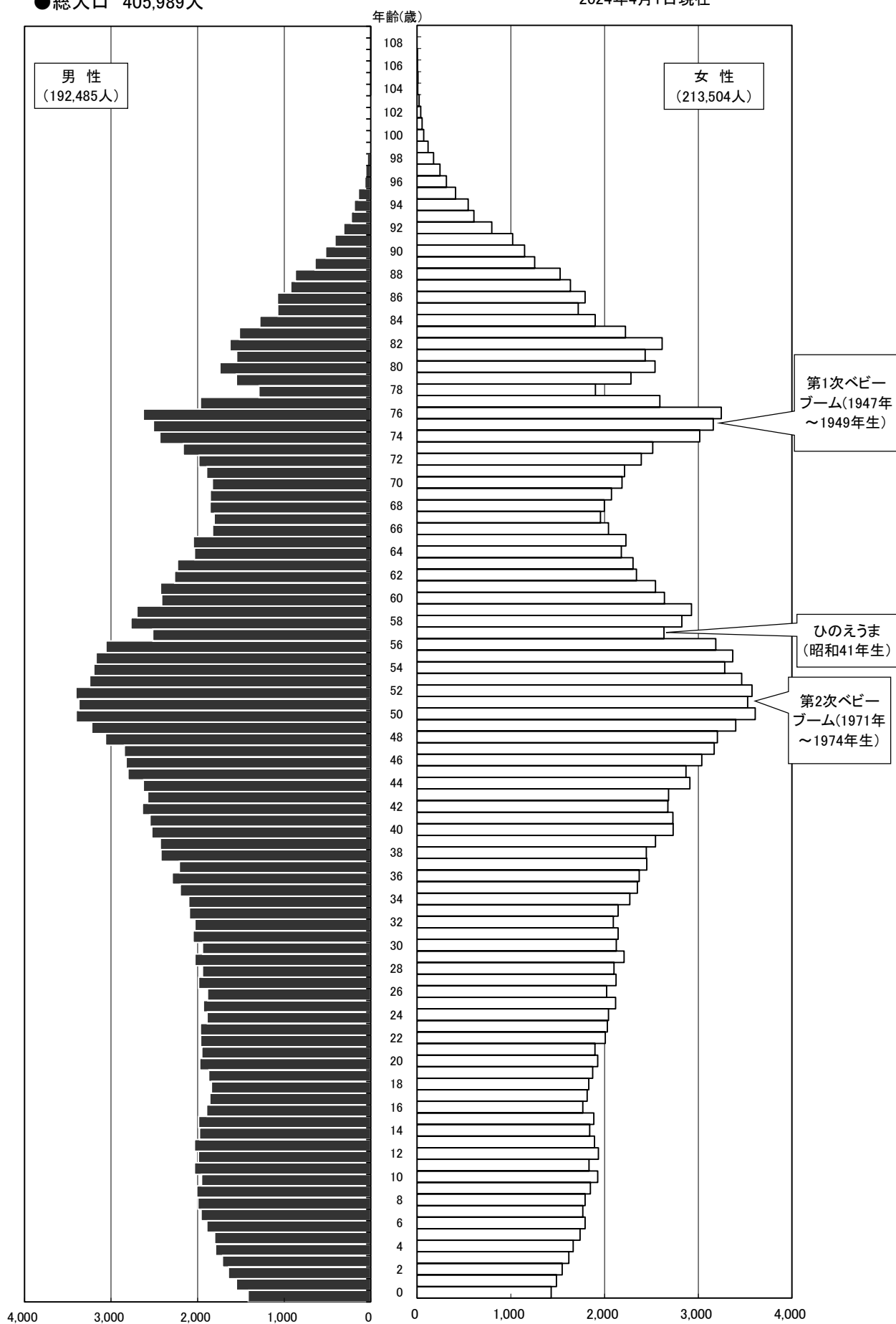


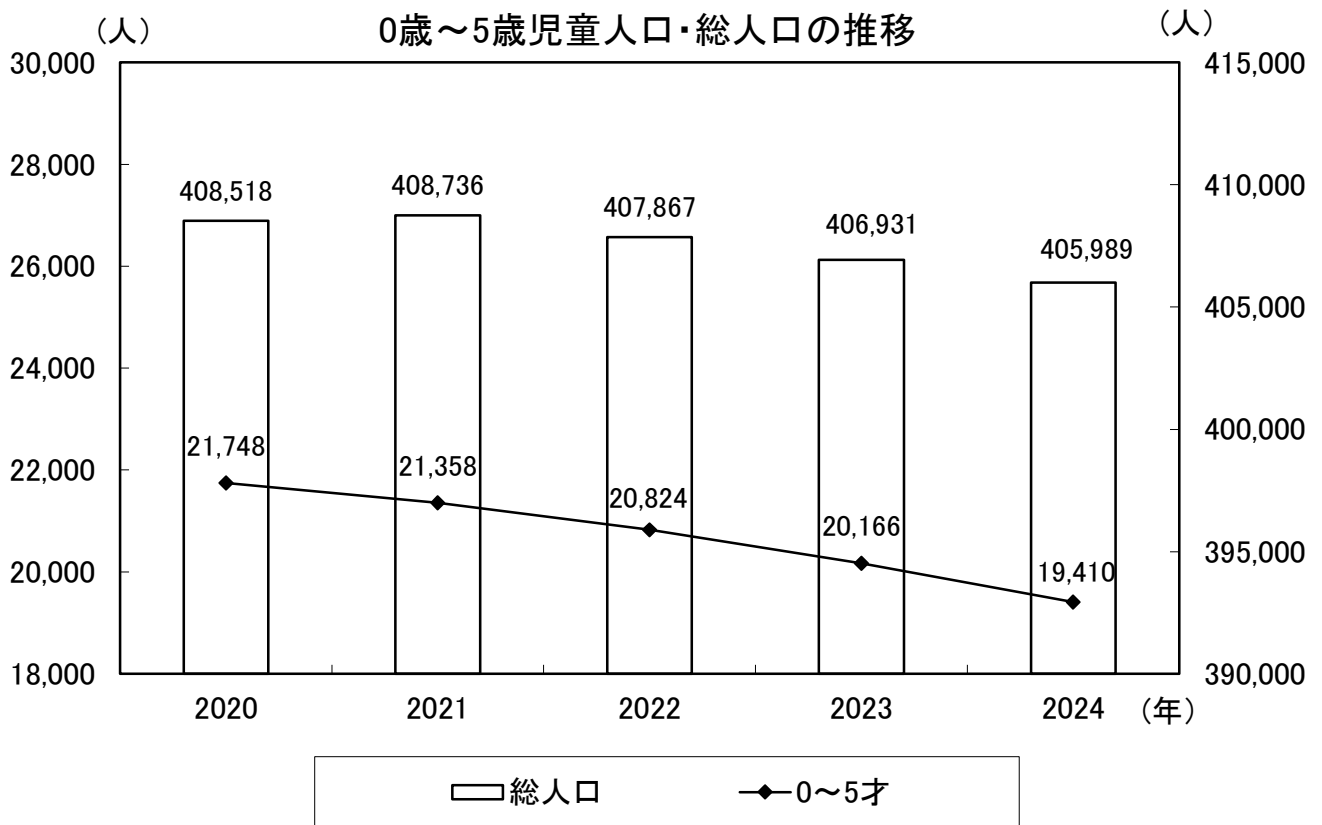
資料: 豊中市統計書

豊中市の男女別・年齢別人口

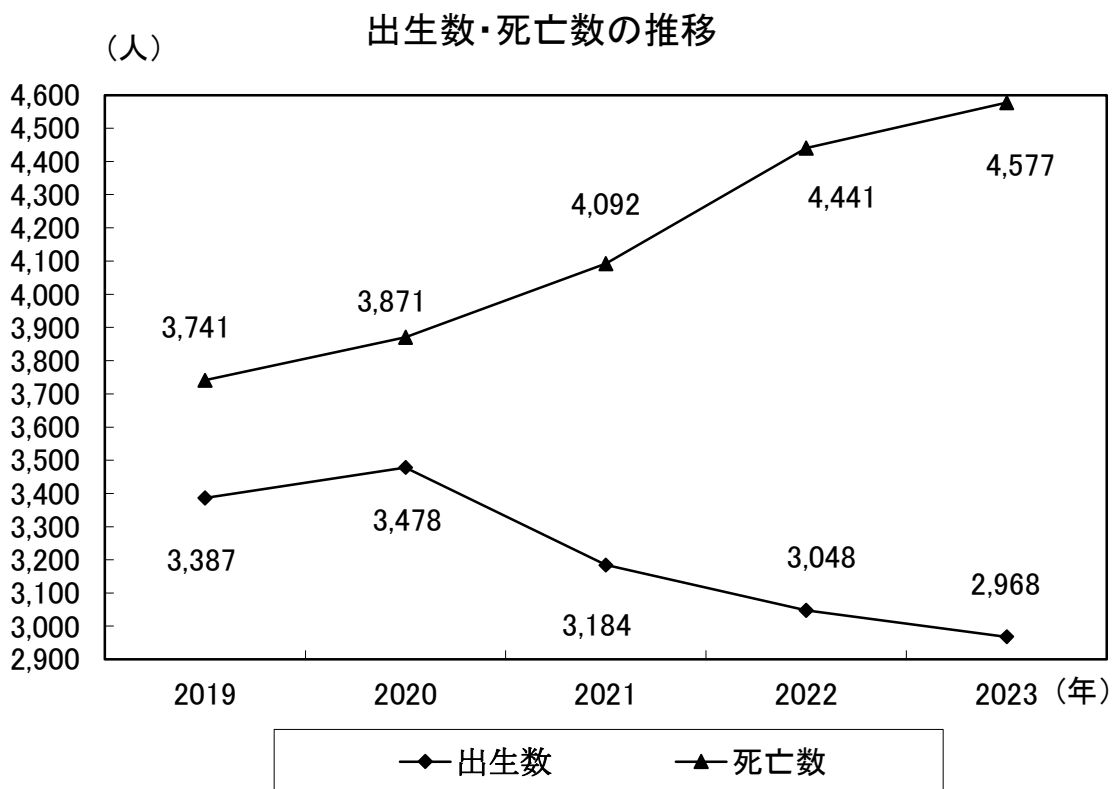
●総人口 405,989人

2024年4月1日現在



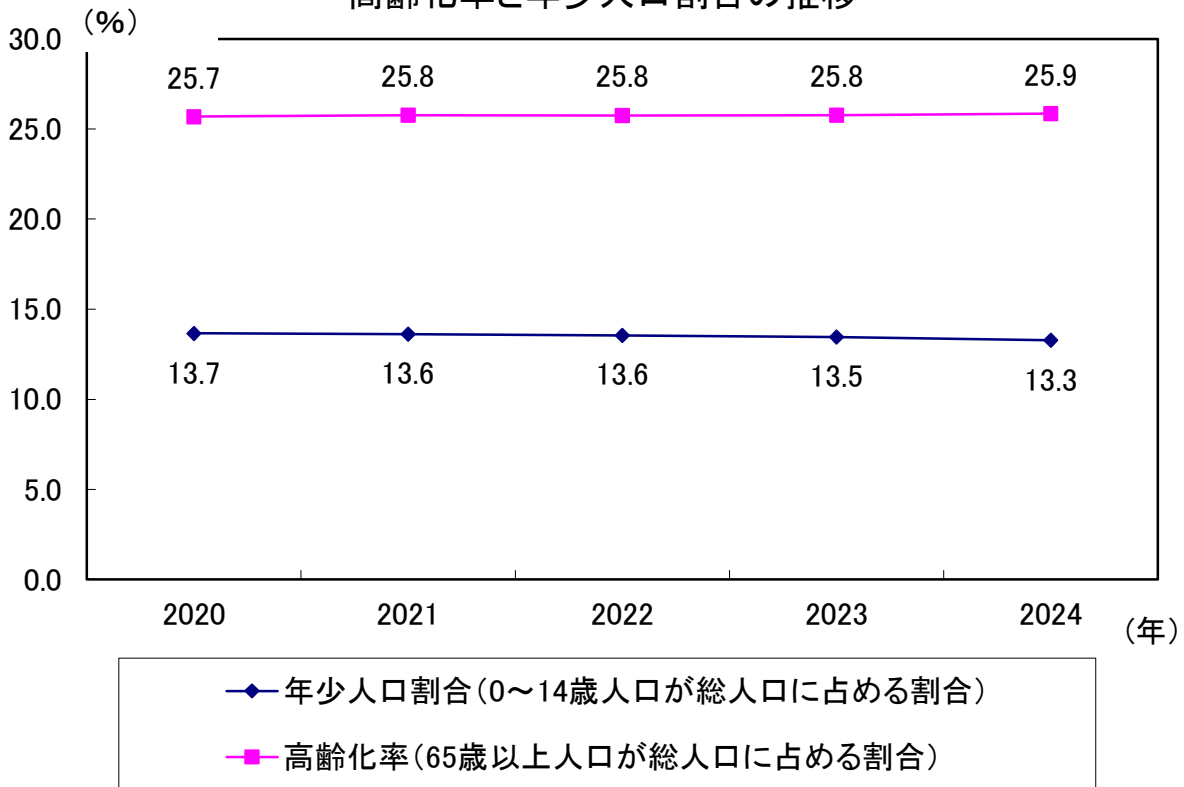


資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

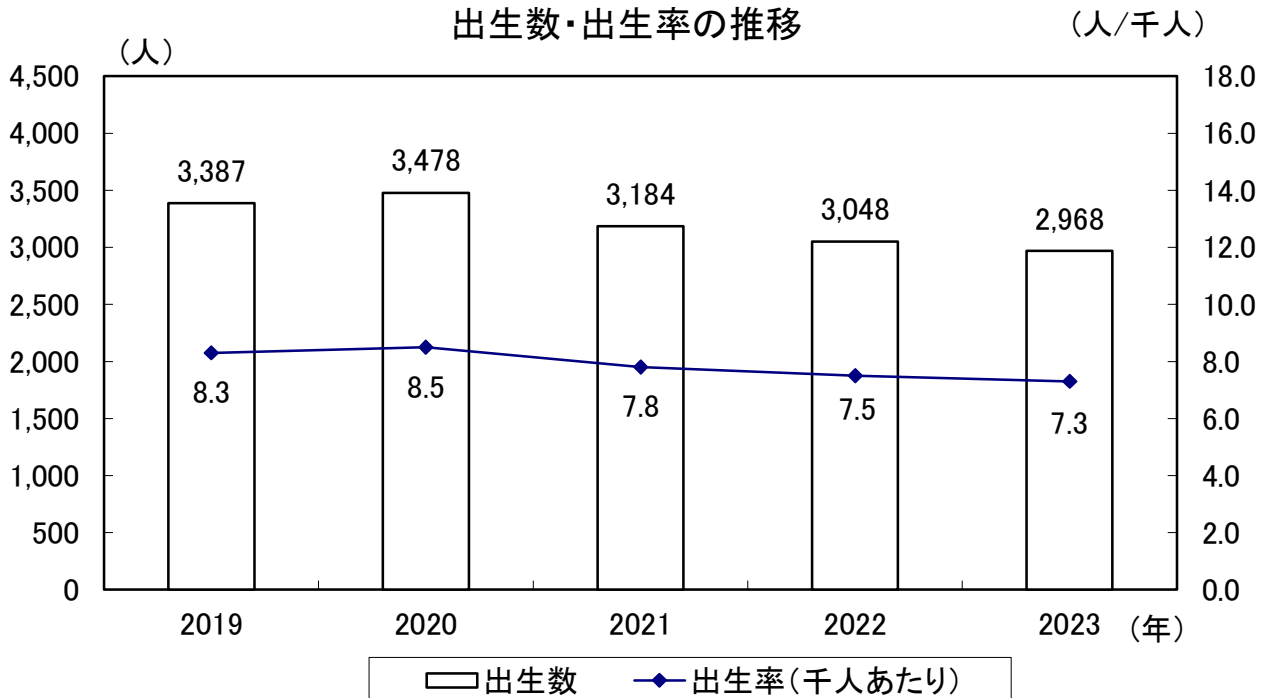


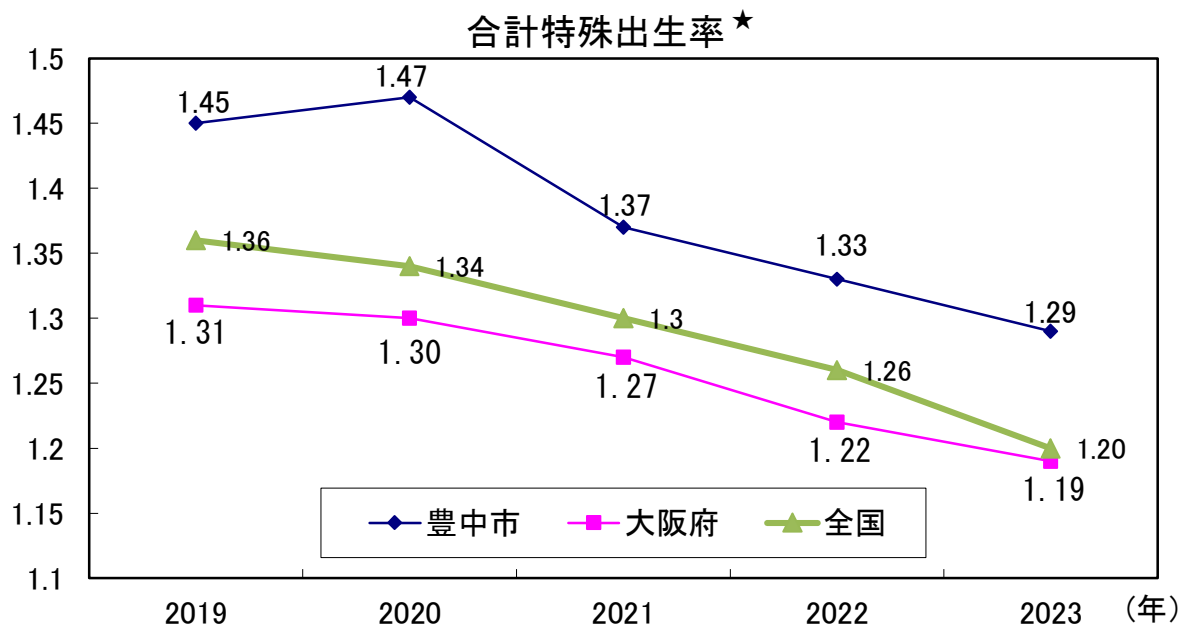
資料: 豊中市統計書

高齢化率と年少人口割合の推移



出生数・出生率の推移





資料：住民基本台帳・政府統計

※大阪府、全国の合計特殊出生率は推計人口及び人口動態統計による。

豊中市の合計特殊出生率は住民基本台帳及び人口動態統計をもとに独自に算出したもの。

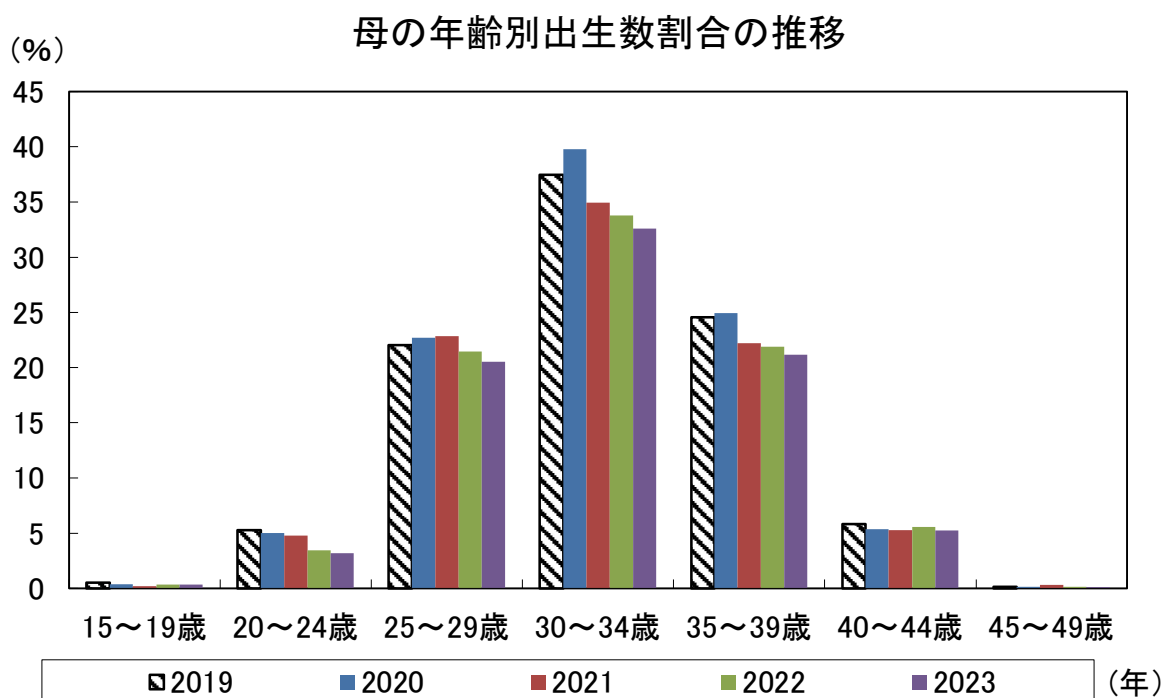
※最新年の値は概数であり、後日変更の可能性がある。

※合計特殊出生率とは、女性の出産可能年齢と仮定される15～49歳の年齢別出生率を合計したもの。

1人の女性が生涯に出産する平均の子ども数とみなされる。

※出生率算出に用いる女性人口について

豊中市は、平成26年(2014年)までは外国人住民を含む女性人口を用いていたが、平成27年(2015年)以降は国・府の算出方法にあわせるため、外国人住民を除く日本人の女性人口を用いている。



2023年の出生数(人)

15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
12	111	716	1136	738	183	4

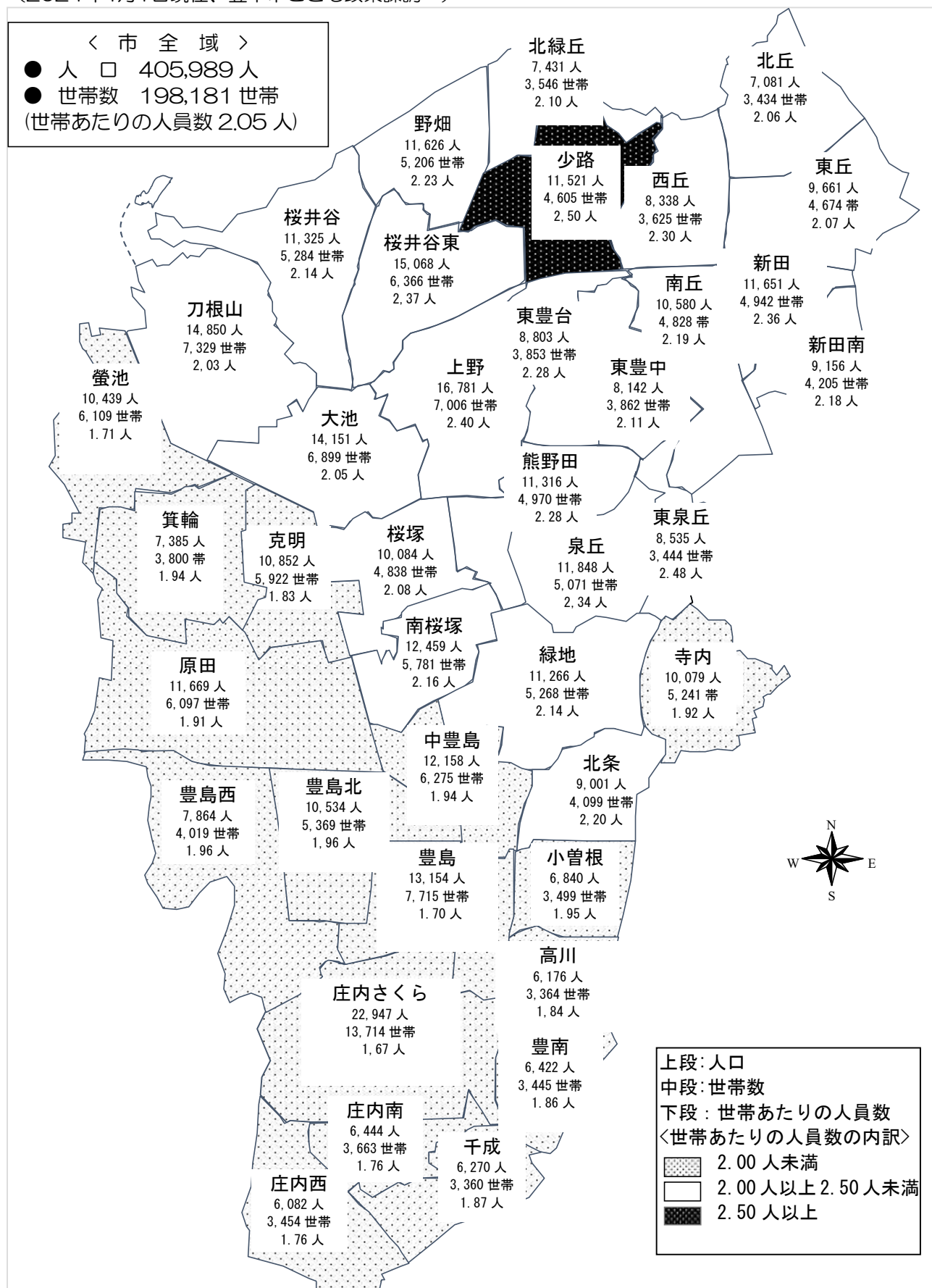
資料：政府統計

※15歳及び49歳にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

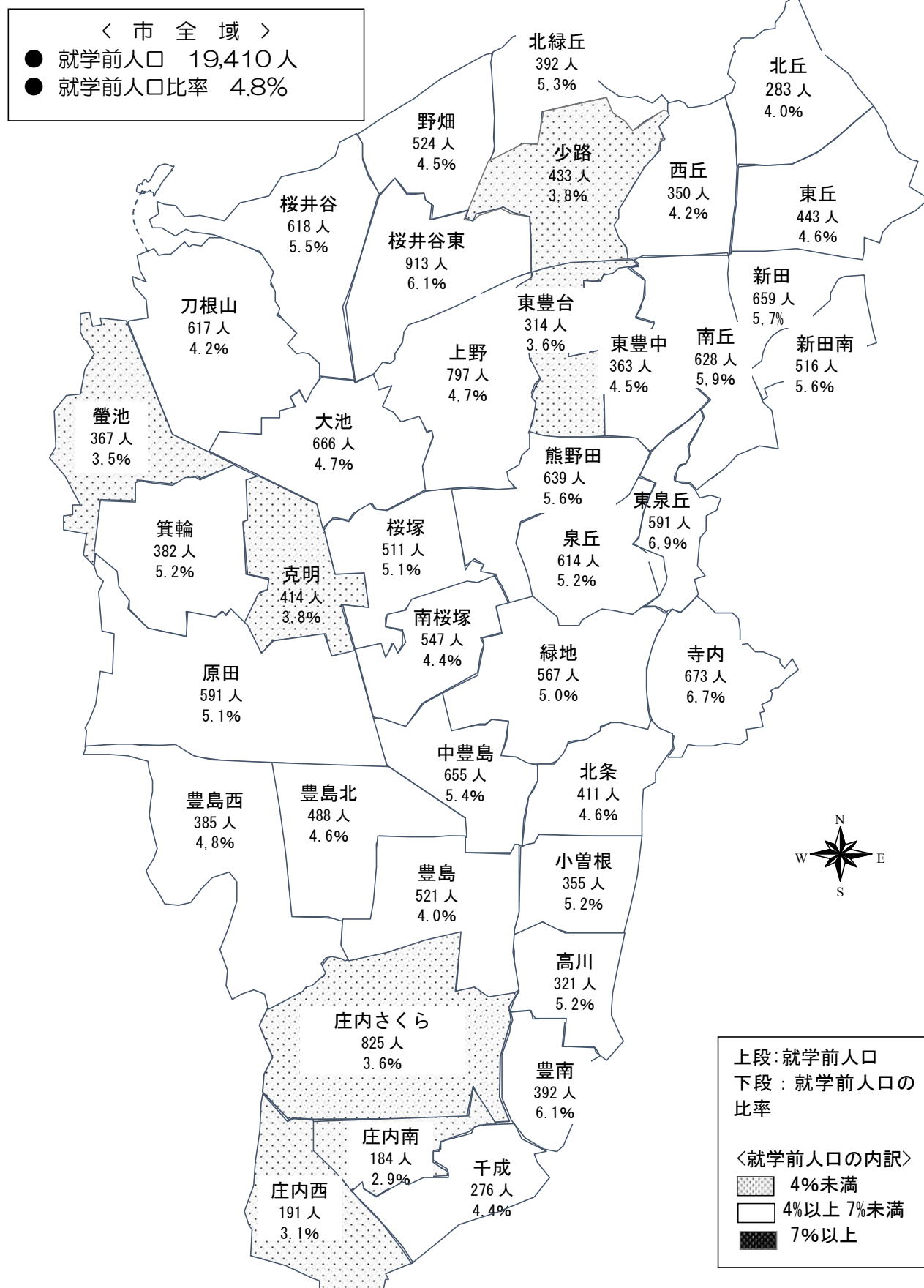
小学校区別人口・世帯数

(2024年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)



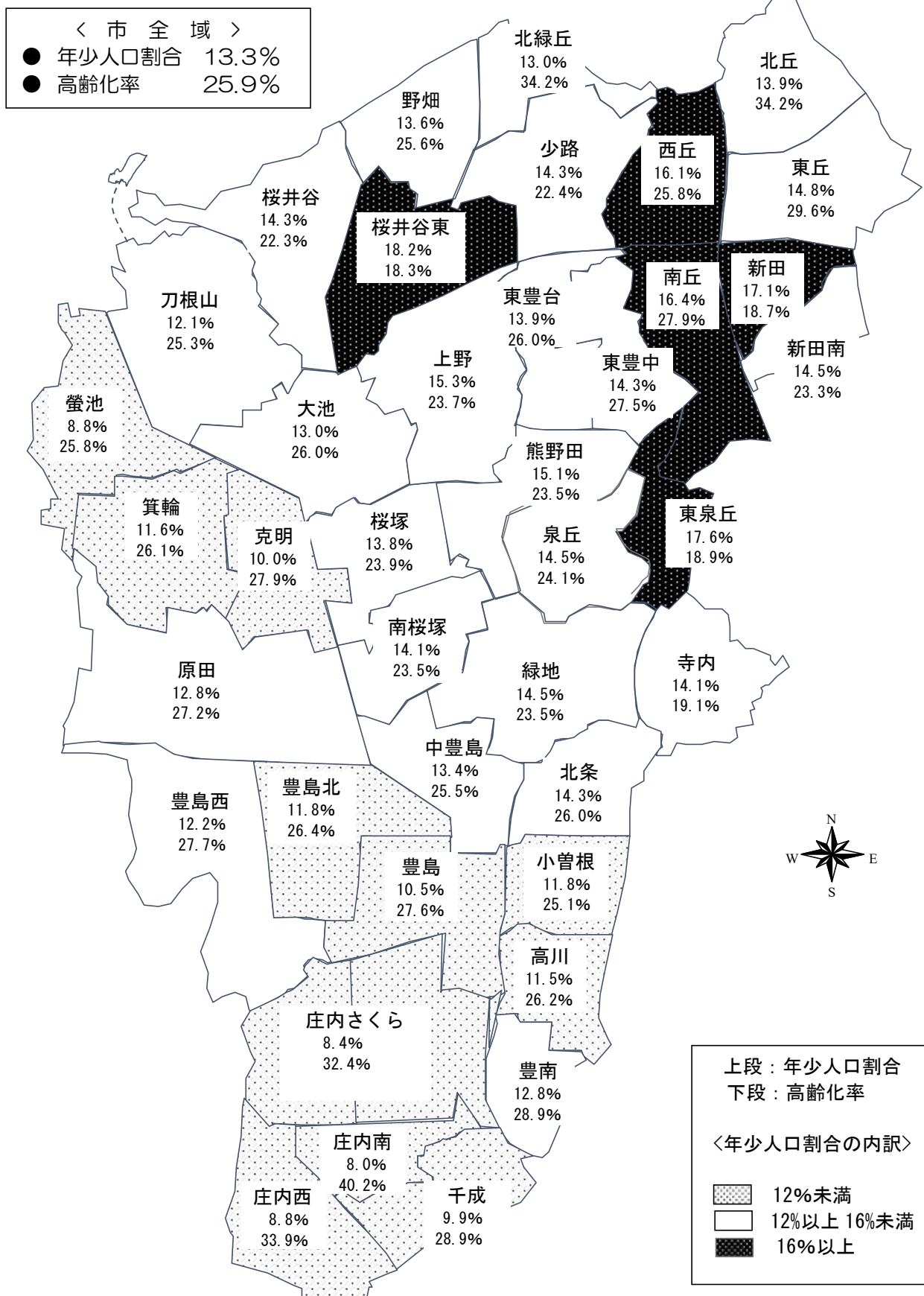
小学校区別就学前(0～5歳)児童人口と比率

(2024年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)



小学校区別年少人口割合(0～14歳)と高齢化率(65歳以上)

(2024年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)

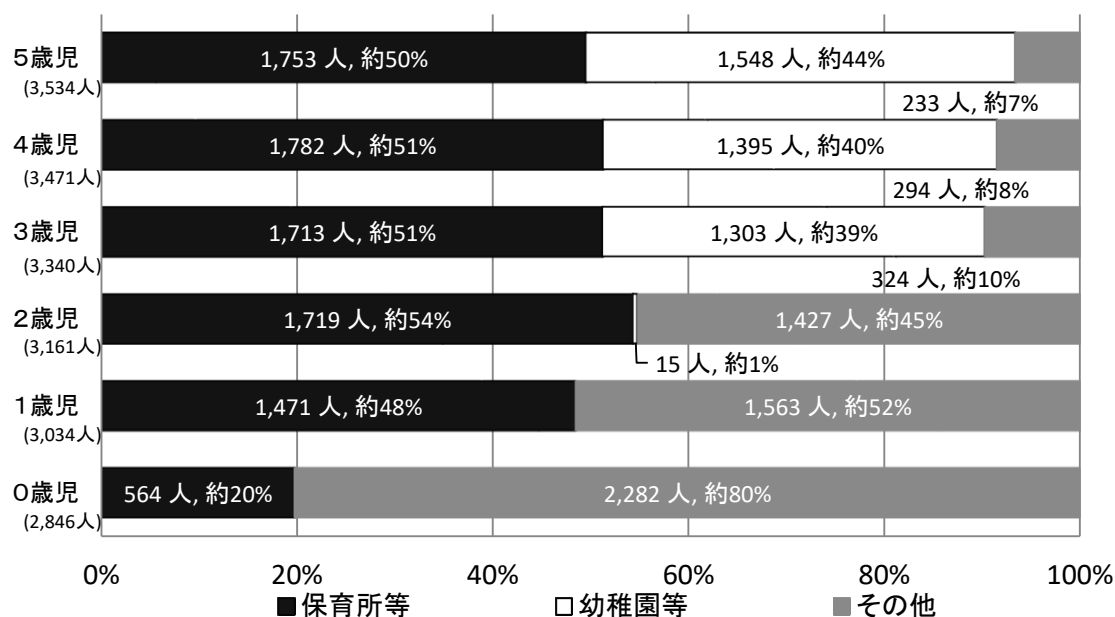


2. 教育・保育施設等の状況

概 要

・児童数の推移についてはP.38 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況に掲載しています。

0歳～5歳児児童の施設等通園状況割合



資料: 豊中市子育て給付課調べ(令和6年(2024年)5月1日現在)

保育所等…保育所、認定こども園★、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭保育所、待機児童解消のための緊急一時保育利用枠へ通園している児童（その他の認可外保育施設へ通園している児童は含まず）

幼稚園等…幼稚園、認定こども園へ通園している児童

その他……上記以外の児童。在宅、認可外保育施設通園児童、障害児通園施設通園児童等

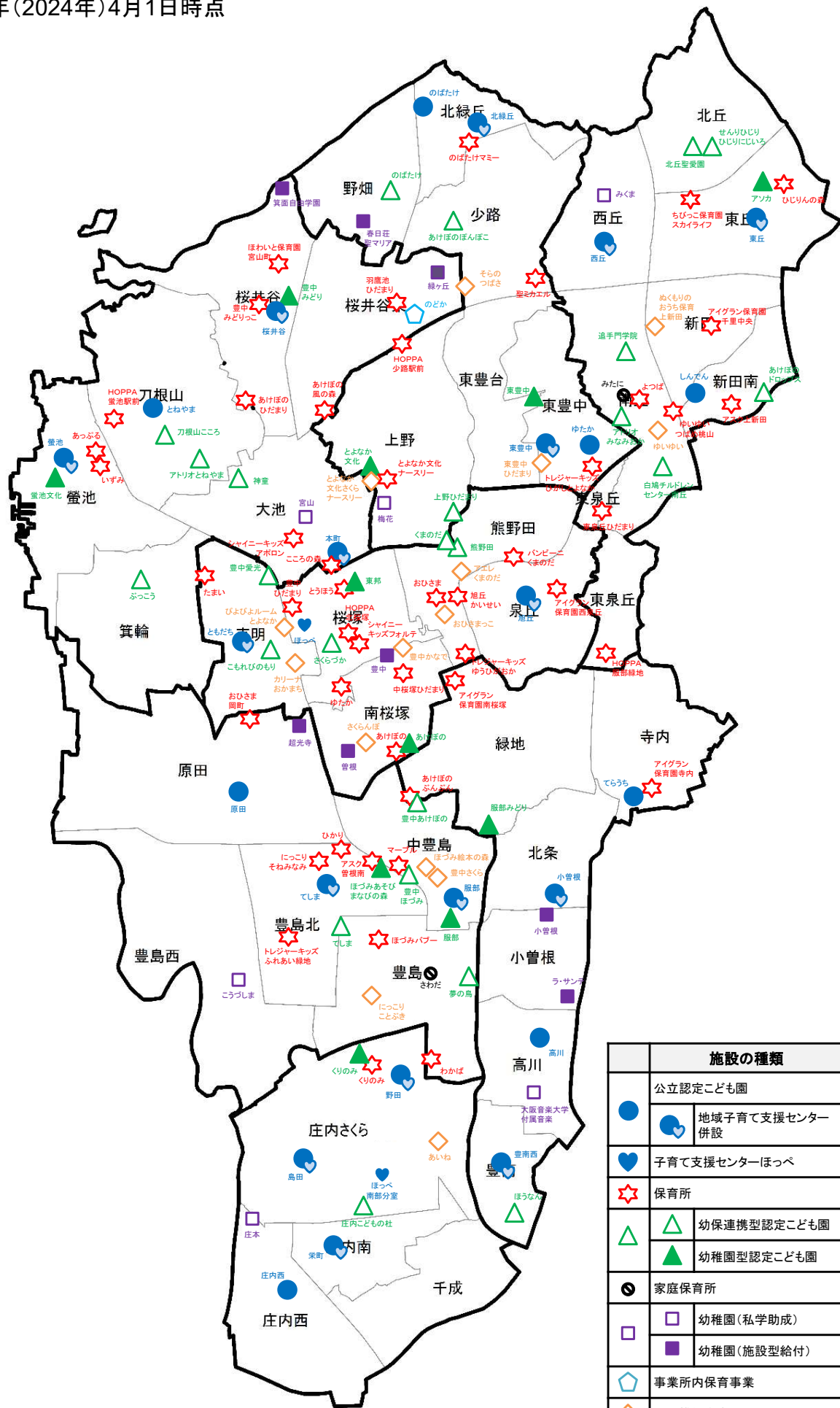
教育・保育施設等数の推移(各年4月1日現在)

(か所)

	2020	2021	2022	2023	2024 (年度)
幼保連携型認定こども園	18	22	22	24	24
豊中市立幼保連携型認定こども園(公立こども園)	26	25	25	24	24
幼稚園型認定こども園	7	7	8	8	11
民間保育所(園)	48	45	47	48	48
事業所内保育事業	2	1	1	1	1
小規模保育事業	15	15	15	15	15
家庭保育所	4	4	4	2	2
私立幼稚園<新制度>	7	8	7	7	8
私立幼稚園<従来制度>	11	10	10	9	6

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

就学前教育・保育施設マップ
令和6年(2024年)4月1日時点



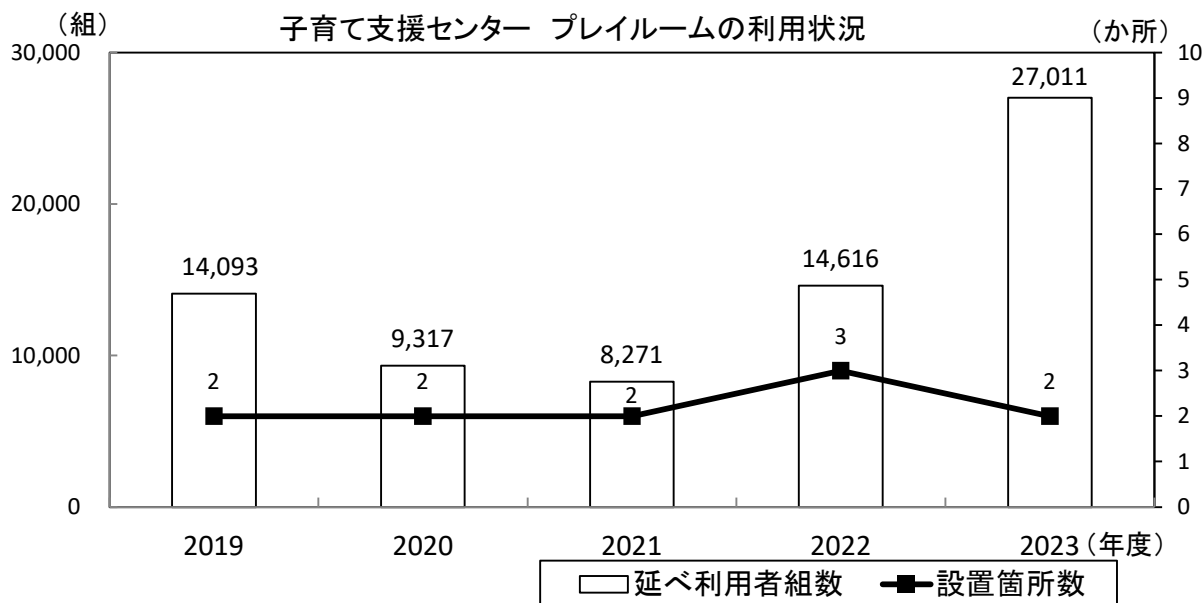
	施設の種類	箇所数
●	公立認定こども園	24
	● 地域子育て支援センター併設	(うち16)
♡	子育て支援センターほっぺ	2
★	保育所	48
△	△ 幼保連携型認定こども園	24
	▲ 幼稚園型認定こども園	11
●	家庭保育所	2
□	□ 幼稚園(私学助成)	6
	■ 幼稚園(施設型給付)	8
⬠	事業所内保育事業	1
◇	小規模保育事業	15

※分園は含まない

3. 子育て支援サービスの状況

概 要

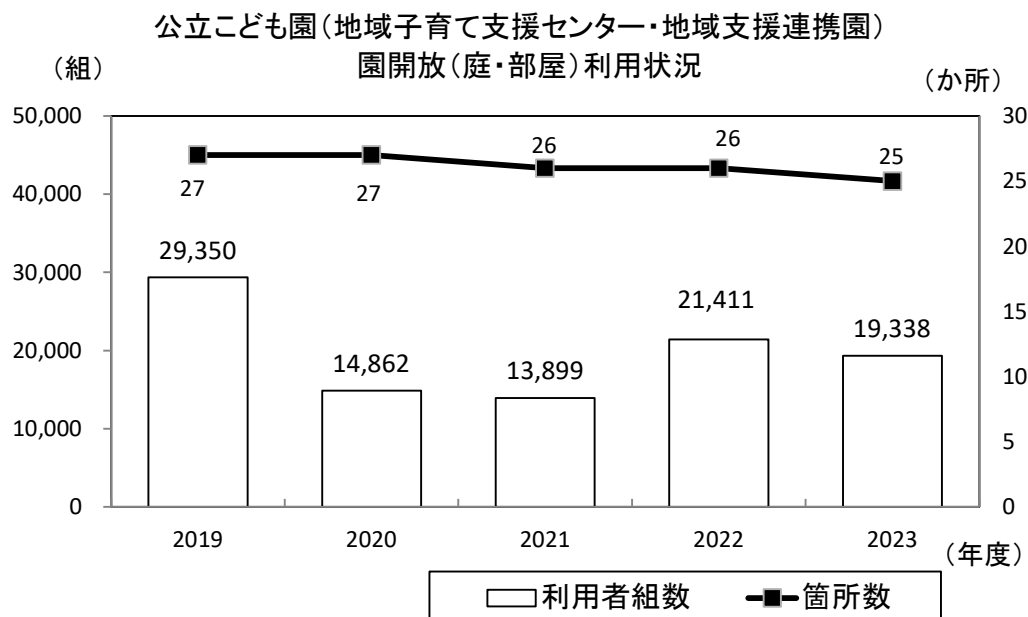
・令和5年度(2023年度)は、令和5年(2023年度)2月に開設した子育て支援センターほっぺ南部分室が本格実施となり、子育て支援センターほっぺのプレイルームの利用者が増加しました。



資料：豊中市こども支援課調べ

※令和元年度(2019年度)～令和4年度(2022年度)：親子の交流ひろば(さくらんぼひろば)設置。

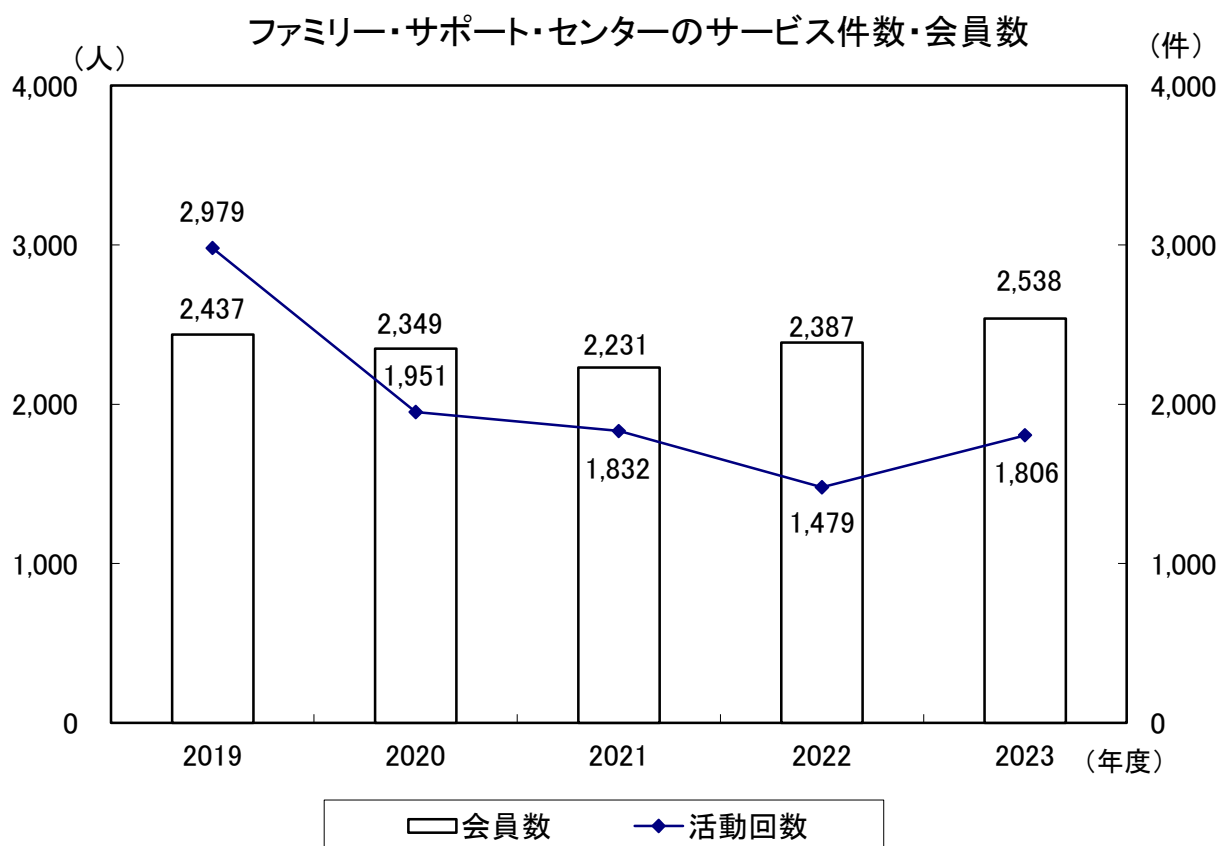
※令和4年度(2022年度)：子育て支援センターほっぺ南部分室を開設。(令和5年(2023年)2月)



資料：豊中市こども事業課・こども支援課調べ

※平成30年度(2018年度)までは地域子育て支援センターの園開放のみ。

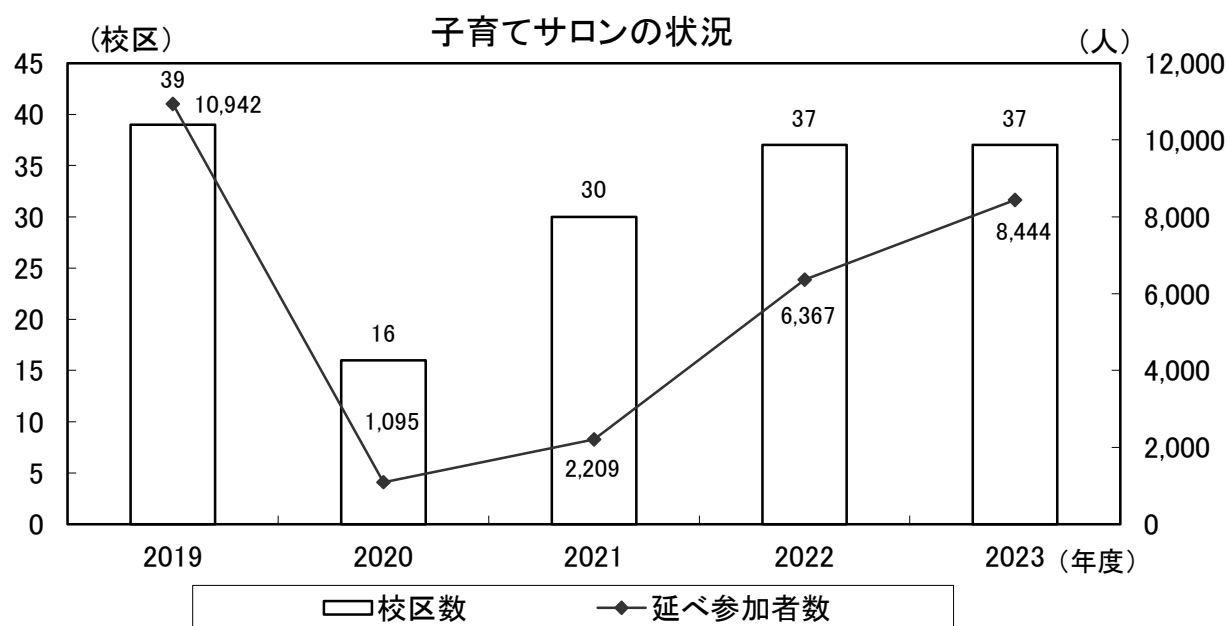
※令和元年度(2019年度)から地域子育て支援事業の参加者は園開放に参加してもカウントしていない。



2023年度ファミリー・サポート・センターの会員数

	総数	依頼	援助	両方
会員数(人)	2,538	2,074	358	106

資料: 豊中市こども支援課調べ



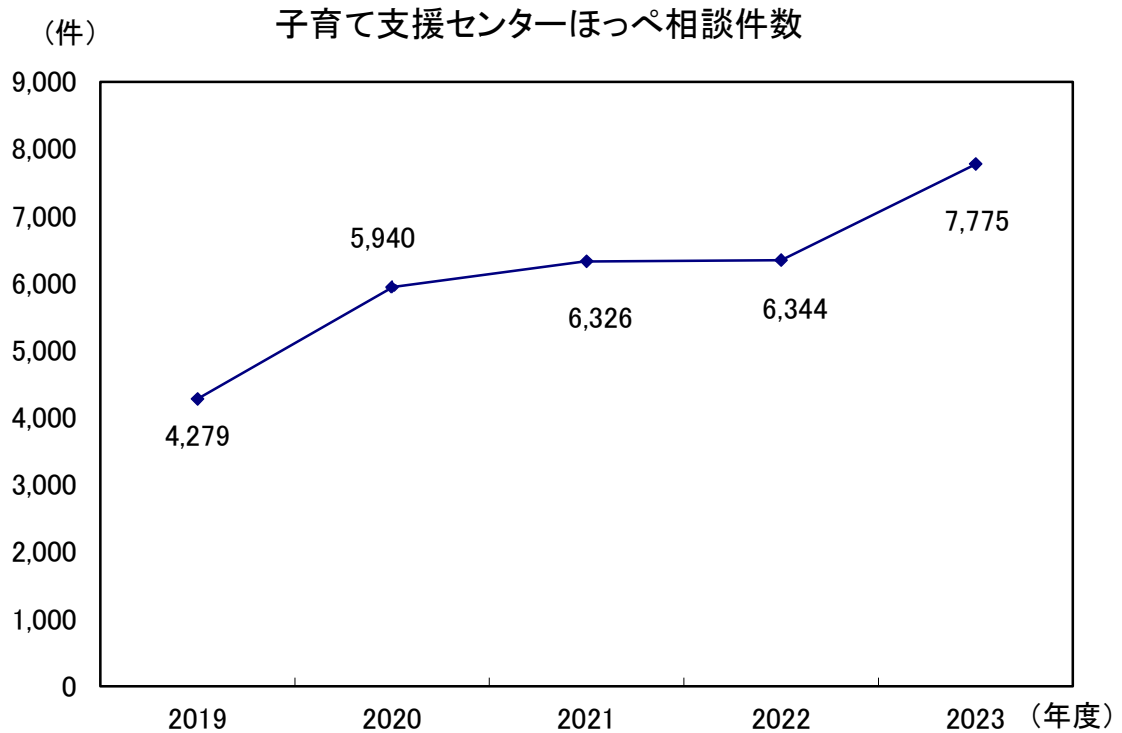
資料: 豊中市社会福祉協議会調べ

※2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を自粛。
オンライン、青空サロンなど開催方法を工夫して実施した校区が16校区。

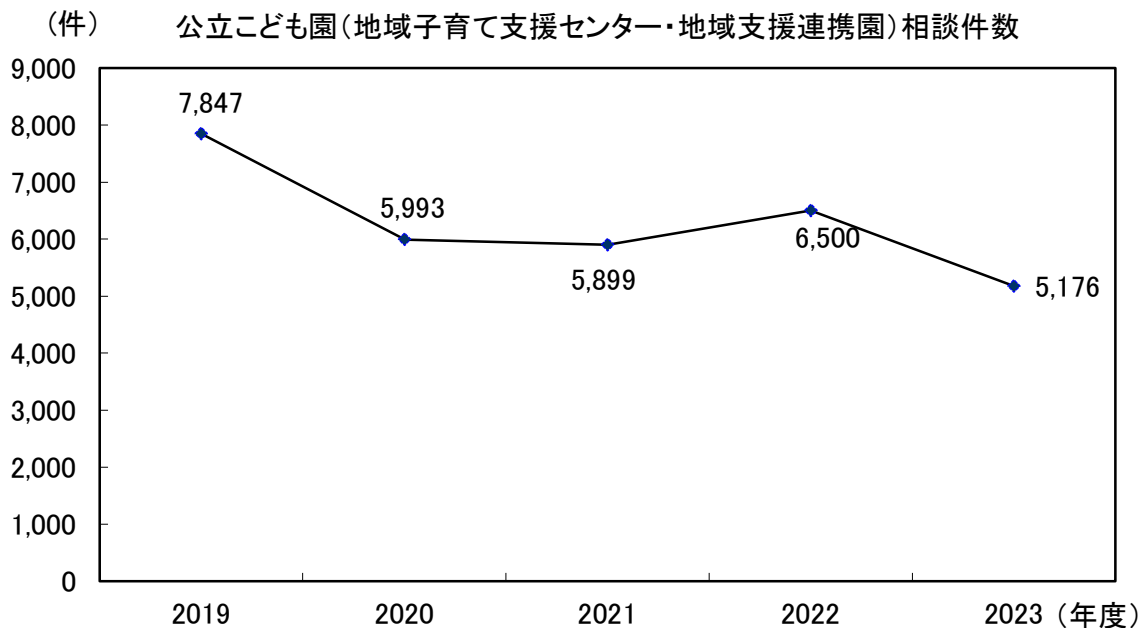
4. 子育て相談等の状況

概 要

- ・子育て支援センターほっぺでは、講座等での個別相談の増加したことに加えて子育て支援センターほっぺ南部分室での相談対応が通年になったことに伴い、相談件数が増加傾向にあります。
- ・「こども総合相談窓口」における子どもからの相談について、令和2年度(2020年度)途中から開始のライン相談を含みます。



資料: 豊中市こども支援課調べ

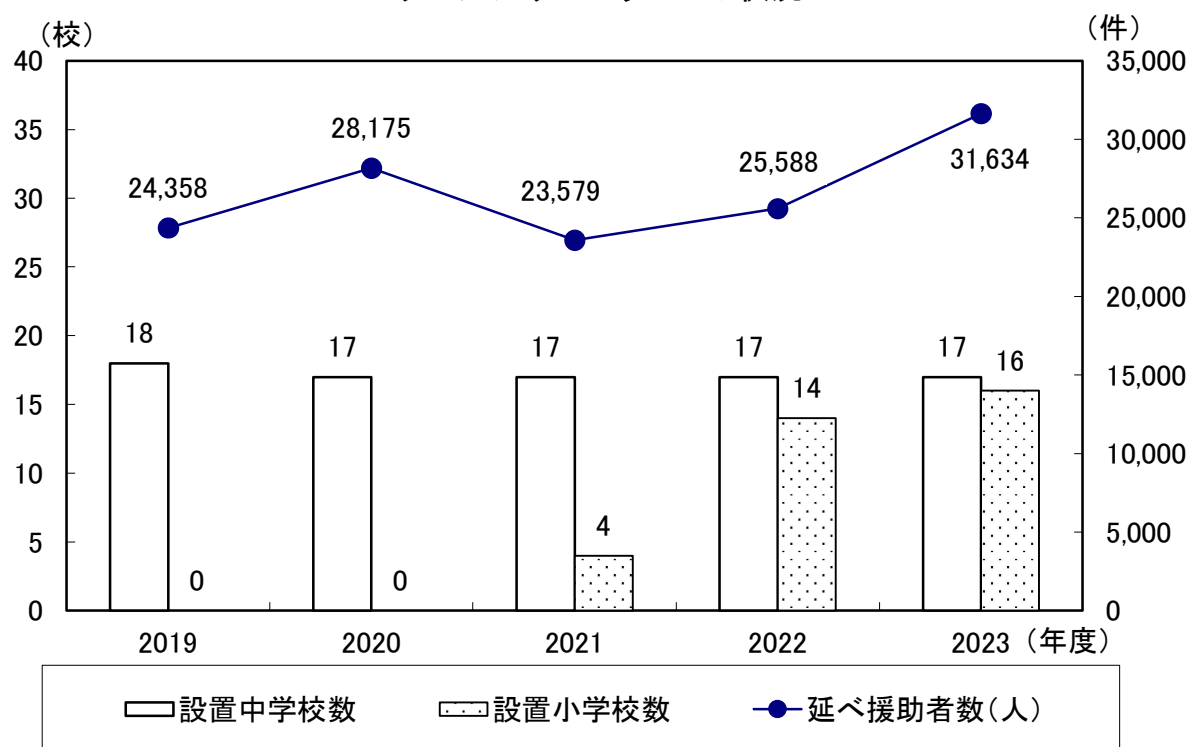


資料: 豊中市こども支援課・こども事業課調べ

※令和元年度(2019年度)から主訴の件数のみを集計。

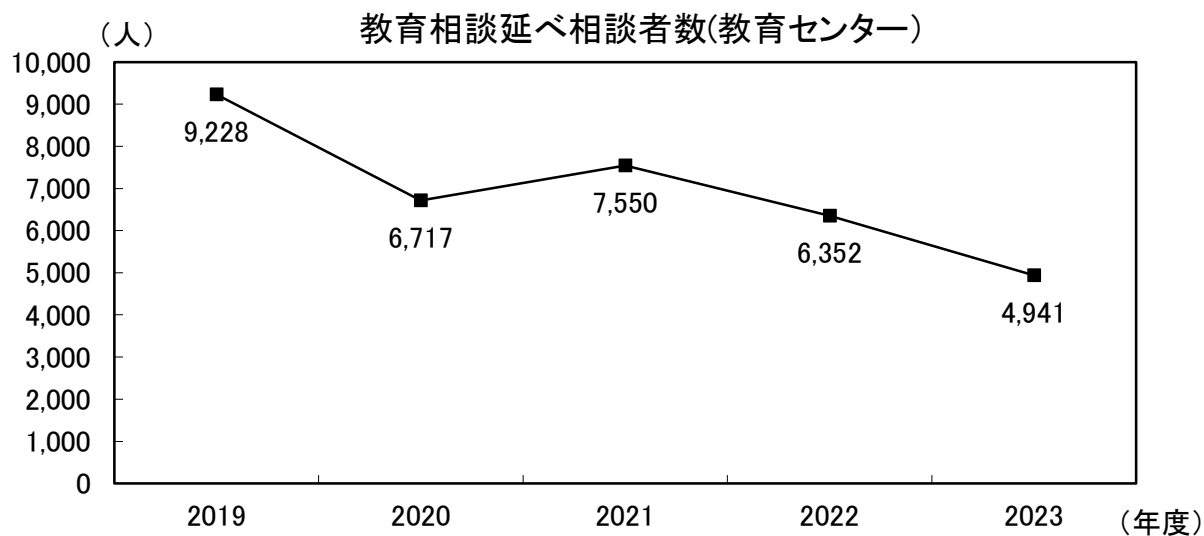
※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言・レッドステージ発令中は電話相談事業のみ実施。

スクールカウンセラー★の状況



資料:豊中市教育委員会児童生徒課調べ

※ 平成28年度(2016年度)と平成29年度(2017年度)は小学校にも設置。



資料:豊中市教育委員会児童生徒課調べ

※平成31年度(2019年度はコロナウイルス感染対策のため、3月の相談を休止。

2023年度教育相談における主な相談内容(延べ相談者数)

○ 行動	959 人
○ 不登校	966 人
○ 養育不安等	483 人
○ 構音障害	666 人

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

児童虐待相談件数推移(豊中市分、池田子ども家庭センター分)

受付機関	2019 年度	2020 年度	2021 年度
豊中市	961	1,049	1,159
(通告)	(473)	(544)	(617)
(対応)	(488)	(505)	(542)
池田子ども 家庭センター※	1,210	1,061	1,145
合 計	2,171	2,110	2,304

受付機関	2022 年度	2023 年度
豊中市	1,058	1,312
池田子ども 家庭センター※	1,051	
合 計	2,109	1,312

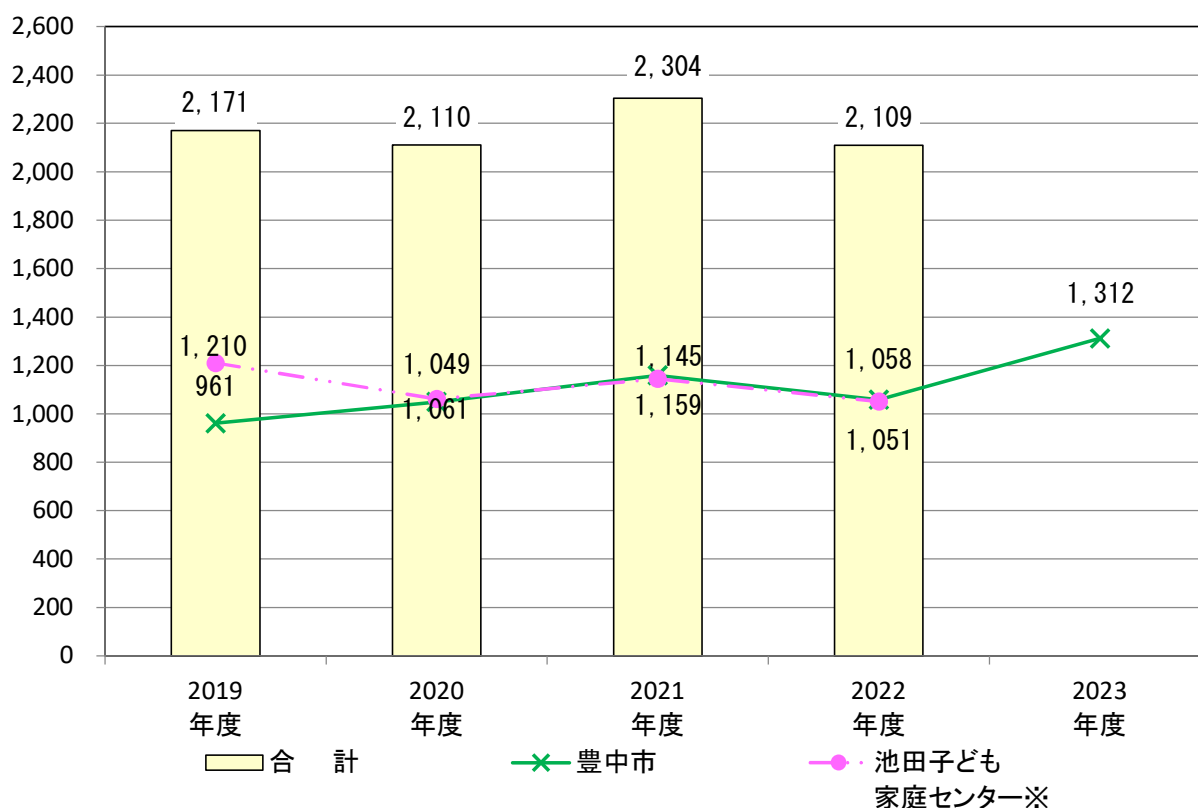
※池田子ども家庭センターの件数は、秋頃に公表予定

通告件数: 児童虐待を受けたと思われる児童について相談や通告を受けた件数。

対応件数: 市町村が児童虐待に関する相談等を受けて相談援助活動を行った児童数。

※池田子ども家庭センターは令和6年(2024年)4月～箕面子ども家庭センターに名称変更

(件)



資料: 大阪府池田子ども家庭センター資料及び豊中市こども安心課調べ

児童虐待相談件数...児童相談所や市町村が児童虐待に関する通告及び相談(疑い、おそれを含む)を受け付けた件数。児童福祉法改正により、平成17年度(2005年度)から市町村も通告を受け付けている。

※池田子ども家庭センターが受け付けたもののうち豊中市域で発生したもののみ

児童虐待児童数 種別の推移(豊中市)

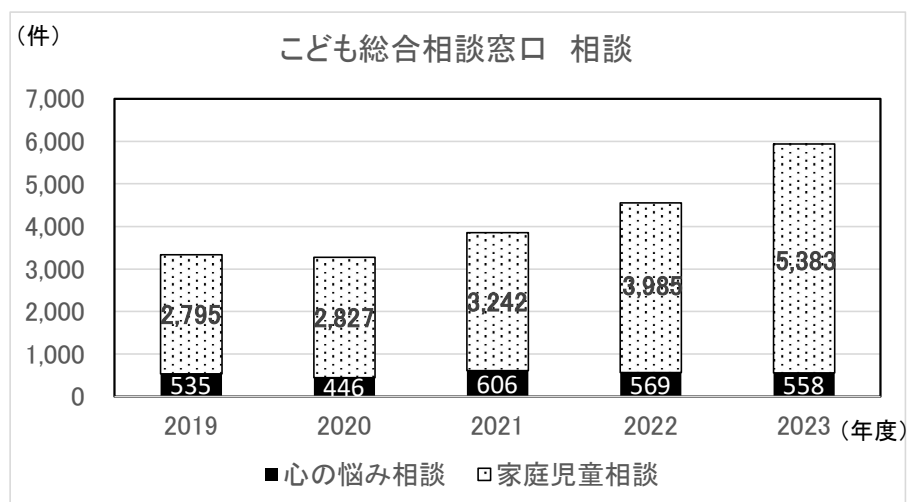
年度	合計件数 (人)	内訳(虐待の種別)			
		身体的	ネグレクト	心理的	性的
2022	1,058	261	276	519	2
2023	1,312	264	415	627	6

※虐待種別について

身体的: 児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えることなど

ネグレクト: 著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ることなど

心理的: 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことなど



2023年度相談件数の内訳

											(件)
	子ども 本人	父	母	その他 親戚	小学校	中学校	高校	こども園等	関係 機関	不明	合計
件数	1,312	118	1,737	82	48	29	15	73	2,460	67	5,941

資料: 豊中市こども支援課調べ

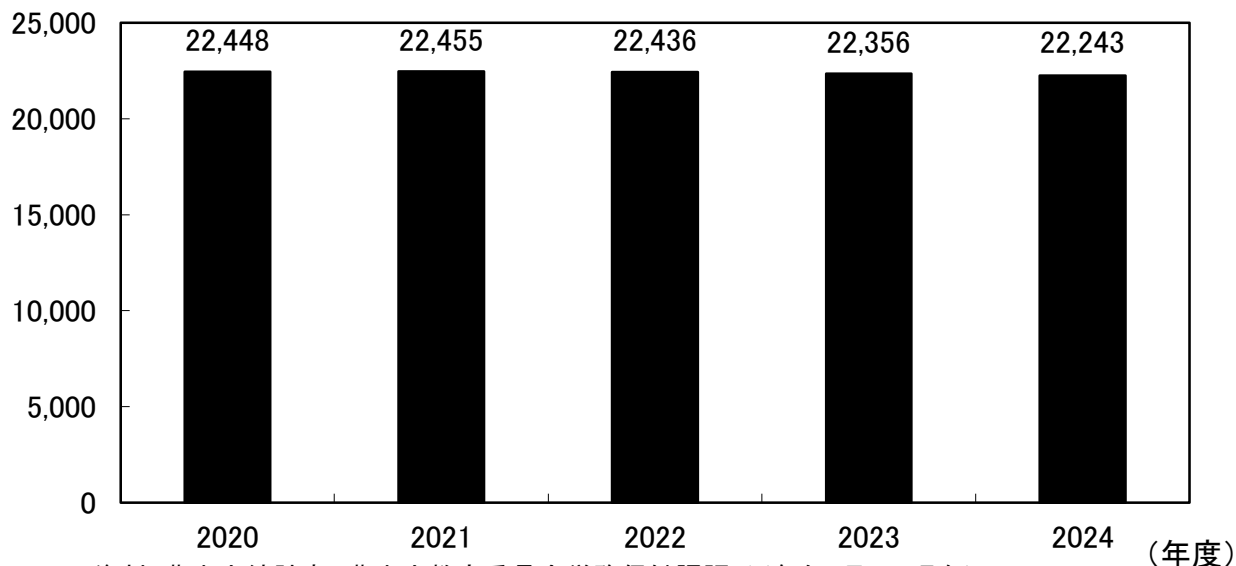
※児童虐待相談対応児童数…市町村が児童虐待に関する相談等を受けて相談援助活動を行った児童数。

5. 小・中学校・義務教育学校の状況

概 要

・児童数及び生徒数は、ほぼ横ばいとなっています。

(人) 小学校・義務教育学校(前期課程)児童数(40校)

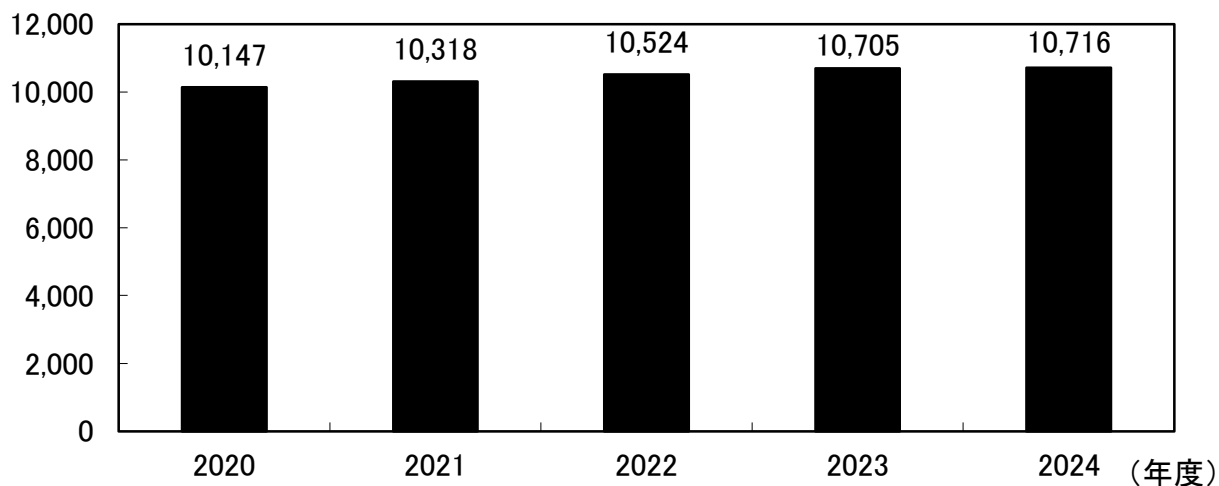


資料: 豊中市統計書、豊中市教育委員会学務保健課調べ(各年5月1日現在)

※私立含む。

※令和5年度(2023年度)から庄内小学校、野田小学校、島田小学校が庄内さくら学園に統合。

(人) 中学校・義務教育学校(後期課程)生徒数(20校)



資料: 豊中市統計書、豊中市教育委員会学務保健課調べ(各年5月1日現在)

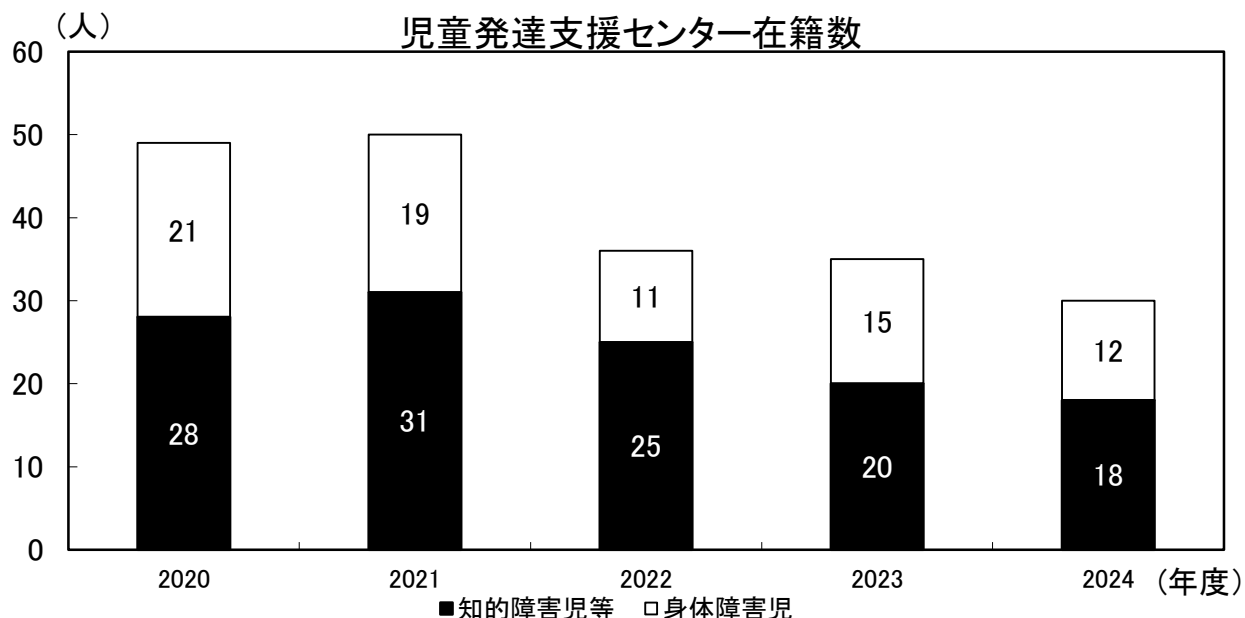
※私立含む。

※令和2年度(2020年度)から第六中学校、第十中学校が庄内さくら学園中学校に統合。

6. 障害児等の状況

概 要

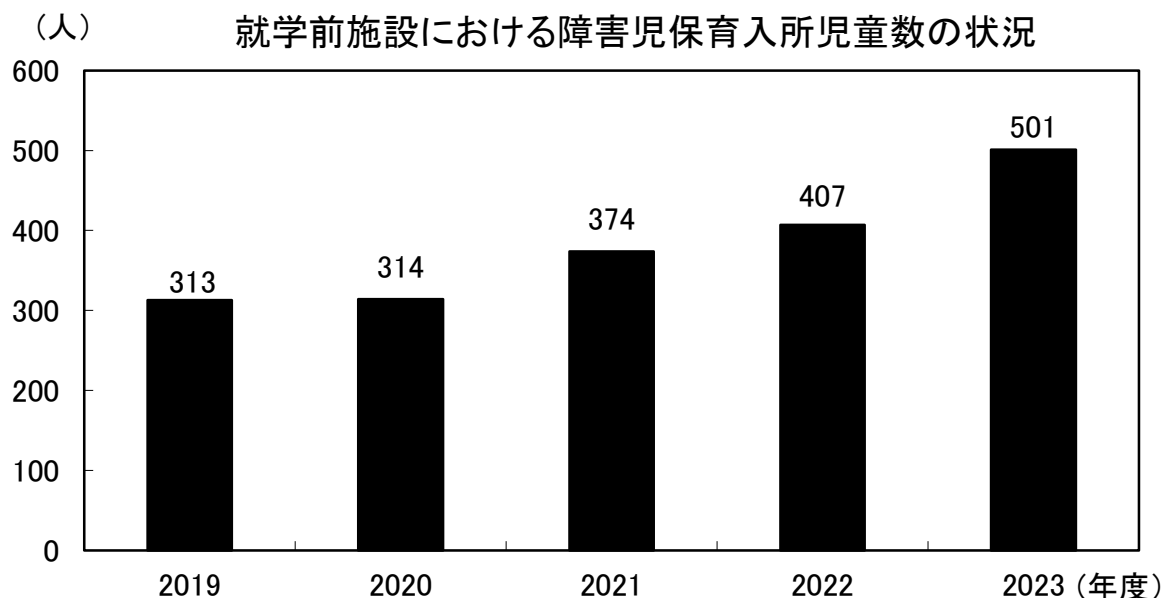
・障害児保育入所児童数、小学校及び中学校の支援学級在籍者数、放課後こどもクラブの障害児受入れ人数は増加傾向にあり、就学前施設から中学校に至るまで、配慮の必要なケースが増加しています。



資料：豊中市おやこ保健課調べ（各年4月1日現在）

※児童発達支援センター利用者のうち、通園・療育事業の利用者数。

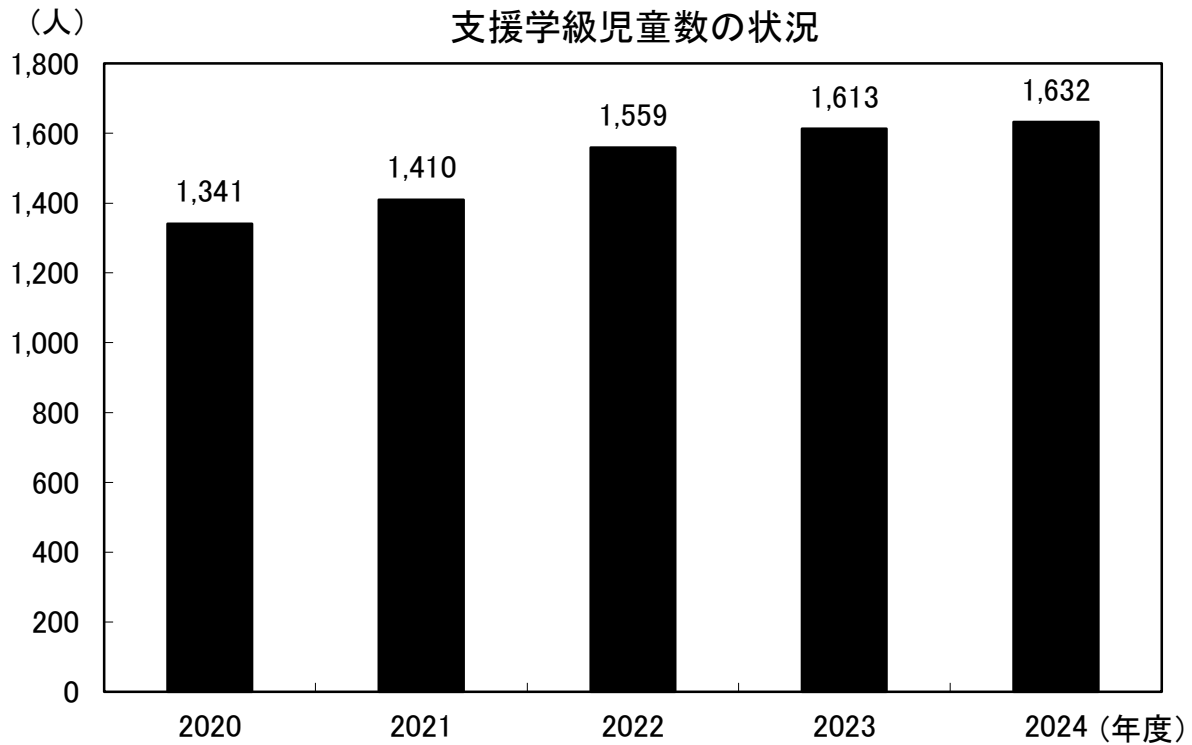
※令和元年度（2019年度）にあゆみ学園（知的障害児等）としいの実学園（身体障害児）を児童発達支援センターに統合した。



資料：豊中市こども事業課調べ（各年4月1日現在）

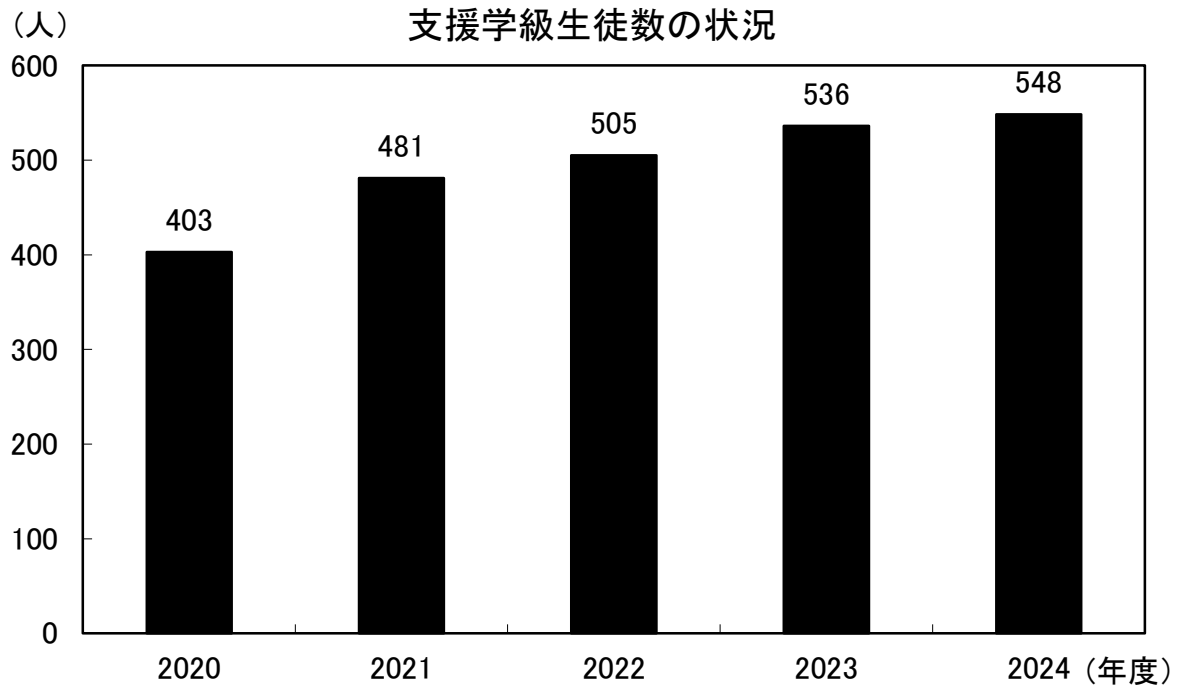
※平成26年度（2014年度）までは公立及び民間保育所の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。平成27年度（2015年度）から、公立認定こども園及び民間保育所、私立認定こども園、私立幼稚園（新制度）の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。

市立小学校・義務教育学校(前期)における
支援学級児童数の状況



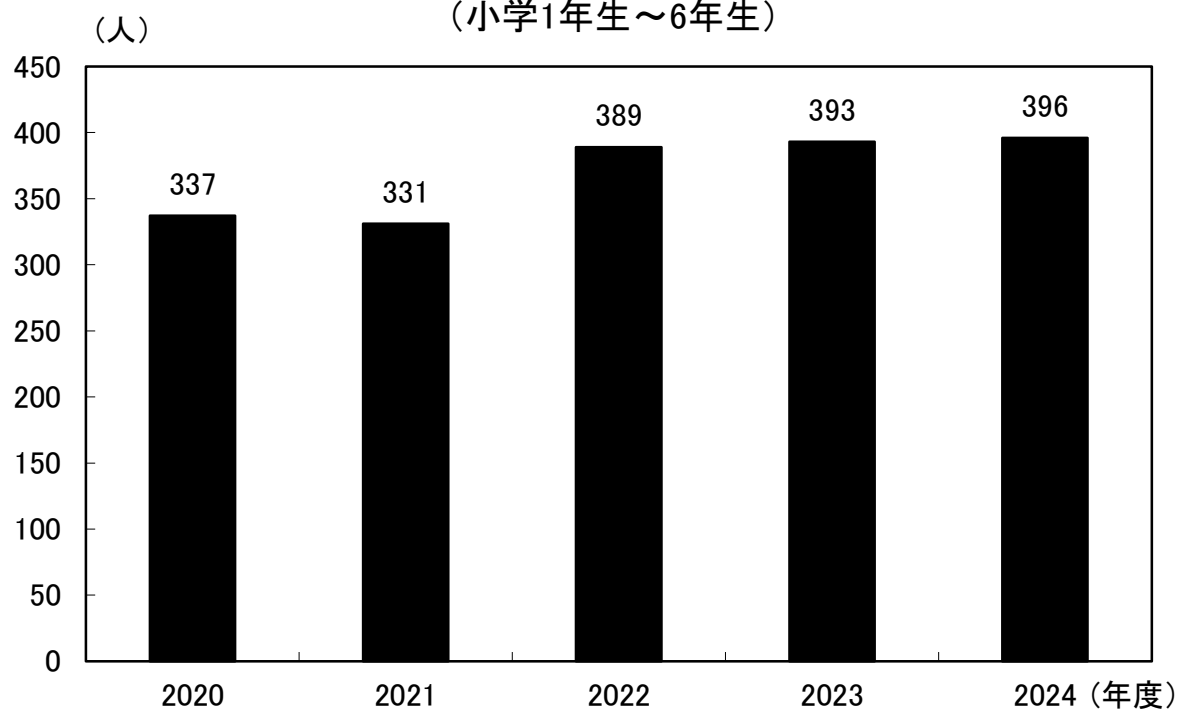
資料:豊中市教育委員会児童生徒課調べ(各年5月1日現在)
※平成20年度(2008年度)に「養護学級」から「支援学級」に名称変更。

市立中学校・義務教育学校(後期)における
支援学級生徒数の状況



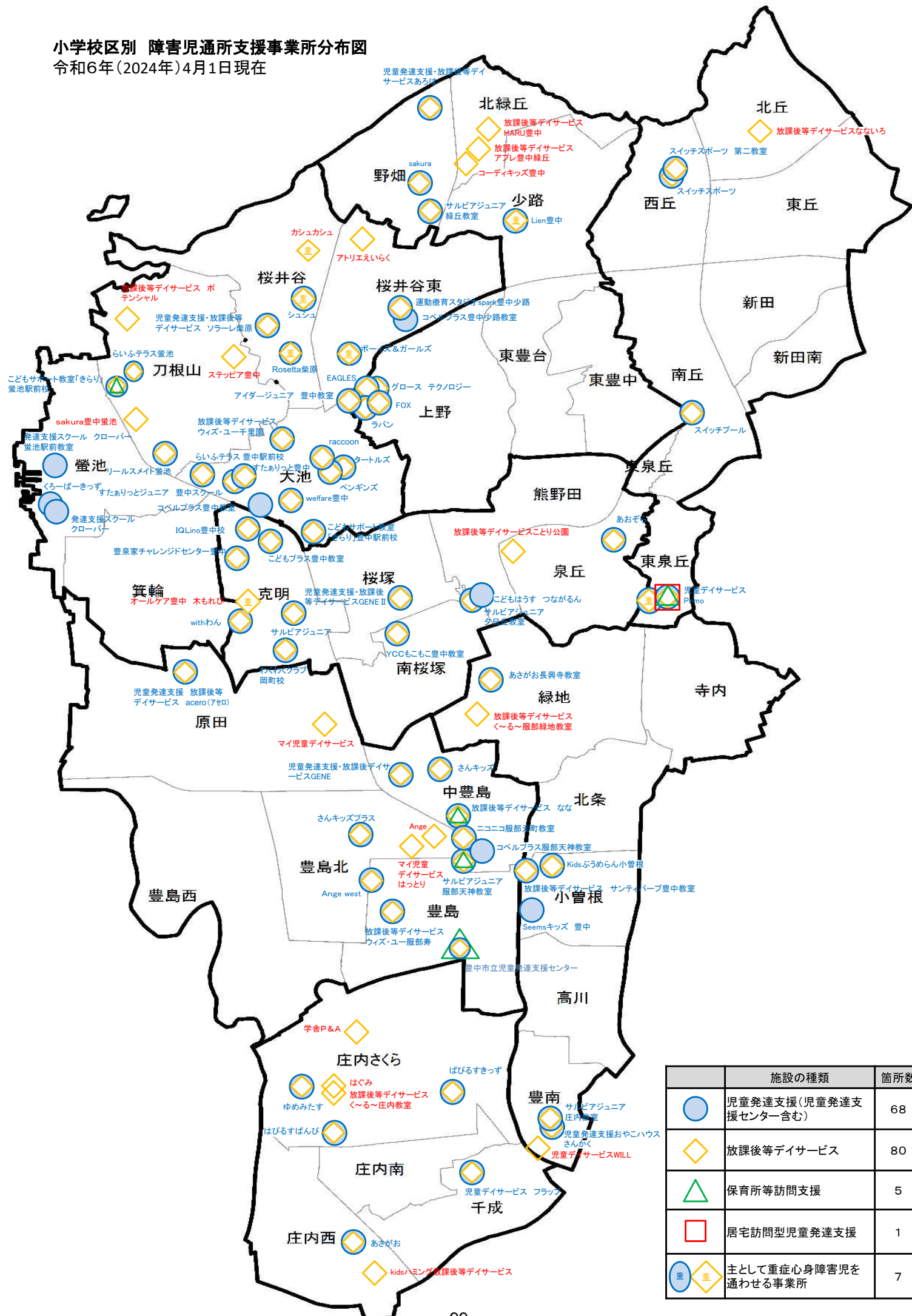
資料:豊中市教育委員会児童生徒課調べ(各年5月1日現在)
※平成20年度(2008年度)に「養護学級」から「支援学級」に名称変更。

放課後こどもクラブの障害児受入れ人数
(小学1年生～6年生)



資料: 豊中市教育委員会学び育ち支援課調べ(各年5月1日現在)

小学校区別 障害児通所支援事業所分布図
令和6年(2024年)4月1日現在

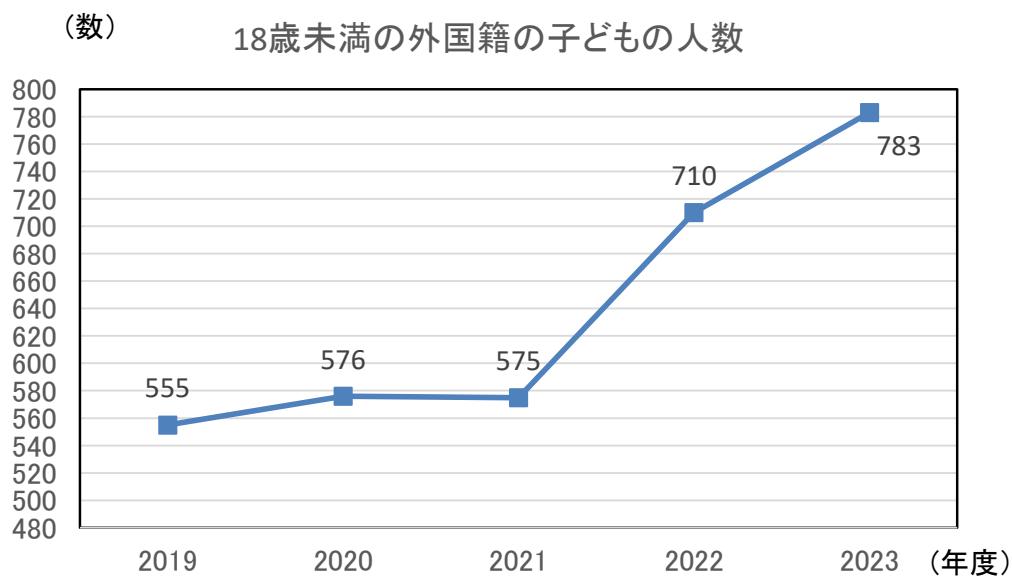
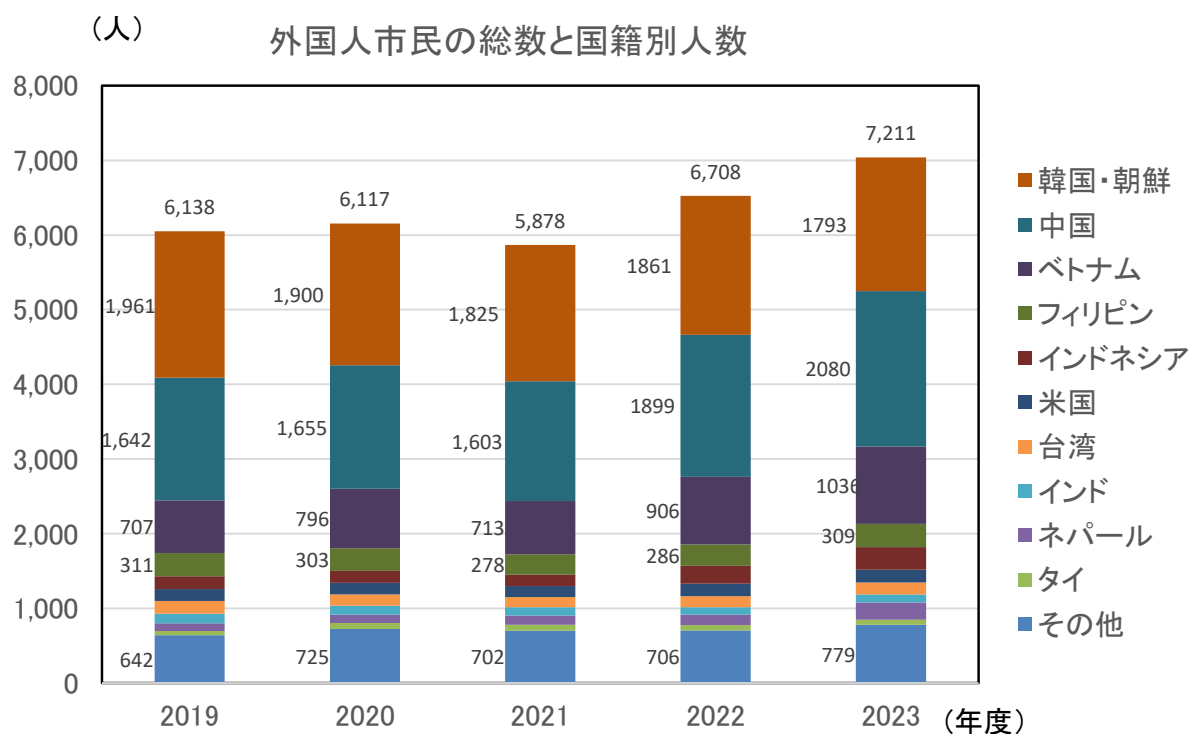


	施設の種類	箇所数
	児童発達支援(児童発達支援センター含む)	68
	放課後等デイサービス	80
	保育所等訪問支援	5
	居宅訪問型児童発達支援	1
	主として重症心身障害児を 通わせる事業所	7

7. 外国人市民の状況

概 要

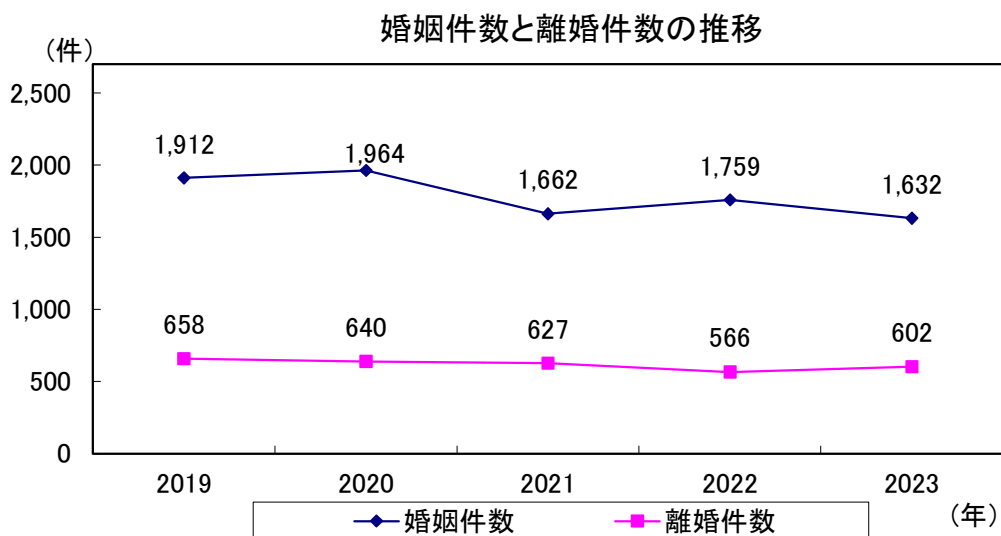
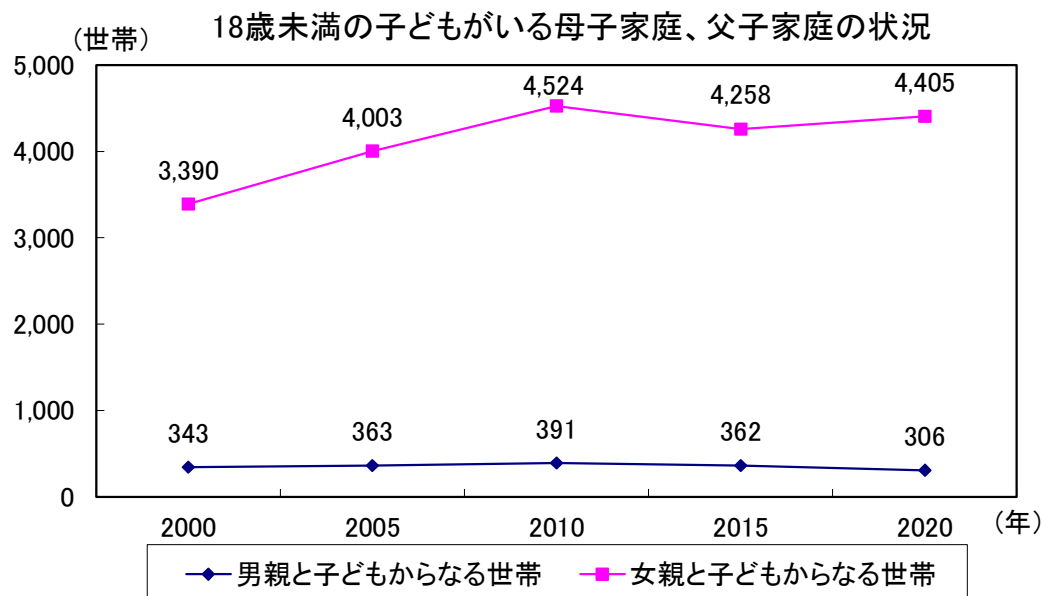
・18歳未満の外国籍の子どもの人数は、令和3年度(2021年度)から年々増加しています。



8. ひとり親家庭等の状況

概 要

- ・女親と子どもからなるひとり親世帯の数は、令和2年(2020年)の国勢調査では増加しました。
- ・児童扶養手当を受給する理由は「離婚」が8割以上であり、最多となっています。



2023年度児童扶養手当受給理由別受給権者数

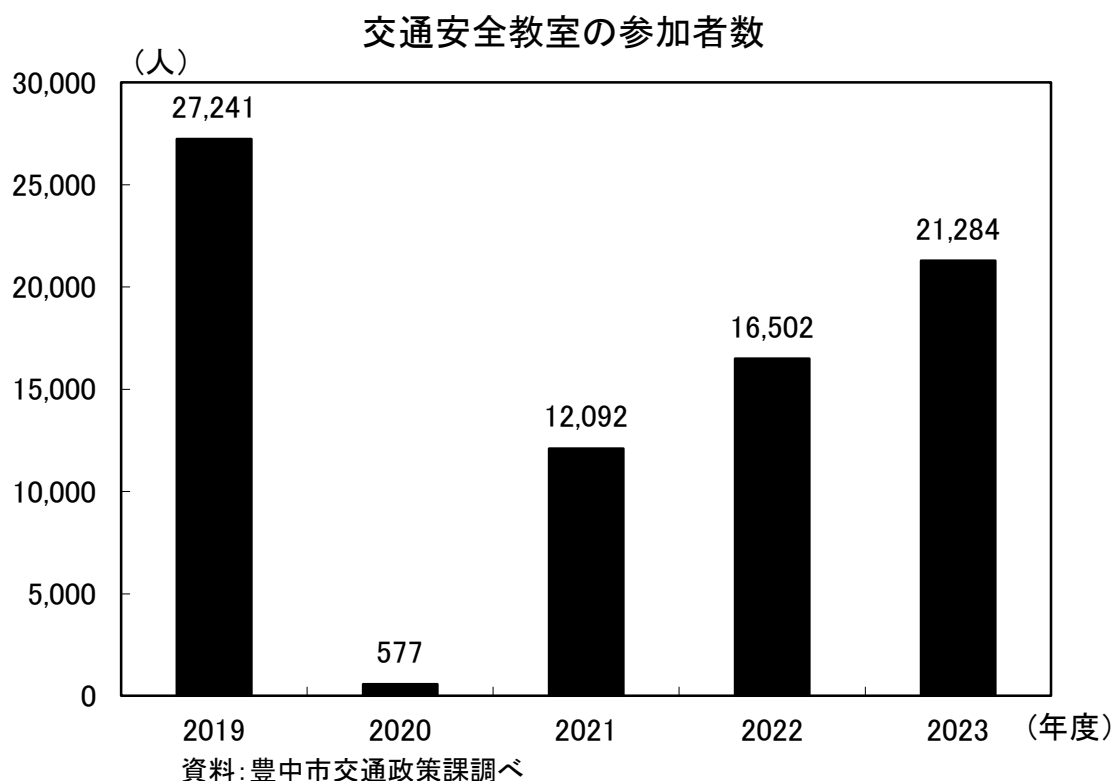
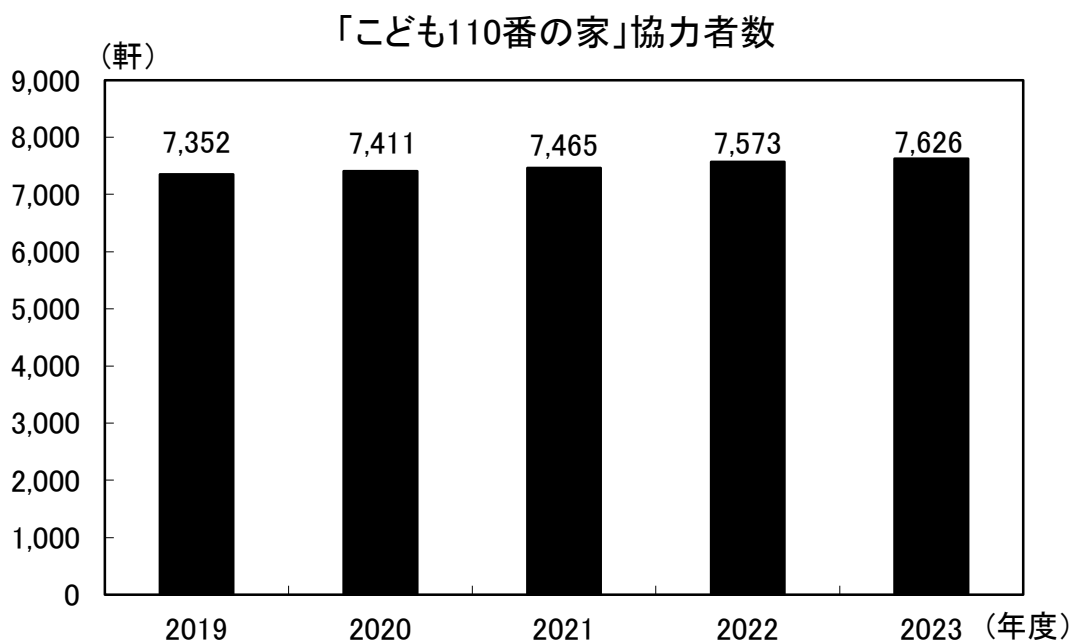
計	離婚	死亡	父障害	生死不明	遺棄	拘禁	未婚	保護命令	その他
2,812	2,311	37	25	0	11	1	423	3	1

資料: 豊中市子育て給付課調べ

9. 安心・安全

概 要

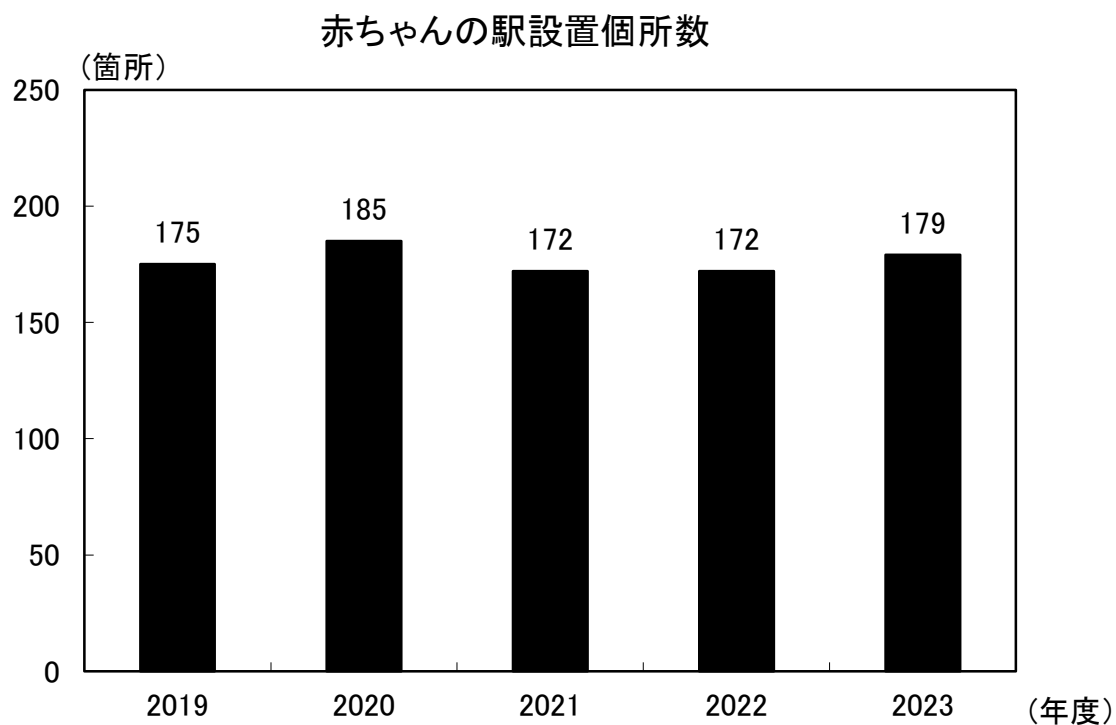
・「こども110番の家★」協力家庭数、「とよなか子育て応援団」登録数は年々増加しています。



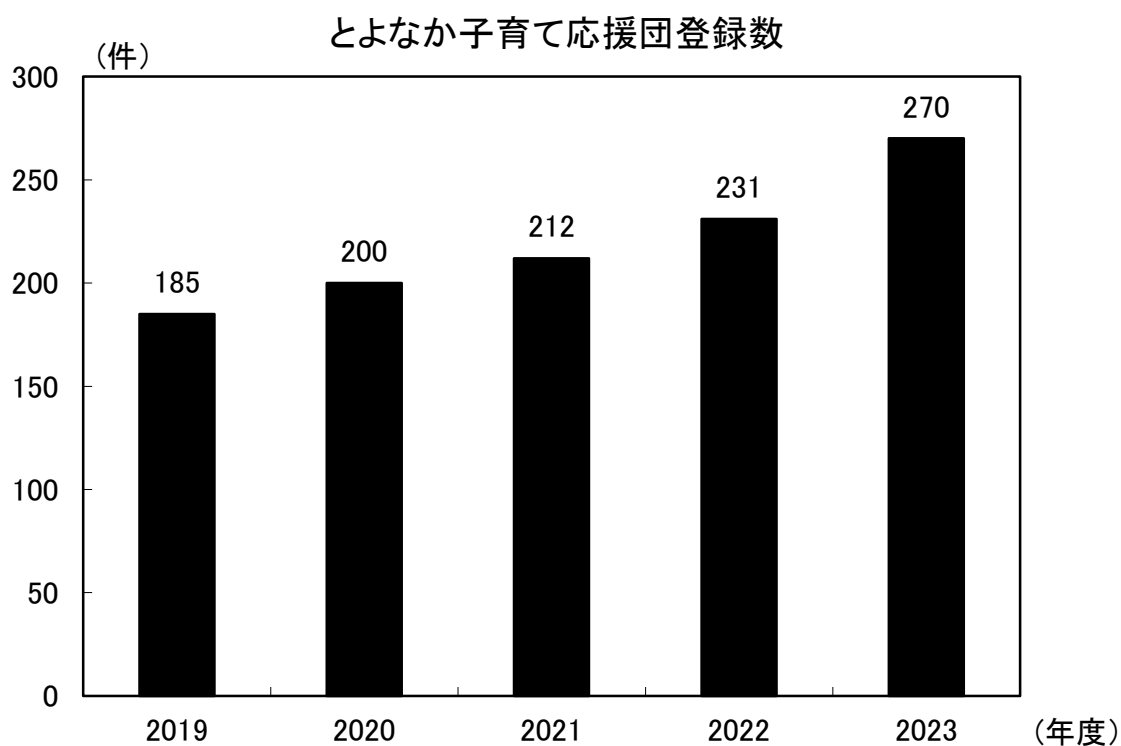
※2020年度はコロナ禍で対面での実施を自粛し、試験的にオンライン形式で小学校2校実施。

※2021年度においても対面での実施を自粛し、オンライン形式で実施。(幼稚園・こども園4園、小学校24校、中学校3校、高等学校2校)

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。



資料: 豊中市こども政策課調べ



資料: 豊中市こども政策課調べ

こども審議会からの評価・意見と市の考え方

第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」令和5年度（2023年度）事業実施状況に対するこども審議会からの評価・意見と市の考え方は以下のとおりです。

IV. 重点施策の実施状況

【重点施策1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～】（9ページ）

審議会委員からの意見

子どもの居場所事業の実施について

- ・子どもの悩みが深刻になる前の早い気づきが重要で、その気づきの場の1つとして居場所があると考えています。このため、地域の誰もが参加しやすい様々な居場所づくりの充実が重要です。
- ・市が行っている居場所づくりのほかにも豊中市社会福祉協議会が行っているような地域の居場所づくりなど様々な居場所があるので、市全体としての連携を大切にしながら、施策を進めていただきたいと思います。

市の考え方

はぐくみセンターが中心となり、誰もが参加しやすい一般の子どもの居場所を充実するとともに、主に支援対象児童等を対象とする児童育成支援拠点等の設置を進め、子どもの状況に応じて役割分担を行いながら柔軟に連携できるよう包括的な相談支援体制を構築してまいります。

また、社会福祉協議会をはじめ、地域の既存の事業や資源の活用、各種ネットワークとの連携を重視して、一体的に施策を推進してまいります。

IV. 重点施策の実施状況

【重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～】（13ページ）

審議会委員からの意見

各相談窓口について

- ・相談窓口の情報提供について。市民が相談できる窓口は充実していますが、様々な種類の窓口がありますので、各々の困りごとについて適切な窓口につながるできるよう、支援者をはじめ市民にわかりやすく情報提供を行う必要があると考えます。

市の考え方

はぐくみセンターでは、「こども総合相談窓口」を設置し、子どもとその家庭に関わる様々な相談を一元的に伺う体制を整え、相談者の相談内容に応じて専門相談窓口を案内しております。

また、市職員や関係機関による「こどもの相談支援ネットワーク会議」において、支援者同士の顔の見える関係づくりを行うとともに、相談窓口間の情報共有を図っているところです。

地域の支援者のみなさまに対しては、地域の会議などを通じて、相談窓口の一覧やはぐくみセンターのパンフレットなどを活用しながら、はぐくみセンターを中心とした子ども及び子育て家庭に関する相談支援体制について、より一層工夫をした周知を行ってまいります。

XII. 豊中市の子育て環境の現状

【7 外国人市民の状況】（100 ページ）

審議会委員からの意見

外国籍の子どもについて

・18 歳未満の外国籍の子どもの人数について、2021 年度までは横ばいでしたが、2022 年度、2023 年度にかけて増加しています。特定の年齢層が増加しているなどの特徴はありますか。またその要因は分析されていますか。増加している年齢層に対応する形で事業を実施していく必要があると考えます。

市の考え方

住民基本台帳に登録されている外国人の数は、令和 4 年（2022 年）10 月の新型コロナウイルス感染症による入国制限の緩和等により急増しており、18 歳未満の外国籍の子どもの数も同様に特定の年齢に限らず増加しています。市としての詳細な要因分析は行っておりませんが、国や府が外国人労働者の受入れを進めていることから、その家族も増加していることが子どもの数が増えている要因の一つと考えられます。

今後も、子ども母語教室や若者支援事業など、すでに行っている事業を継続しつつ、外国人市民からの子どもに関する相談等を通じて課題を把握し、ニーズに応じた支援や事業を検討してまいります。

審議会委員からの意見

報告書全体の記載方法について

・令和 5 年度に実施した取組みへの振り返りの中で見えてきた課題や、それらの課題を令和 6 年度以降の施策にどのように反映するかなどの記載があった方が良いと考えます。また、評価指標からはどのように施策の進行状況を評価しているのでしょうか。

・市が実施している事業が市民にさらに伝わるよう、事業の紹介などが掲載されている市のホームページなどにリンクする二次元コードの掲載を増やした方が良いと考えます。

市の考え方

重点施策や施策の柱ごとの報告のなかで、課題や今後の方向性について記載をしている事業もありますが、より分かりやすい表現内容といたします。なお、計画全体の「評価指標」（56 ページ）については、現在策定中の第 3 期計画検討の際に活用するとともに、第 2 期計画最終年度の令和 6 年度の報告書において進行状況についての評価の総括をしてまいります。

また、二次元コードを掲載するなど市民の皆様により伝わりやすくなるような掲載方法についても検討してまいります。

卷 末 資 料

指標等の修正・変更について

令和４年度（２０２２年度）事業実施報告書から指標（値）等に修正および変更のあったところは以下のとおりです。

【修正内容】

Ⅳ 重点施策２《１２ページ～２０ページ》

ページ	事業名			
	修正の理由			
		修正箇所	修正前	修正後
13	こども総合相談窓口 子どもからの相談件数（年代別内訳）			
	記載の数値に誤りがあったため			
		2021 年度中学生	427	472

【修正内容】

Ⅸ 子どもの未来応援施策の推進《５２ページ～５４ページ》

ページ	事業名			
	修正の理由			
		修正箇所	修正前	修正後
53	スクール・ソーシャル・ワーカーによる事案解消率			
	記載の数値に誤りがあったため			
		実績（令和４年度）	53.1	47.1

【修正内容】

Ⅻ 豊中市の子育て環境の現状《９５ページ》

ページ	事業名			
	修正の理由			
		修正箇所	修正前	修正後
95	中学校・義務教育学校（後期課程）生徒数（２０校）			
	記載の数値に誤りがあったため			
		実績（令和４年度）	10,706	10,705

用語の解説

-あ行-

アウトリーチ

訪問・派遣など出向いて行う公共サービスの手法のこと。

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

エンパワメント

個人が持っている能力を引き出し、発揮できるよう支援や援助を行うこと。

-か行-

家庭生活支援員

ひとり親家庭等において、修学や疾病等により一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に派遣または支援員の居宅等において、児童の世話等を行う支援員のこと。

合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。

校内教育支援センター

教室で授業を受けることが難しい児童生徒のための学校内における情緒の安定を図る居場所であり、学習支援を行う場。

こども家庭センター

令和6年（2024 年）施行の改正児童福祉法

に位置付けられた市区町村の機関。子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を維持したうえで、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うことに加えて、サポートプランの作成や地域資源の開拓を担うことで、さらなる支援の充実強化を図るもの。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年（2012 年）8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上をめざすもの。

子どもの安全見まもり隊

小学校区を単位として、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動等を行うことにより、子どもの安全の確保をめざす組織。

こども 110 番の家

「こども 110 番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等。

こどもまんなか

こども大綱において、こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」は、「全てのこども・若者が

身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることが出来る社会」としてその具体的な内容が列記されている。

こどもまんなか応援サポーター

「こどもまんなか」の主旨に共感・賛同し、その取り組みを応援し、自らもアクションに取り組む個人、地方自治体、団体や企業のこと。

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、子どもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、子どもの権利の養護と子どもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

高齢者、障害のある人、子どもなどの対象分野別の個別支援でなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う人や機関のこと。

地域福祉活動支援センターなどを拠点に、地域づくりや制度の狭間や複合的な課題の対応などを行っている。また、福祉なんでも相談のバックアップや地域福祉ネットワーク会議の運営などを通じて、新たな仕組みづくりなども行っている。

-さ行-

主任児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見まもり、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

新・放課後子ども総合プラン

平成 30 年(2018 年)9 月、文部科学省と厚生労働省が策定した令和元年度(2019 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までのプラン。「放課後こどもクラブ」と「地域子ども教室」の両事業の計画的な整備等を推進し、「小 1 の壁」の打破やクラブの待機児童を解消するとともに、次代を担う人材を育成する。推進にあたっては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行える事業を両省が協力して進める。

スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点から子どもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

-た行-

地域教育力

地域の住民や自然、施設などの環境が心身両面の成長や発達に与える影響力

-な行-

認定こども園

就学前の子どもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4 類型(①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型)がある。

①：平成 26 年度(2014 年度)までは認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う類型。平成 27 年度(2015 年度)からは制度改正により、学校かつ児童福祉施設としての単一の認可施設となる類型

②：認可幼稚園が保育所機能を備えている類型

- ③：認可保育所が幼稚園機能を備えている類型
- ④：幼稚園・保育所いずれの認可もない地方の教育・保育施設が、必要な機能を果たす類型

る考え方や取組みを重視すること。

-は行-

ピアサポート

当事者・元当事者同士による「体験を共有し、ともに考える」仲間としてのサポートのこと。

ヤングケアラーにおいては、多様な悩みに対し、同世代のヤングケアラーや元ヤングケアラー等に話をきいてもらったり、経験談を聞くことで、安心感を得られたり、様々な選択肢が見えたりする。

部分登校支援員

小学校の校内教育支援センターに青少年交流文化館いぶき（創造活動）の児童等活動指導員を派遣し、教育支援センターの取組みについて指導助言を行う。令和５年度（２０２３年度）は６校に派遣。

別室登校支援員

中学校の校内教育支援センターに常駐の別室登校支援員を派遣し、見まもり支援・学習支援、学校教職員との連携を行う。令和５年度（２０２３年度）は１０校（うち１校は義務教育学校）に派遣。

-ら行-

レスパイトサービス

家族が育児や介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れ等を防止することを目的に行われるサービス。

-わ行-

ワーク・ライフ・バランス

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図

ご意見・ご感想をお寄せください

この報告書へのご意見・ご感想を募集します。いただいたご意見等は、次年度以降の計画の推進において各事業などの改善へとつなげるために、活用させていただきます。

今後の豊中市における子育て・子育て支援施策の推進のため、ご協力をお願いいたします。

●対象者

豊中市に在住か在勤・在学する人。

●提出方法

ご意見は、別添の用紙に記入のうえこども政策課あて、ファックスか郵便、または電子メールでお送りください。直接、お持ちいただいても結構です。

●提出先

郵送・持参の場合：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 第二庁舎3階

豊中市こども未来部こども政策課

(持参の場合は平日8:45~17:15の間)

ファックスの場合：06-6854-9533 豊中市こども未来部こども政策課

電子メールの場合：kodomom@city.toyonaka.osaka.jp

●記入項目

名前、性別、年齢、連絡先(住所・電話番号・ファックス・メールアドレス等)、ご意見

●提出期間

令和6年(2024年)10月1日(火)~令和6年(2024年)11月15日(金)必着

●資料の設置場所

◇豊中市役所(第二庁舎3階こども政策課、第二庁舎4階市政情報コーナー)、庄内出張所、新千里出張所、子育て支援センターほっぺ、地域子育て支援センター(16か所)、市民活動情報サロン、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、とよなか都市創造研究所、生活情報センターくらしかん、図書館(8か所)、公民館(4か所)、青年の家いびき、教育センター、少年文化館(2か所)、文書館でご覧いただけます。

◇市のホームページからもご覧いただけます。

ホームページアドレス：<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

●意見提出上の注意

あなたから提出されたご意見等は、名前、連絡先等を除き、公表されることがあることをあらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。

なお、ご意見等に対し、個別には回答いたしかねますので、その旨ご了承ください。

●問合せ

豊中市こども未来部こども政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 (電話：06-6858-2259)

こどもすこやか育みプラン・とよなか令和5年度（2023年度）事業実施報告書
への ご意見・ご感想

豊中市こども未来部こども政策課 あて

FAX：06-6854-9533

令和6年（2024年）11月15日（金）必着

Email：kodomo@city.toyonaka.osaka.jp

＊電子メールの場合は件名を「事業実施報告書への意見」とし、本文に下記の事項を記載してください。

名 前		連 絡 先 (電話・メールアドレス等)			
住 所		性 別	男・女	年 齢	歳
1. 令和5年度（2023年度）の事業実施状況について《5～103ページ》					
2. 審議会評価・意見に対する市の考え方について《104～105ページ》					

ご協力ありがとうございました。

**第 2 期豊中市子育て・子育て支援行動計画
こどもすこやか育みプラン・とよなか
令和 5 年度(2023 年度)事業実施報告書**

令和 6 年(2024 年)10 月
豊中市こども施策推進本部会議事務局
豊中市 こども未来部 こども政策課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1
TEL 06-6858-2258 FAX 06-6854-9533
